

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	4	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

仮特別徴収税額等の還付において公金受取口座情報の照会及び利用が可能な場合の明確化

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号に規定される税等のうち年金所得に係る仮特別徴収税額の還付の支給事務を処理するために必要な情報であれば、還付対象者の公金受取口座の利用の意思に関わらず、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会が可能な旨をデジタル庁から各府省及び地方公共団体へ通知し、明確化すること。

仮特別徴収を実施している税等を所管する省庁から、還付発生時には上記運用が可能であり、下記プッシュ型還付を行って問題ない旨を地方公共団体へ通知し、明確化すること。

【プッシュ型還付の具体的なスキーム】

- ①還付発生
- ②(還付対象者の公金受取口座利用意思の確認を経ずに)情報提供 NWS を通じて全還付対象者の公金受取口座の情報を照会
- ③(公金受取口座の登録があった場合)公金受取口座へ振り込む予定である旨の通知を還付対象者へ送付(公金受取口座への振込を希望しない方のみ、期限内に振込を希望する口座情報の回答を求める)

④還付実施

なお、公金受取口座を登録していない方(②で公金受取口座の情報を取得できなかった方)については、従来通りの手法で還付を行う。

具体的な支障事例

仮特別徴収税額は、前々年中の所得割額等から算出する税額であり、見込みで特別徴収することから、正確に税額が決定する納税通知書の発送(6月頃)と同時に、大量に還付事務が発生する。(令和5年:687件、令和6年:1,381件(定額減税の影響により増)、令和7年:640件)

これを還付するにあたっては、現在、次の手順と示されており、還付先口座を1件1件、本人に確認しなければならない。

回答がないことの再照会、記載誤りによる振込エラー、振込誤り等の事務負担やリスクを抱えることになることが課題となっている。

1 還付発生

2 還付先口座の照会

(公金登録口座を利用しない場合)

3-1 回答受領(口座情報手書)

4-1 システムへ口座情報を入力

(公金登録口座を利用する場合)

3-2回答受領(公金受取口座利用の意思表示)

4-2情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報の取得

5支払手続き+還付通知

本提案事例については、収入減少や所得控除の増額によって起こり起こり得るもので、大量の件数であることから還付が遅れてしまうことは、納税義務者への不利益につながることから、本改正により迅速な還付を実現できる仕組みを整えたい。

上記支障事例は、件数の多い住民税の年金所得に係る仮特別徴収税額等に関する還付を具体例として挙げたが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療健康保険料についても、同様に年金所得に係る仮特別徴収を実施しており、還付が発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

還付先口座の記載に煩雑性を訴える者がいる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事前に公金受取口座情報を取得し、プッシュ型による還付を可能とすることで、次の効果が見込まれる。

なお、公金受取口座の登録状況等から約6割の者に事務改善効果が見込まれる。

(納税義務者のメリット)

・迅速な還付を受けることができる。

・公金口座を登録している者で公金受取口座への還付を希望する者は書類の記載及び返送が不要となる。

(自治体側のメリット)

・還付先口座の照会から回答受領までの2段階を1段階に省略できることにより、時間短縮・経費削減が見込まれる。

・公金受取口座の推進ができる。

・公金受取口座の利用により記載誤りによる振込エラーや振込先情報の入力を簡略化できる。

根拠法令等

地方税法第17条、第321条の7の8、第321条の7の10、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条、第9条、第10条、介護保険法第140条、国民健康保険法第76条の4、高齢者の医療の確保に関する法律第110条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、厚木市、名古屋市、半田市、名張市、大阪市、枚方市、姫路市、芦屋市、小野市、諫早市、特別区長会

○同様の支障事例あり。税額が決定した翌月(7月)は、還付事務が大量に発生している。

○当市では、年金所得にかかる市県民税の仮特別徴収について、本算定後に多くの過誤納金が発生(年間1,000件程度)し、還付通知、還付依頼書を送付している。問い合わせ対応や、回答がない場合の再送付、また還付処理が集中することによる事務の負担が大きい。還付対象者も高齢であるため、受け取りのための手続きが負担となっている。

○提案市同様に6月に同時大量に還付業務が発生している(年間約600件)。そのうち新規に口座照会している件数は約200件ある。

○仮特別徴収税額の還付支給事務については、当市の実態としても時間を要しているため、プッシュ型還付には必要性を感じている。

各府省庁からの第1次回答

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところによる。

情報提供主務省令(※)において、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用できるようすでに措置されており、仮特別徴収税額の還付を含む給付金等の支給事務を処理するために必要な情報照会であれば、利用の意思表示に関わらず情報照会することも法令上可能であることはデジタル PMO に掲載している「公金受取口座登録制度 FAQ」(Q2-5)において、自治体向けに既に周知している。

以上から、仮特別徴収税額の還付事務について、法令上、すでに本人の公金受取口座利用意思にかかわらず情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報を取得し、当該口座に還付できるよう措置されているため、各地方団体において適切に対応されたい旨、地方団体に周知してまいりたい。

また、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の過誤納金の還付についても、住民税と同様の状況であり、住民税と同様に地方団体に周知を行うことについて検討してまいりたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

既に法令上、運用可能である旨を承知した。

給付金等の支給事務には「地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付」(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号)に関する事務が含まれ、情報提供主務省令において措置されていれば、当該運用が可能であると解される。

これは、本提案に係る事務にとどまらず、幅広い範囲での事務効率化、及び公金受取口座の利用率・利便性向上が見込まれるものである。したがって、住民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の担当課をはじめ、情報提供主務省令において公的給付支給等口座登録簿関係情報を情報照会することができる部署や地方団体に速やかに周知することを求める。

なお、当該実務にあたっては、追加共同提案団体等からも示しているとおり、処理件数が多く、現場の業務を逼迫させている現状がある。情報提供ネットワークシステムを利用した公金受取口座の一括照会の方法を含めた簡易的な事務フロー案が展開されることで、全国的に安定的かつ効率的な運用が可能になる。したがって、実務上の観点から、事務フロー案の周知を要望する。

さらに、取込機能、並びに還付通知の出力を行うには、地方団体システムの改修等が必要となるが、各団体で調達するのはコスト効率が低いため、標準化の観点から国においてシステム整備を行うことを検討されたい。

また、当該運用は、公金受取口座の高い登録率があつてこそ最大限の効果が発揮されるものである。しかし、実務上、住民側の登録口座の認識に齟齬があるケースが少なくなく、登録口座の変更手順を聞かれることがある。住民側の利便性向上及び自治体側の負担軽減のためにも、国において引き続き、適切な登録及び利用促進を進めていくことを求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところにより処理されたい。

そのうえで、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公

金受取口座情報を利用可能である旨については、提案団体の意向を踏まえ、地方団体に対し速やかに周知することとしたい。

また、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険においても公金受取口座情報の利用が可能である旨、地方団体に対し速やかに周知することとしたい。

公金受取口座について、公金受取口座の登録をされていない年金受給者を対象とし、受給者ご本人から不同意の申出がない限り、年金の受取先として登録している口座を公金受取口座として登録することを可能とする「行政機関等経由登録の特例制度」を実施しているところであり、デジタルでの手続きに不慣れな方や金融機関へ手続きに出向くことが難しい方でも、本特例制度を通じて簡易に公金受取口座の登録ができるよう登録方法の拡充を図り、公金受取口座の登録促進に取り組んでいる。

今後も公金受取口座の登録数を更に増やしていくことが重要と考えており、引き続き、制度の周知・広報を進めることなどを通じて公金受取口座の登録を促進してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	20	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。
具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法第7条第1項に基づき処分通知等をオンライン化する場合、対象者全員にオンライン処分通知等を希望するか否かの意思表示を求め、同意が得られた者にしかオンラインで処分通知等を行うことができない。

【支障事例】

(当市における手数料等のオンライン決済が必要な手続の事務フロー例)

①オンラインで申請受付。その際、「納入の通知」をオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいか申請者に確認。

②オンライン決済フォームを申請者に案内し、「納入の通知」をオンライン決済フォーム上で実施。上記①で郵送を希望した者には紙媒体でも「納入の通知」を送付。

③申請者によるオンライン決済の実施。

このように、オンライン申請・決済であるにもかかわらず、希望者には紙媒体での通知が必要となっている。

なお、「納入の通知」は地方自治法施行令第154条第3項で書面による通知と規定されているところ、法第7条第1項を適用し、オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示することをもって相手方に通知したものと扱っており、当該扱いについては問題ない旨を令和5年3月に総務省及びデジタル庁に確認している。

【制度改正の必要性】

申請等がオンラインで行われているにもかかわらず、相手方の同意が得られなければ処分通知等を書面で送付しなければならないのは事務負担も大きく、デジタルファースト原則(法第2条第1号)の観点からも適当ではないと考える。

【支障の解決策】

法第7条第1項に基づくオンライン処分通知等を行う際の相手方の同意については、オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う場合に限り相手方の同意を不要とする。

なお、当市では保育分野等、具体例以外の手続でも処分通知等のオンライン化を検討しているところ、法第7条

第1項ただし書きが支障となり得ることから、「支障事例」に記載の「納入の通知」に限らず、オンライン申請等に対して行う全ての法第7条第1項に基づく処分通知等において同意を不要とすることが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、法第7条第1項に基づきオンラインで行われた申請等に対して、相手方の希望に応じてオンライン処分通知等と書面での処分通知等の2通りを用意しておかなければならず事務フローが複雑であるが、制度改正によりオンライン申請等に対してはオンライン処分通知等と対応が一本化されることで、事務フローが簡略化される。

なお、当市は現状オンライン処分通知等の実施事例が少なく、支障事例は限定的であるものの、今後、オンライン処分通知等を本格的に実施していく際、現行制度のままでは複雑な事務フローを各手続で構築していかなければならず、各部署での事務負担が生じることを懸念している。

※本提案は、民間事業者のように紙での処分通知等を求める際は追加費用を申請者に求める方向性とはせず、行政手続のデジタル完結と業務効率化を図りつつ、書面での申請者には希望に応じて書面またはオンラインで通知する制度とすることで、書面ニーズにも応えようとするものである。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項但し書及び当該規定の定める主務省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市

○デジタル庁では「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しており、処分通知等のデジタル化を進めている状況であり、現行制度の相手方へ同意については、支障となると考えられる。

○オンライン申請の様式にオンライン処分通知等の同意の文言を追加する必要がある。

○e-Gov等のシステムは自治体で様式の修正等を行えないため、別の方法でオンライン処分通知等の同意を得る必要がある。

各府省庁からの第1次回答

【デジタル庁】

オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の同意要件の緩和については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項の改正をせずとも、各手続等の根拠となる個別法令によって対応することが可能である。

なお、デジタル行政推進法では、個別法令の規定により書面等の方法が定められている手続等について、個別法令の規定を改正することなく、手続等を所管する各省庁の省令等（「主務省令」）で定めることにより、当該手続等のデジタル化・オンライン化を可能とするスキームとなっている。このため、相手方の同意要件の緩和に関するデジタル行政推進法第7条第1項の改正については、各手続等を所管する各省庁のニーズ等を踏まえた上で検討を行う必要がある。

【総務省】

ご指摘のとおり、デジタル行政推進法第7条第1項では、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるとされているが、これは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るとされていることから、現行法上、通知を受ける者の同意が必要となっているものである。

この点に関し、処分通知等を受ける旨の表示の方式は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第9条において、「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関の定めるところによる届出」の方式等と規定されており、どのような方法で処分通知等を受けることを希望する旨の届出を受け付けるかは、当該処分通知を行う

行政機関において判断されるものであることから、ご提案のように、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることは、当該機関の判断によりできるものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、上記のような解釈を明確化して周知すること等を検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル庁見解では、本法の趣旨が、「個別法令の規定を改正することなく(中略)オンライン化を可能とする」ことであるとしているにもかかわらず、同意要件の緩和については個別法令によって対応すべきとしている。しかしながら、デジタル行政推進法が存在しているために個別法令ではオンライン処分通知等に関する規定は設けられておらず、同法第7条第1項を根拠にオンライン化されるものとする。仮にデジタル庁見解のとおり、個別法令で対応するならば、まず個別法令上にオンライン処分通知等に関する規定を改めて設けたうえで、同意要件の緩和についても規定しなければならず、本来、個別法令の改正を行わずにオンライン化を実施するとした本法の趣旨に反するものとする。

また、主務省令についての言及もあるが、デジタル行政推進法の逐条解説(内閣官房編著)では、同意要件を「一律に法律における要件として規定することとした」と明記されていることから、オンライン処分通知等における同意要件は現行法上、必須の要件であり、主務省令で緩和することはできないものとする。

そのため、デジタル庁においては関係省庁と調整の上で法改正について検討いただきたい。

総務省見解について、当市で「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示すること」を実施しているのは、「納入の通知のオンライン化」部分であり、「処分通知等を受ける旨の表示の方式」は、申請受付時に、「申請フォーム上でオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいかを申請者に確認すること」としている(「具体的な支障事例」中の事務フロー例①の部分)。当市が提案しているのは、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることではない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

—

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

現行のデジタル行政推進法第7条第1項ただし書きにおける同意要件は、処分通知等を受ける者がオンラインを希望しない場合や、そもそも電子計算機を有しておらずオンラインで受けることができない場合を想定したものであるが、その運用において、オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の表示(同意)の方式については、個別の手続やシステムの性質等に応じて、各主務省令を定める府省庁において適切に判断することができるものであり、デジタル庁としては、各府省庁での運用実態も踏まえ、現行制度の下で可能な運用の考え方について、各府省庁への周知方法を検討してまいりたい。

【総務省】

「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、申請受付時に、「申請フォーム上でオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいかを申請者に確認すること」が支障事例として挙げられているが、この際に必ずしも郵送で行うかどうかを確認する必要はなく、オンライン申請時に申請フォーム上に「当該申請を行う場合には、納入通知をオンラインで送付することを希望したものとみなす」等の必要事項を表示することをもって「処分通知等を受ける旨の表示」とすることが、当該行政機関の判断により可能であると考えられることを第1次回答で示したものである。この場合、支障事例に挙げられている「オンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいかを申請者に確認する」事務フロー自体が不要となり、当該支障事例の解消に資するものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、納入通知のオンライン化にあたっての、デジタル行政推進法第7条第1項ただし書きの「処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式」に係る解釈について、本年度中にお示しできるよう検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	23	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと

提案団体

十津川村

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

令和6年4月1日より施行された改正不動産登記法による相続登記の義務化を契機として、農地法第3条の3及び森林法第10条の7の2第1項に基づく届出について、法務局における相続登記の完了をもって当該届出がなされたものとみなす規定(みなし規定)を設けることにより、自治体の事務負担及び住民負担の軽減を求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】

○相続人の過重な負担と制度の複雑さ

中山間地域においては、複数の行政窓口への同様の情報の提出を求められる現状が、特に高齢の届出者や遠隔居住者にとって過大な負担となっている。

○自治体現場における事務負担の増大

相続登記が完了している一方で、農地法や森林法の届出が未提出である事例が後を絶たない。自治体職員は、法務局からの通知情報と台帳を照合し、未届出者に対して個別に督促を行う等の事務作業に追われており、本来注力すべき農林業振興や鳥獣害対策等の業務が圧迫されている。

○行政情報の不統合

手続きが分散しているため、相続登記の情報と農地台帳・森林簿の情報にタイムラグや不整合が生じ、所有者不明の土地問題の解決を阻害する一因となっている。

【その他】

政府が推進する「デジタル田園都市国家構想」における「書かない窓口」や「ワンスオンリー原則(一度提出した情報は二度提出させない)」の理念にも合致している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民負担の軽減と行政事務の効率化が図られる。

根拠法令等

不動産登記法第 76 条の2
農地法第3条の3
森林法第 10 条の7の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市

○登記済みの場合、登記所からの通知により税務部局で把握している情報を、林務部局においても確認することが可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○【支障事例】地方自治体では年度ごとに更新される地番データをもとに山林の所有者を確認しており、改めて届出を受理する必要性が低いうえに、担当課の窓口では所有地番が対象になるかという届出者からの問い合わせが多く寄せられており、制度の説明や当該山林の地番及び位置確認等に時間を要しており対応が困難な状況である。一方、届出者にとっても、届出を提出するために登記した土地の現状が山林かどうかを確認するための負担が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

農地法第3条の3に基づく、農地の所有権等を相続等により取得した場合の農業委員会への届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地についての権利移動があった場合においても、農業委員会が速やかにこれを知り、その機会をとらえて、農地の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずる必要があることから設けられており、届出者の情報等に加え、農地の権利設定のあつせん希望に関する記載を求めているところ。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、農地における所有実態を把握する観点から、令和5年9月に農地法施行規則を改正し、届出人の国籍・在留資格等の記載についても求めているところ。

御提案の相続登記の情報のみでは、現時点においては、農地の権利設定のあつせん希望や国籍等の情報を把握することはできないことから、相続登記の完了をもって本届出を代替することは困難である。

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたこととみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月より届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の制度と比べて相当長期間の差がある。このため、登記の完了をもって本届出がなされたこととみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、3年以内に相続登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要が生じるおそれがある。

また、仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

ただし、所有者の負担軽減に資するよう、本届出の期限は 90 日以内(森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第7条第1項)とされているところ、相続手続の実態や他制度との整合性等の観点から、管理番号 177 の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の趣旨は、住民に同一情報を重ねて提出させる非効率を解消する点にある。登記情報のみで届出を全て代替することに限らず、不足する情報がある場合には別途情報を収集・取得できる仕組みが構築できれば、住民及び自治体の負担の軽減が可能となるため、前向きに検討いただきたい。

第1次回答では、農地法・森林法の届出が求める国籍等の情報が登記済みの通知に含まれないことを、みなし規定を困難とする理由の一つとされている。しかし、不動産登記規則の改正により、本年 10 月より、所有権の移転登記等に際して所有権の登記名義人には国籍の申出が義務化される。当該国籍情報について市町村と連携する仕組みを併せて整備すれば課題が解消し得ることから、この点の検討を求めたい。

農地の権利設定のあっせん希望については、希望する者が個別に申し出れば足る選択的な情報であり、全届出者から一律に取得するのではなく、別途の申出を求めれば足るのではないかと。

森林法の届出期限との時間差に関する懸念については、森林法の届出期限内に相続登記が完了した事案については届出があったとみなす扱いとし、届出期限内に登記が行われない事案は従来どおりの取扱いとすれば、回答いただいたような問題は生じないのではないかと。地方税法第 382 条に基づく登記済み通知は現状も随時確認しており、事務上の支障となるとは認識していない。むしろ相続登記が完了していながら届出が未了となる事例が後を絶たないのが現状であり、本提案は届出漏れの解消による住民及び自治体の負担軽減に資する。

なお、森林法の届出期限の緩和を検討することだが、重複提出の解消には至らないため、政府が掲げるワンスオンリー原則に沿って、本提案の実現に向けた検討をいただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【東温市】

農地法第3条の3に基づく届出は、従来より該当者全員が届出をする訳ではなく、届出漏れが相当ある上、罰則規定はあるものの、届出対象者の把握が困難であることから有名無実となっている。

令和6年4月に相続登記が義務化されたことに伴い、届出の件数は増えているものの、やはり全員が届出をしている訳ではない。

また、あっせんを希望する場合であっても、農業委員会が当該農地の担い手を探すことは相当困難であり、実効性はない。

外国人の国籍や在留資格に係る記載については、行政側が知る機会を得るのみで、3条の3に規程する事由に該当するものなら農地の取得は必定であり、そうであるなら一般的記載事項のみを知るの十分と考える。

従って、法務局への登記手続きの完了をもって届出をしたものとみなす取り扱いとしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。

なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

本提案の趣旨は、住民に同一情報を重ねて提出させる非効率を解消する点にある。登記情報のみで届出を全て代替することに限らず、不足情報がある場合に別途簡易に情報を収集・取得できる仕組みを構築すれば、住民負担・自治体負担の軽減が可能なのではないか。自治体の実情を十分に考慮したうえで検討いただきたい。不動産登記規則が改正され、所有権の移転登記等の際の申請情報に、新たに所有者となる者の国籍情報が追加される予定となっており、制度を検討するうえで考慮すべきではないか。

「常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)

を確認する必要があるおそれがある」について、提案団体においては、農地法・森林法に基づく必要な届出が未提出の事例が後を絶たず、当該通知を台帳と照合し、未届出者に対して個別に督促等を行っているのが現状であり、このような実情を考慮すべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

農地法第3条の3の届出(以下「届出」という。)において、不動産登記情報により取得できない事項については、引き続き届出により取得する必要があるが、不動産登記情報との重複が生じている事項については、届出の際の記載省略等を検討してまいりたい。

森林を適切に整備・保全するため、森林法第10条の7の2第1項本文の規定による届出(以下「届出」という。)は、森林の土地の所有者の氏名や国籍、土地の面積、利用用途等の情報を適時適切に把握するために設けられているが、不動産登記では利用用途等の情報は把握できないため、引き続き届出による把握が必要となる。一方で、住民負担及び事務負担の軽減についても重要であると考えており、本届出において、届出期限内に相続登記が行われた場合は、不動産登記情報との重複が生じている事項について、届出の際の記載省略等を検討してまいりたい。また現行制度においても、登記情報連携システム(令和10年度の中頃以降順次不動産ベース・レジストリに移行予定)を活用した登記事項証明書の添付省略が可能であり、この周知に努めたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	24	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話 DX の推進

提案団体

宜野湾市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

ボイスボット、IVR 及び通話録音機能を備えたシステムについて、共通 SaaS として国が構築すること。
なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVR として、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる(登録する)ことができるようにすること。

具体的な支障事例

各課の直通番号は整備されているものの、代表電話の受電件数は1日約 800 件(月間約 17,000 件)に上っている。特に週明けは各課の直通電話が集中し、つながりにくい状況が発生しているため、代表電話への架電が集中している。これに伴い、「直通電話が繋がらないため代表電話へかけている」との苦情が1日約 20 件発生している。ごみ処理担当課においては、直通電話への架電が1日約 300 件あり、このうち約 40 件が応答前に切断される放棄呼となっている。マイナンバーが関係する問い合わせについては、内容にかかわらず住民担当課のマイナンバー担当へ電話が集中してしまい、窓口業務に支障が生じている。実際には他部署所管の案件も1日約 10 件あり、適切な担当課への取次ぎに時間を要しており、担当部署への取次ぎを中心とした電話対応業務が職員の大きな負担となっている。現在は人手による振分けを基本としており、自動音声による一次振分けや FAQ 連動型の自動応答機能は未導入であるため、軽微な問い合わせであっても職員が直接対応せざるを得ず、業務効率化が進まない状況にある。

また、庁内各課からは通話録音機能の導入要望がある。近年、電話対応におけるカスタマーハラスメント対策の必要性が高まっており、録音機能は抑止効果及び事後検証の観点から有効であると考えられる。しかしながら、録音データの保存・管理を含むシステムを自治体単独で整備する場合、高額な導入・運用費が発生し、費用対効果の観点から導入に踏み切れない状況にある。

電話 DX サービスは民間クラウド型サービスとして提供されているが、自治体ごとの個別調達が必要となっているため利用規模が限定的であり、スケールメリットが働かない。当市において試算したところ、年間約 2,600 万円の費用負担が見込まれ、現状の財政状況下では予算化が困難である。さらに、音声シナリオ設計や FAQ 整理についても各自治体が個別に構築する必要があり、全国的に重複投資が生じているほか、電話交換業務が経験豊富な職員の判断力に依存するなど、業務の属人化も課題となっている。

以上のとおり、電話対応業務に係る負担増大、カスタマーハラスメント対策の必要性、自治体単独調達による構造的コスト高、ナレッジの分断及び業務の属人化といった支障が顕在化している。これらは当市固有の問題ではなく、全国の自治体に共通する構造的課題であり、個別自治体の努力のみでは抜本的な解決が困難な状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

電話が混雑してつながらず再架電を余儀なくされるほか、直通電話が不通のため代表電話へのかけ直しが発生し、さらに担当外部署への誤案内によるたらい回しにより時間を要している。この結果、急ぎの用件であっても連絡が取れず、必要な行政サービスを適時に受けられない状況が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電話 DX を国主導の共通 SaaS として整備し、全国の自治体が共同利用できる仕組みを構築することにより、住民の利便性向上、行政運営の効率化及び持続可能な行政体制の確立が図られる。

まず、住民にとっては、自動音声による適切な担当部署への振分けや FAQ 連動型の自動応答機能の導入により、問い合わせ先の誤りや待ち時間の減少が期待できる。また、AI オペレーターによる 24 時間 365 日の問い合わせ対応が可能となることで、閉庁時間や休日においても必要な情報を得ることができる環境が整備され、住民の利便性向上につながる。さらに、通話録音機能の標準化により対応内容の透明性が確保され、安心して問い合わせができる環境が整備される。

次に、行政運営の観点では、一次振分けの自動化やナレッジの共通化により職員の電話対応時間が削減され、限られた人的資源を専門性の高い業務や住民対応の質の向上に振り向けることが可能となる。また、クラウド型の共通基盤を活用することで場所に依存しない電話対応が可能となり、政府が推進しているテレワークの推進にも資する。さらに、録音機能の整備はカスタマーハラスメントの抑止及び事後検証を可能とし、職員の精神的負担軽減及び職場環境の改善にも寄与する。

加えて、今後の人口減少に伴い生産年齢人口の減少が進む中、自治体職員数の大幅な増員は現実的ではなく、既存人員で業務を遂行する体制の構築が不可欠である。本制度により電話対応業務の省力化及び標準化を図ることは、人的資源不足への対応策として極めて有効であり、将来的な行政サービス水準の維持にも寄与する。

さらに、全国規模で共通基盤を整備することにより、クラウド利用に係るスケールメリットが働き、自治体単独導入に比してコスト削減が期待できるとともに、音声シナリオや FAQ の共有による重複投資の解消が図られる。例えば、全国一律に実施される給付金事業等において、国が FAQ を作成し共通 SaaS 上で活用することにより、全国の自治体において一定水準の問い合わせ対応を迅速に実現することが可能となり、住民の利便性向上だけでなく職員の負担軽減にもつながる。

また、蓄積された電話対応データを分析することで住民ニーズの把握や業務改善に活用することができ、行政運営の高度化にも資する。

以上のとおり、本提案は、住民サービスの向上、行政の効率化、職員負担の軽減及び人的資源不足への対応を同時に実現し、人口減少社会における持続可能な行政運営の基盤整備につながるものである。なお、共通 SaaS の構築に当たっては、基本的には各自治体で運用するが、必要に応じてナレッジ共有が行えるものが望ましい。また、給付金事業等の国の政策において、一律かつ迅速な対応が求められる場合には、都度、国において FAQ 等を学習させたデータを整備し、各自治体へ共有していただきたい。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、白河市、大田原市、川崎市、須坂市、大村市

—

各府省庁からの第 1 次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットや IVR サービスの SaaS が既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通 SaaS の開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性すらある。こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス(DMP)」を運営しており、当サイト内でもボイスボットや IVR サービス

ビスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス (<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴見では、共通 SaaS の整備は民業圧迫や国・地方全体の費用増加につながる可能性があり、適切ではないとされている。

しかし、共通 SaaS は必ずしも民間市場の競争性を損なうものではない。デジタル庁は既に、ガバメントクラウド上で複数の民間事業者が提供するサービスを自治体が選択利用する「自治体窓口 DXSaaS」の取組を進めており、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」においても、共通 SaaS の整備加速、重複投資の回避及びトータルコストの低減が掲げられている。

これらを踏まえれば、共通 SaaS を「割高になる可能性」のみで否定することは、政府の既存方針及び先行実績との整合性を欠くものであり、その具体的な試算や根拠が示されるべきである。

また、マイナンバー関係の電話対応は、カード交付、マイナ保険証、公金受取口座、電子証明書等、複数部署にまたがり、国主導施策でありながら市町村窓口で過大な負担が生じている。人口減少により担い手不足が進む中、AI オペレーター、IVR、通話録音等を活用した省力化は多くの自治体に共通する課題である。電話対応分野についても、複数の民間事業者の参画を前提とした共通 SaaS 又は共同利用基盤として整備し、小規模自治体を含め導入しやすい環境を構築すべきである。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行システムで対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

窓口 DXSaaS は、デジタル庁が提供する国民健康保険システムや介護保険システム等の標準準拠システムへの連携を図ることにより、行政手続のオンライン化を円滑に進めることができるものとして構築したものであるが、電話対応については、基本的には行政手続そのものを行うものではなく、あくまで情報提供や案内に留まるものであり、業務の性質が異なる。

自治体が導入可能なサービスが既に市場に多数存在している現状において、自治体向けの「電話 DXSaaS」の構築を念頭に国が一定の仕様を定めるなどのコストを費やすことは適当ではないと考えられるところ、自治体の規模や具体的な事務オペレーションに応じて負担能力や必要となる機能等が異なるため、既に市場にあるサービスの中から最も問題解決に寄与するサービスを選択し導入することにより、各自治体における課題解決に繋げていただけたと考えている。

なお、SaaS を調達する際の負担軽減策の一つとしては、DMP の利用が考えられるところ、弊庁 DMP 班担当にお問い合わせいただければ、DMP の利用について御案内することも可能である。

このほか、国・地方共通相談チャットボット（Govbot:ガボット）については、9月及び10月の行政相談月間に合わせて、総務省から管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターを通じて、自治体のホームページや広報誌等を活用した住民への周知に関する協力依頼を行ったところ。自治体の皆様にもご協力いただきながら、引き続き、利用促進に取り組む。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	25	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の署名又は電子ペンによるサインを省略可能にすること

提案団体

南九州市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

住民票の写し等の請求について、「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の、署名又は電子ペンによるサインを省略可能とするか、申請者本人によるシステム上の確認操作(確認ボタンやチェックボックス等)をもって署名又は電子ペンによるサインを省略可能とする。

具体的な支障事例

当市では本年度より「書かないワンストップ窓口システム」を導入し、証明書交付をはじめとした各種申請手続のデジタル化及び手続時間の短縮化を進めている。その中で、証明書発行については窓口を一本化し、職員が本人確認をしたうえで、窓口には備え付けた端末を用いて聞き取りをしながら申請内容を入力し、紙の出力は行わずに、画面上での申請内容の確認により手続を完了する運用を検討している。

しかしながら、住民票の写し等の請求においては、住民基本台帳事務処理要領にあるとおり、請求者の氏名については自署を求めることが適当であることから、端末上への電子ペンによるサインを可能としてはいるものの、申請者によるサインの工程が必要となるため、自署やサインを不要とする他の証明書請求(戸籍証明書等の請求など)と一体的な手続の簡略化が図られず、運用も煩雑となる。また、こうしたサインの工程は高齢者等、デジタル機器に不慣れな方に一定の操作負担を強いるものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際にタブレット端末を用いて電子ペンによるサインを実施したところ、特に高齢者においては、電子ペンが扱いづらいとの声があり、署名においては従来の紙への記入より時間がかかっている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1)住民サービスの向上
 - ・署名の手間が省略され、手続が簡便化
 - ・高齢者やデジタル機器に不慣れな方の負担軽減
- (2)行政の効率化
 - ・窓口処理時間の短縮
 - ・業務の標準化及び迅速化

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、北上市、郡山市、白河市、さいたま市、新潟市、豊橋市、堺市、豊中市、姫路市、西宮市、高松市、熊本市

○当市においても書かない窓口化を進めることとしており、市民の利便性向上になると考える。
○請求書等の用紙の削減にはなるかと思われるが、貴市と同様の内容である。

各府省庁からの第 1 次回答

住民票の写し等の交付の請求については、請求者本人による請求意思を事後的に確認することを可能とするため、住民基本台帳事務処理要領において請求者本人の自署を求めることとしている。窓口にて備え付けられたタブレット端末を使用して当該請求を行う場合には、この制度趣旨を踏まえ、タブレット端末の画像面にいわゆる電子ペンによるサインを付す方法により行うことは差し支えない旨を示しているところである。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係省庁回答は、住民基本台帳事務処理要領の制度趣旨及びタブレット端末における電子ペンによる署名が差し支えない旨を示すにとどまり、当市が照会した、窓口における本人確認を前提とした場合の自署省略の可否や他証明書との一体的運用の可否について、具体的な整理は示されていない。
当市が検討する「書かないワンストップ窓口」では、職員による厳格な本人確認の下で申請内容を画面上で確認する運用としており、対応職員、対応日時、入力履歴等の窓口対応記録がシステムログとして詳細に記録される仕組みとなっている。このような運用においてまで、自署又は電子ペンによるサインを必須とすることは、デジタル化による手続の簡素化・迅速化の趣旨と必ずしも整合しない。また、電子ペンによるサインは高齢者等にとって操作負担となる場合があり、窓口の効率化や統一的運用の観点からも課題がある。
さらに、自署等が本人請求意思の事後的確認手段であるならば、システム上の対応記録に加え、申請者本人による確認操作（確認ボタンの押下等）をもって代替手段とすることも可能ではないかと考えられる。
については、本人確認が適切に行われることを前提として、「書かないワンストップ窓口システム」における署名の取扱いについて再整理を行い、運用の柔軟化又は住民基本台帳事務処理要領の見直しを含め、改めて検討いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

住民票の写し等の交付の請求にあたり、自署を求めない取扱いとすることについては、他の行政手続における取扱いを検証した上で、対応を検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	29	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバーぴったりサービス及びオンライン申請管理システムにおける仕様の見直し

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁

求める措置の具体的内容

オンライン申請管理システムで受領した申請データについて、住民からの各種申請に対する処理遅延を防止するため、管理画面上における機能を以下のとおり追加すること。

- (1) 申請の処理が遅れている場合に警告をする機能
- (2) (1)の機能が実装出来ない場合、市町村が独自で遅延管理を行うシステムを実装することになる。そういった外付けシステムを導入した場合でも、オンライン申請管理システム→ぴったりサービス→申請者の流れで、申請に不備があった場合に処理ステータスを差し戻せる(再申請を依頼する)仕組みの導入

具体的な支障事例

【現行制度について】

国民健康保険における各種申請において、ぴったりサービスおよびオンライン申請管理システムを利用したオンライン申請を実施している。

申請されたデータは、次の2通りの方法で、自庁システム(今後は標準化された基幹システム)に連携している。

(1) オンライン申請管理システムの画面を見ながら(場合によっては紙に印刷をしたうえで)、申請者の情報(請求金額や口座情報等)を自庁システムに手入力する。

(2) 市独自の外付けシステム※を用いて、オンライン申請管理システムからデータを取得し、自庁システムに取り込めるよう変換、自庁システムに自動連携する。

※本システムは申請されたデータの事務処理が遅れることがないように処理期限を定め、遅延が生じた場合にエラーメッセージを出すもの

【発生している支障】

物理的な申請書がないことから、職員の事務処理漏れが発生している。当市では、毎日 1,000 件(繁忙期は 1,500 件)程度の申請があり、日々全件を漏らさずに処理を行うことは難しく、過去には年間で 20 件ほどの処理遅延が生じた。対策として、当市では外付けの遅延管理システムを導入し、本システムの調達に 13,200 万円強かかり、維持管理に年間 6,500 万円のコストが発生している。外付けシステムを自治体ごと、あるいは健康保険事務、介護保険事務、児童手当事務など個別の事務ごとに設計し、導入・維持・保守等を行うことは効率的な事務運営とは言い難い。

【支障の解決策】

(1) 申請されたデータの事務処理に遅れが生じた場合に、警告をする進捗管理ができるような仕組みの導入(遅延管理)。

(2) 自治体ごとに申請データを取り込んだ自庁システムに、オンライン申請管理システムおよびぴったりサービ

スと通信する仕組みを構築することなく、自庁システムもしくはオンライン申請管理システムの管理画面上で申請の進捗ステータスの更新及び差し戻し(再申請の依頼)ができる機能の追加

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

処理遅延が生じた結果、市民への給付が遅れるケース等が平成 28 年度および令和3年度に約 20 件ずつ発生した。
処理遅延防止のために市独自システムを入れた結果、ぴったりサービスを通した申請データの返戻ができず、市民に再申請を求めるため、市民および職員の双方に負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

オンライン申請の処理忘れによる支払いの遅延を防止できる。
システム調達費用の重複を防ぐことで効率的な財政執行ができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の4、デジタル社会形成基本法第 15 条、第 32 条、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、広島市、大野城市、大村市

○当市も、日々申請管理システムに到達する申請の処理の進捗管理に苦慮。手続によっては紙や Excel で管理台帳を作成し進捗管理を行っている事例あり。提案団体の「支障の解決策」に記載の機能が実装されることで、申請管理システムに到達する申請の管理が効率化されるメリットがあると考ええる。
○オンライン申請管理システムで受領した申請データについて、住民からの各種申請に対する処理遅延を防止するための機能を追加することで、事務処理の効率化と負担軽減につながるものと考ええる。

各府省庁からの第 1 次回答

ぴったりサービスからのデータを受領するオンライン申請管理システム(マイナポータル申請管理システム)では、申請データの申請処理状況を管理する機能を有している。また、未ダウンロードの申請データが存在している場合や、ダウンロード後に申請処理状況が未更新の電子申請データが存在している場合には日次で通知メールが配信される仕組みを 2021 年 10 月に実装済みのため、当該機能の活用をご検討いただきたい。
なお、申請状況を管理する機能の詳細についてはマイナポータル申請管理「操作マニュアル～電子データ受取編～」を参照いただきたい。
また、ぴったりサービスヘルプデスクに問い合わせいただければ、マイナポータル申請管理の操作についてご案内することも可能である。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

該当機能が実装されている旨は承知したが、国民健康保険給付業務においては、申請受付後に審査や照会等を行う必要があり、支給決定まで2～3か月程度を要する案件が大多数を占めている。
このような案件において日次で通知メールが送信されることは、①前日までの通知とほぼ同一内容の通知メールが蓄積され、職員の確認負担が増加する②実質的な進捗管理が不可能である③本来対応が必要な案件の把握が困難となる等の課題を生じさせていると考える。
なお、横浜市では、日に 1,000 件近くの申請を受け付けており、日次で同一内容のメールを確認することは現実的ではない。
また、現在の仕組みでは、業務ごとの標準的な処理期間を考慮した管理ができず、「適正に処理中の案件」と「処理遅延が生じている案件」を判別することが困難である。手続きごとに標準処理期間を設定できる仕組みを導入し、標準処理期間を超過した案件のみ通知する等、業務実態に即した進捗管理や処理遅延案件を効率的に把握できるよう積極的に御検討されたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

マイナポータル申請管理システムにおいては、申請データの申請処理状況を管理する機能が既に実装されており、未ダウンロードの申請データや処理状況が未更新の電子申請データが存在する場合には、日次で通知メールが配信される仕組みとなっている。

一方で、ご提案のあった業務ごとの標準処理期間の設定や、標準処理期間を超過した案件のみを通知する等の進捗管理に係る要件については、業務の種別や運用方法が自治体ごとに異なるところ、マイナポータル申請管理システムは全国共通の基盤という性質上、個別の業務要件については各自治体側で対応いただくことがより適していると考えている。

なお、マイナポータル申請管理システムでは、各自治体が申請データを取得するためのAPIを提供しており、自治体において自治体の業務システムと連携した申請管理システムを構築することが可能である。

ご提案いただいた業務実態に即した進捗管理や処理遅延案件の把握等については、こうしたAPIを活用し、各自治体が構築する申請管理システム側で実現いただくことが適当と考える。

APIの仕様や活用方法等については、別途情報提供が可能であるため、ぴったりサービスヘルプデスク等にご相談いただきたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	37	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話業務 DX の推進

提案団体

矢吹町

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

ボイスボットや IVR(自動音声応答)について、共通 SaaS として国が構築すること。
なお、構築に当たっては、汎用的なボイスボット・IVR として、標準的なサービスだけ提供し、各自治体で自由に学習させる(登録する)ことができるようにすること。

具体的な支障事例

当町は人口 17,000 人程度の少子高齢化が進行している小規模自治体で、電話文化は根強く残っている。これまで、住民が担当部署を把握しておらず、担当外の電話を取らざるを得ないことが月 300 件程度あった。また、マイナンバー関係、国政選挙等に関する問い合わせについて、繁忙期には1時間に 10 件程度の電話を受け付けることもあり、本来業務に手が回らず超過勤務で対応せざるを得ないことがあった。

役場の閉庁時間である夜間や土日祝日は電話がつながらないため、開庁時間に電話が集中していると推察されるが、ボイスボットや IVR の導入による電話 DX の推進には高価なシステムが必要なことが多々あり、当町の規模では費用対効果の観点から単独で導入することが難しい状況にある。

なお、国の財政面の支援としては、新しい地方経済・生活環境創生交付金があるが、対象は事業の立ち上げに必要な経費が単年度分のみと限られており、ランニングコストに係る措置はないものと認識している。

また、近年では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務や、衆議院解散総選挙などの突発的な業務等への対応に限られた職員で行わなければならない、小規模自治体にとってデジタル技術の導入による事務負担の軽減は大いに期待される。

これらのことから、共通 SaaS による電話業務 DX を国主導で推進し、小規模自治体においても安価で継続して活用できるような体制づくりを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ボイスボットや IVR の導入による電話 DX が進むと、住民にとっては役場の開庁時間外でも問い合わせが可能となり、困りごとの解決につながる機会が増加する。また、用件に応じて適切に自動振り分けが行われ、長時間の待機やたらい回しを防ぐことが期待される。

職員にとっては、定型的な問い合わせ以外の電話対応に集中することができ、業務効率化に寄与すると考えら

れる。

なお、複数の自治体による共同利用が進むと、突発的な業務に加え、台風や地震等の災害対応でも「経験知」を活用して、ボイスボットや IVR に必要なシナリオを作成できるため、電話対応の仕組みを迅速に立ち上げられるようになる。

さらに、多くの自治体による共同利用が進めば、スケールメリットによるコスト削減が期待され、小規模自治体でも電話 DX を推進することが可能になると思われる。

なお、近年の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務を例とすると、現金給付や商品券（お米券）等の配布、光熱費の支援など各自治体によって取り組みが異なると統一的な問い合わせ対応が困難であるため、自由に学習させることができるボイスボット・IVR が望ましい。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、白河市、大田原市、川崎市、須崎市、大村市

—

各府省庁からの第 1 次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットや IVR サービスの SaaS が既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通 SaaS の開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性すらある。こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス（DMP）」を運営しており、当サイト内でもボイスボットや IVR サービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス (<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

共通 SaaS は、民間では対応困難な「全国一律・低コスト・標準化」という行政固有のニーズに応える補完的な取り組みであり、全国の自治体がそれぞれ個別に調達・開発・運用を行う場合に比べて、より効率的かつコストパフォーマンスの高い行政運営を実現できると考えられる。このため、行政全体のニーズに対応するという点において、民業が個別の仕様に基いて提供するシステムのあり方とは異なるものであると考える。

本提案の核心的な課題は、民間サービスの個別調達では高額な費用が発生し、小規模自治体では予算化が難しい「コスト構造の問題」である。ご指摘の DMP を活用しても、調達手続きが若干効率化されるに過ぎず、サービス利用料そのものが削減されるわけではなく、財政的に導入困難な自治体にとって調達手続きの簡素化は本質的な解決策にならないと考える。

本提案の実現については、政府が共通 SaaS の整備・拡充を推進していることから、政策の一貫性の観点においても前向きに検討いただく必要があると認識しており、将来的な行政サービス水準の維持という観点からも、国が主導して共通基盤を整備することの意義は大きいものと考えている。

なお、本提案においてはマイナンバーに関する電話対応業務が特段過剰であることから、自治体窓口 DX 及びマイナンバー事業を所管する総務省の見解もいただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行サービスで対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

窓口 DXaaS は、デジタル庁が提供する国民健康保険システムや介護保険システム等の標準準拠システムへの連携を図ることにより、行政手続のオンライン化を円滑に進めることができるものとして構築したものであるが、電話対応については、基本的には行政手続そのものを行うものではなく、あくまで情報提供や案内に留まるものであり、業務の性質が異なる。

自治体が導入可能なサービスが既に市場に多数存在している現状において、自治体向けの「電話 DXaaS」の構築を念頭に国が一定の仕様を定めるなどのコストを費やすことは適当ではないと考えられるところ、自治体の規模や具体的な事務オペレーションに応じて負担能力や必要となる機能等が異なるため、既に市場にあるサービスの中から最も問題解決に寄与するサービスを選択し導入することにより、各自治体における課題解決に繋げていただけたと考えている。

なお、SaaS を調達する際の負担軽減策の一つとしては、DMP の利用が考えられるところ、弊庁 DMP 班担当にお問い合わせいただければ、DMP の利用について御案内することも可能である。

このほか、国・地方共通相談チャットボット（Govbot：ガボット）については、9月及び10月の行政相談月間に合わせて、総務省から管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターを通じて、自治体のホームページや広報誌等を活用した住民への周知に関する協力依頼を行ったところ。自治体の皆様にもご協力いただきながら、引き続き、利用促進に取り組む。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	49	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	10_運輸・交通		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国に対する自動車臨時運行許可申請のオンライン化

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

臨時運行許可については、市区町村に加えて、地方運輸局長も行うとされているにもかかわらず、地方運輸局長への申請についてはオンライン化されていないため、国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

自動車臨時運行許可申請については、道路運送車両法上、地方運輸局及び市区町村が許可を行うとされているにもかかわらず、そのほとんどが市区町村へ提出されているため、市区町村では申請受付や仮ナンバーの交付・管理に係る事務負担が生じている。

また、令和7年12月18日に「国土交通省物流・自動車局自動車情報課」と「デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当」の連名で、「マイナポータルの「ぴったりサービス」における臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて」という事務連絡があり、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式がリリースされたこと、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討していることが記載されていた。

上記省令改正が実現することで、オンライン申請については、自動車損害賠償責任保険証明書の電子データを添付することにより、申請手続についてオンライン完結することが可能となり、窓口への来庁は不要となる。

しかしながら、地方運輸局長への申請についてはオンライン申請できる環境が整備されていないため、国に対して申請する場合には窓口来庁が必要である。そのため、今後市区町村に対する申請のオンライン化が拡大することで、より一層市区町村への申請が増加し、市区町村における申請受付や仮ナンバーの交付・管理に係る事務負担の増加が見込まれる。

また、利用者は陸運部等で車検を完了しても、その場で番号標等の返却ができず、市区町村窓口に赴いて返却する必要があるため、移動の非効率が生じるとともに、紛失リスクを誘発している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1 利用者利便の向上
国へのオンライン申請化で申請・受取の来庁が不要となり利便性が向上する。

陸運部等で車検後、その場で番号標等を返却することができるため、番号標等の返却に係る市町村への移動負担が軽減される。

2 行政運営の効率化

市区町村の業務負担(窓口対応・返却管理・照会事務)が減少する。

根拠法令等

道路運送車両法第 34 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、白河市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、小牧市、斑鳩町、安来市、都城市

○地方運輸局でも国に対する自動車臨時運行許可申請についてもオンライン申請を可能とすることで申請者の利便性向上につながると考える。

○申請のオンライン化に伴い市区町村の業務へ偏りが見込まれるため、地方運輸局に対しても申請のオンライン化への環境整備を求める必要がある。番号票等の返却については、地方運輸局において車検後の回収を可能にすることで、督促や管理といった業務負担を軽減できると考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答

利用者にとって、主に臨時運行許可を行っている最寄りの市区町村と比較し、地方運輸支局等は一般に遠方に所在しており利便性が低いこと等から、現在、地方運輸支局等への申請件数は全体の申請件数の約 1%程度にとどまっており、大半の申請が利用者にとって利便性が高い市区町村に対し行われている状況である。このような状況の中、現時点では、国において臨時運行許可に係るオンライン申請システムを導入して欲しいとの利用者からの要望は承知していない。

また、マイナポータルサービスの検索・電子申請機能(「ぴったリサービス」)等により市区町村向けのオンライン申請環境の整備が進んできているものの、当該仕組みの導入自治体は現時点で僅少であり、導入自治体においてもオンライン申請の利用は限定的である。

これらの状況を踏まえると、直ちに国におけるオンライン申請システムの導入が必要な状況とは認識していないが、引き続き、地方自治体におけるオンライン申請導入状況や利用者ニーズ等の動向を注視していく。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方運輸支局等への申請が約 1%にとどまっている理由は、オンライン申請が未整備であり利用者が窓口足を運ぶ必要があるためと考えられる。オンライン申請が整備されれば、利用者の申請先選択が変わる可能性がある。

また、利用者からの直接的な要望がないとのことだが、その根拠となる調査やアンケート等の有無や内容についてお示しいただきたい。市区町村の窓口では平日の来庁が困難等の理由でオンライン申請を求める声が存在する。令和 8 年 4 月 15 日の国土交通省事務連絡「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用について」では、自賠責保険証の電磁的記録提示により「臨時運行許可申請をオンラインで完結できるようにした」と明記されており、技術的障壁は既に解決している。

マイナポータルの利用が限定的である理由は、自賠責保険証の原本確認が窓口で必須であったからと考えられる。電磁的記録対応により、この課題は解決した。

返却効率の観点からも、利用者が地方運輸支局で車検完了後、その場で許可証を返却できる仕組みは、市区町村での貸与より優れている。

現在、多くの市区町村では臨時運行許可業務を専門の部署ではなく、本来業務と兼務する形で処理しており、申請 1 件あたりに概ね 10 分程度の時間を要している。こうした状況の中で、国へのオンライン申請導入により申請先が分散することは、市区町村職員の事務負担軽減につながるものと考えられる。

法定受託事務であることを踏まえ、国が、市区町村に整備を促すオンライン申請環境と同様の仕組みを導入することは、デジタル化推進の一貫性と統一的な行政サービス向上の観点から重要であり、市町村の導入状況に左右されることなく検討すべき課題である。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

自治体・地方運輸支局等のいずれに臨時運行許可の申請を行った場合であっても、番号標の受取等のため申請した窓口へ赴く必要がある。

そのため、申請者は、自身の利便性の観点から、地方運輸支局等か自治体かの別を問わず、最寄りの行政庁に申請しているものと考えられる。

また、本年５月に、臨時運行許可事務を行っている自治体にアンケートを実施したところ、回答を得た自治体のうちオンライン申請を導入している自治体は約４％であり、そのうち当該自治体における総申請件数に占めるオンライン申請件数は約７％という結果であったことから、現時点において、自治体及び申請者にとってオンライン申請導入のニーズは大きくないと認識している。運輸支局等窓口やヘルプデスクにおいて、国の臨時運行許可申請のオンライン化を求める要望も承知していない。

したがって、地方運輸支局等におけるオンライン申請が未導入であることと、地方運輸支局等への申請が約１％に留まることについて必ずしも関係はないと考えられる。

これらの状況を踏まえると、直ちに国におけるオンライン申請システムの導入が必要な状況とは認識していないが、引き続き、地方自治体におけるオンライン申請導入状況や利用者ニーズ等の動向を注視していく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	56	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童手当に係る支給事務の実施主体の見直し

提案団体

松前町、愛媛県、今治市、西条市、伊予市、東温市、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータル等の利用や、事務を集約して実施するセンター機能を整備することなどにより、国において児童手当事務を実施すること。

具体的な支障事例

【児童手当制度の概要】

・市区町村は、第1号法定受託事務として児童手当事務を執行している。事務執行に際しては、国が示す通知等を参考にするほか、疑義が生じた際は、県を通じて国に照会し、回答を待って対応している。また、所属職員に対して給与と併せて児童手当を支給している。

・都道府県は、管轄する市区町村のとりまとめ(事務監査、国負担金手続きのとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など)を実施している。

・国は、事務費を交付税措置し、手当費(扶助費)の国負担分を都道府県を介して市区町村に支出している。

【具体的な支障事例】

・当町において18歳以上の子どもが会社員である場合の監護相当要件について、県を通じて国に対し疑義照会した際、回答までに約6か月を要し、その間住民の認定請求手続きを進めることができず、住民に不利益を与えたことがあった。加えて、その照会に対する回答は「監護相当・生計費の負担については個々のご家庭でご事情が異なるところ、機械的な基準は設けておりません。また、個々のケースにおいては当室では判断いたしかねますのでQA等をご参考に判断いただきますようお願いいたします。」という市区町村に判断を委ねるものであり、住んでいる市区町村が異なるだけで児童手当額が変わることがあり得る状況が懸念される。

(例:A市では月額40,000円(第1子:大学生年代の有職者0円+第2子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代30,000円)であったものが、B市へ転居後、月額20,000円(大学生年代の有職者0円〔独立して生計を立てているとして第1子に含めない〕+第1子:高校生年代10,000円+第3子:中学生年代10,000円)となる等)

・当町では主担当1名(他業務と兼務)が児童手当事務を行っており、毎年約400件程度の申請・届出に対応している。現況届では、届出を省略することができることになったものの、届出が必要な場合があり、それを周知する通知を対象者(約2,400名)に発送している。また、届出を省略できる場合は、公簿等による確認ができることであるため、一人ひとりの対象者について確認している。システムの一括確認機能がないため、ほぼ手作業である。

・児童手当システムについては、度重なる改正やシステム標準化対応のためベンダーのリソースが不足しており、必要最低限の改修に留まっている。そのため、エラーが度々発生しており、ミス防止のため児童手当支給の度に紙ベースの申請書・届出書と突合して二重チェックしており事務負担が多い。全国的にもシステムエラーに

よる支給ミスでプレスリリースされているものが散見されており、他市区町村においても同様の状況（ベンダーのリソース不足）が懸念される。

【補足】

加えて、各地方公共団体で児童手当事務を行っているため、国全体では巨額の事務費がかかっている状況。全国約 1,700 余の市区町村それぞれに、事務費（人件費・郵送費・システム保守費・システム標準化対応経費・びったりサービス利用料・概算交付差額分の銀行借入れ分の支払い等）相当を交付する形よりも、国において集約的な事務センター機能を整備した方が、効率性・公平性・確実性・費用対効果の観点で合理的ではないか。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体間での異動（転入・転出）若しくは公務員の異動（退職・就職）又は児童手当制度改正などで、児童手当の認定請求が 15 日以内にできなかった住民から「児童手当を受給できる資格があるのに、期限内に書類を提出できなかっただけで児童手当を受給できないのは納得がいかない。」とご意見をいただくことがあり、説明に窮したことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が実施主体となることで、次のとおり児童手当受給者の手続きが軽減されるとともに、児童手当制度に係るトータルの事務負担・コストが相当程度軽減されると見込まれる。

【児童手当受給者】

- ・マイナンバーを利用した全国対応版児童手当システム（仮）により、申請・届出をペーパーレス化。
- ・対象児童のマイナンバーを受給者に紐づけることで、手当受給者を確定し、児童手当の二重払いを防止。
- ・出生届の提出によりマイナンバーが付番される制度を利用し、プッシュ型で児童手当を支給。
- ・住民票異動（転出、転入等）情報は、マイナポータルに API 連携されていることから住民の異動に関する手続きが不要となり、併せて申請期限（15 日以内）の概念がなくなることで受給できない期間が生じない。
- ・多子加算における監護相当要件等の見解が統一され、平等な取扱いになる。

【地方公共団体】

- ・各市区町村においては、児童手当事務（窓口受付、現況届手続、予算調整、システム保守・改修、簿冊管理、他の官公署とのやりとりなど）の負担が減少。
- ・都道府県においては、市区町村のとりまとめ事務（事務監査、国負担金手続のとりまとめ、県負担金の支払手続、疑義照会など）の負担が減少。

【国】

- ・事務センターに児童手当手続き一元化させることで、事務負担を軽減。
- ・国負担金の支払事務が減少。

根拠法令等

児童手当法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、横浜市、名古屋市、豊田市、大阪市、寝屋川市、笠岡市、福岡市、春日市、熊本市

○住民票、所得証明等、添付書類の軽減を図ることができる。

○①県を通じて令和 6 年 9 月に照会した質問について、現在令和 8 年 5 月時点でも回答がなく、その回答が Q&A でも更新されず、独自の判断で実施せざるを得ない。仮にのちに見解が示され、それが万一当市の取扱と異なった場合は大変大きな影響となる。しかし、見解が示さなかったとしても、他市との取扱に差が出るため、受給者に不満や本制度への不信が生じる。

②請求者が他市から転出予定日に係る書類をもたなかったため架電により他市に確認した際、誤った回答がされ請求者の支給開始月に誤りが発生しそうになった。先方へ説明するにあたり再度他市に架電で確認したところ、先に聞いていた転出予定日と違う回答を得たため、誤りを未然に防止できた。国により一括管理をしていたら本件のような誤りは発生しない。

各府省庁からの第1次回答

児童手当制度については、現行法上、一般受給資格者に係る認定・支給は市区町村長が行うこととされており、その費用についても、児童福祉施策の一環として国・都道府県・市区町村がそれぞれ負担する仕組みとなっている。これは、他の児童福祉施策とあいまってその趣旨が活かされること、住民の養育の実態等を把握していること等から、この認定、支給等の事務を市区町村が行うこととされているものであり、引き続き市区町村において当該事務を実施することが適当と考える。

仮に、国において一元的に実施となった場合、現行の実施主体及び費用負担の枠組みを改める法改正に加え、認定・支給事務、関係機関との情報連携の在り方等を全面的に再構築する必要がある。また、児童手当の認定にあたっては、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等、個別具体の事情に応じた判断を要する場合がある。こうした事案については、住民の養育実態や関係機関の情報を踏まえた丁寧な確認が必要であり、国において一律に把握・判断することは困難であるため、かえって受給者に不都合が生じるおそれがある。

特に、出生届の提出のみをもって一律にプッシュ型で支給を開始することについては、現行法上、児童手当の支給を受けるためには認定請求が必要であり、父母指定者や施設等受給者、DV 避難者等の例外もあることから、慎重な検討が必要。

また、個別事案に係る疑義照会については、当庁としては認定の判断を行う立場にはないことから、引き続き、法令等に基づく一般的な考え方をお示しつつ、市区町村における適切な判断に資するよう、各自治体ご担当者より寄せられる疑義照会の速やかな回答に努めるとともに、必要に応じて「児童手当 Q&A」の更新等を行う。なお、事務負担軽減の観点からは、令和6年10月にお示した「児童手当システム標準仕様書(第2.0版)」において、現況届提出対象者の抽出機能、一覧で確認できる機能等を実装機能として定めており、これらの機能もご活用いただきたい。

また、オンライン申請・ペーパーレスの観点からは、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)」において児童手当の認定請求等は可能であることから、積極的なご活用を検討いただきたい。当庁においてもデジタル庁と連携し、その充実を図ってまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答では、技術的にできないことは論じられておらず、法改正に加え、認定・支給事務、関係機関との情報連携の在り方等を全面的に再構築すれば、実施可能であることが伺えた。

また、回答では、「市区町村長が行うこととされており」としているが、児童手当事務は第1号法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割を市区町村が担っている形である。全国民を対象とする制度は、認定・支給を一元化することが望ましく、一元化できる環境がある今、国において実施すべきである。

個別具体の事情に応じた判断についても、回答において「ぴったりサービスにおいて児童手当の認定請求等が可能である」と認めるとおり、現在ぴったりサービスを利用している各市区町村は、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等に関する書類について電子申請システムを通じて提出させ、審査している。これと同様に、国が一元化システムを構築すれば、同じく認定請求等の受付・審査が可能である。国が市区町村実施の根拠とする「住民の養育実態や関係機関の情報」についても、情報連携や事務センター(仮)で対応することが可能であり、各市区町村がこの事務を持つ必然性はない。

疑義照会に関する回答では、「当庁としては認定の判断を行う立場にはない」としているが、本来の責任主体である国が個別具体的な判断を回避することは、責任の放棄に他ならない。全国一律制度であるにもかかわらず、判断基準が市区町村でまちまちであることは、制度運用の統一性・公平性の観点から問題である。

児童手当のプッシュ型支給については、国が一元的に実施した上で、改めて検討していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

児童手当は他の児童福祉施策と相まって趣旨が活かされるとあるが、新型コロナウイルスや物価高等国の施策の一環としてその受給者を対象とした突発的な事業が国のトップダウンで行われることが目立ち、実情としては国の経済対策の一環に組み込まれる状況が近年続いている。また、市町村は住民の養育の実態を把握しているとはいえ、外国人に対する支給要件の Q&A に見られるように実際の居住実態でなく住民票のみを根拠としている制度とも考えられるため、住民基本台帳と連携した児童手当システムを利用した画一的な処理でも不都合は生じにくいと考えられる。そして、DV 案件や施設入所等は現在も県を通じて把握しており、また、父母指定者や留学や未成年後見人等の例外についても大変件数が少なく市町村は不慣れな現状から、特殊な案件のみ国又は県が把握し判断するほうが効率的である。あるいは継続して市町村が事務を行うとする場合、DV や施設

入所等県を通じて情報を得るものについては遅滞なく速やかに市町村に情報提供する仕組みを強化するなど、市町村が過誤払いとならない仕組みを検討していただきたい。また、父母指定者や留学等特殊な事例が生じやすいものについて、国及び県が市町村の疑問に速やかに回答し取扱例を共有する手立てを講じてほしい。なお、市町村間で電話での消滅確認や8号通知等の文書による確認は、その正確性やタイムラグに問題が生じて重複支給が発生することがある。これによる返還金の債権は全責任を市町村のみが負うものであり、これを防止する観点で国の回答に含まれていない。

【春日市】

国において、監護・生計関係、離婚協議中の別居、DV・虐待事案、施設入所等、個別具体の事情に応じた判断に当たり、丁寧な確認を行うことが困難であること、また子が出生したときに、一律にプッシュ型で支給を開始することに慎重な検討が必要であることは一定理解した。

しかしながら、認定請求、額改定請求等各種請求・届出の受付と認定は市町村の事務とし、手当の支払を国に一元化することは、検討の余地があるのではないかと考える。

申請・届出の受付と処理を市町村が担うことで国が懸念する事項はおおむね解消されると思われる。

国において一元的に支払をすることにより、市町村にとっては、国内の住民異動に伴う消滅及び新規認定、二重払い防止のための相互の確認、国庫負担金及び県負担金の交付申請等に係る事務が不要となる。国、都道府県においても、負担金交付に係る事務がなくなるため、全体として事務の負担が軽減し、経費の節減につながるものと考えている。

住民にとっても、国内における転出入に伴う事務手続の負担が軽減されるとともに、異動に伴い手当を受給できなくなる空白期間が生まれないというメリットがある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

先述のとおり、地域における他の児童福祉施策の一環としてその効果が発揮できること、住民の養育の実態等を把握していること等から、法律上、認定、支給等の事務は市区町村の権限とされているものであり、引き続き市区町村において当該事務を実施することが適当と考える。

国においては、市区町村がこれらの事務を行うに当たっての判断に資するよう、疑義照会への対応の迅速化や疑義の生じやすい事案の共有などにより、児童手当制度の円滑な運用に努めてまいりたい。

なお、マイナンバーによる情報連携などを活用しても、養育状況を把握することはできないため、申請手続等を省略して、プッシュ型支給とすることは困難であると考えている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	81	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

預金及び保険の差押手続きのオンライン化

提案団体

山口県、福島県、埼玉県、笠岡市、防府市、岩国市、長門市、山陽小野田市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

預金・保険の債権差押通知書について、金融機関等が専用ポータル等を通じて受領できる電子送達を可能とすること。

具体的な支障事例

預金及び保険の差押手続きについては、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、債権差押通知書を金融機関等に対して書面で送達する必要がある。差押案件が発生するたびに、通知書を作成・印刷し、封入・郵送又は金融機関窓口への持参を行う必要がある。窓口混雑時には応対に時間を要し、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。
また、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、徴収事務全体の迅速性が損なわれるといった課題もある。

差押え件数:年間 690 件

【1件当たりの所要時間】

臨店:2時間程度(移動時間・窓口待ち時間)→電子送達:即時

郵送:2日程度→電子送達:即時

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

金融機関からは、現行の手続きが一般の利用者(地域住民)の利便性にも影響を及ぼしているとの指摘がある。
電子的な送達が可能となれば、金融機関において一元的な処理が可能となり、業務の効率化に加え、窓口混雑の解消につながるとして、実現を求める要望が示されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

差押通知書の電子送達が可能となることで、地方公共団体における印刷・郵送・臨店等の事務負担が軽減され、滞納整理業務の迅速化・効率化が図られる。
また、金融機関側でも本店等での一元的な処理が可能となり、業務負担の軽減や窓口混雑の解消につながる。これにより、行政運営の効率化とコスト縮減を図るとともに、地域住民の利便性向上が期待される。

根拠法令等

地方税法第 20 条、国税徴収法第 62 条、地方税法第 68 条第 6 項等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、つくば市、城里町、宇都宮市、大田原市、上三川町、秩父市、加須市、東松山市、戸田市、朝霞市、新座市、三郷市、幸手市、日野市、羽村市、横浜市、相模原市、藤沢市、厚木市、箱根町、新潟県、山梨県、松本市、上田市、諏訪市、箕輪町、土岐市、飛騨市、下呂市、静岡県、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、下田市、御前崎市、菊川市、河津町、名古屋市、瀬戸市、西尾市、大府市、知多市、名張市、鳥羽市、大阪市、堺市、枚方市、箕面市、柏原市、藤井寺市、兵庫県、加東市、大和郡山市、葛城市、斑鳩町、島根県、倉敷市、瀬戸内市、西粟倉村、広島市、山口市、萩市、田布施町、徳島県、久留米市、小郡市、諫早市、九州地方知事会、特別区長会

○当市においても債権差押が年間約 550 件あり、うち約 300 件が預金及び生保の差押となっている。郵送による第三債務者への送達については、事務量、コストの両面で大きな負担となっており、電子送達による差押の効力発生が実現できれば、より効率的な滞納整理業務が期待できる。

一方で、電子送達を可能にする差押について、債権差押のうち預金及び生保のみ電子送達を可とすることの妥当性、電子送達と郵便送達を併用するのか、差押先着順位の基準をどうするのか等、整理すべき課題も多くあることが思料される。

○当県では税務事務の DX 化を推進しており、差押等滞納処分に係る調書や通知書等も税務システムによる電子帳票として作成し、保存する対応に移行する方針であるため、現行制度による債権差押通知書の書面による送達が DX 化推進の停滞要因の一つとなる。

また、県内の一部金融機関でも預貯金電子調査システムに連動した電子差押えを開始しておりオンラインによる電子的な差押手続きが制度化されれば更なる税務事務の効率化が図られる。

○現在、預金等差押えを書面により実行しているが、入金日であっても直前の引落しにより不発となるケースがある。オンライン化により入金時間に合わせた差押えが可能となれば、滞納処分に係る効率は格段に向上する。

○当市は預貯金・保険の差押を年間 1,100 件程度実施しており、書面印刷及び金融機関への臨場等に多大な事務コストがかかっている。また、郵送料についても、事務の性質上特定記録郵便等を使用する必要があり、多大な費用を要している。地域の金融機関においても、差押対応に時間を要しており、一般の利用者（地域住民）の利便性に影響しているものと思われる。

○預金及び保険の差押手続きについては、当市においても、債権差押通知書を金融機関等に対して書面で送達する必要があり、差押案件が発生するたびに、通知書を作成・印刷し、封入・郵送又は金融機関窓口への持参を行う必要がある。また、窓口混雑時には対応に時間を要し、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。加えて、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、徴収事務全体の迅速性が損なわれるといった課題もある。

○令和 7 年度から差押を自前で実施しているところではあるが、書類による差押においては、非効率且つ換価までに時間を要することから、電子化によりその利便性の向上を図る。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○預金及び保険の差押えに係る手続は、債券差押通知書を金融機関に対し、書面により郵送又は持参し、実施している。郵送の場合、郵便局等の配送時間が日によって異なるため、差押えの実行の時間が日によって差が出ている。効率的・効果的に滞納処分を行うためにも、電子送達を行うことが必要である。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

○人員体制の都合上、差押日の調整が必要であり、遠方での臨場対応は困難。郵送手続きにおける差押執行では、送達物が執行希望日に合致せず、遅延または早期到達となるケースが確認される。郵便で差押を行う場合は全て簡易書留で送付するため、郵送のコストがかかる。

各府省庁からの第 1 次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や

電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

書類の電子的送付については、令和8年5月から民事裁判の手続きにおいて、一部ではあるがインターネットを利用した送達・送付が施行されているところであり、送達に係る法制度上の整理に関しては先行事例が存する状況である。

また、電子と紙の併存については、前述の民事裁判において土業についてはインターネットによる送達・送付を義務付ける一方で、その他の者については書面手続きを存置している。こうしたことから、金融機関や生命保険会社に限っての実施であれば、調査業務の電子化(pipitLINQ、DAIS 等)が既に実現できていることも踏まえ、支障となる事由ではないと考えている。

こうしたことから、主要な課題についてはその解消が見込めるものと考えられ、行政・民間事業者を含めた事務の効率化を図るために、積極的な見直しを検討いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【富士市】

コンビニ ATM の普及に伴い 24 時間の取引が可能となり、滞納処分における税込確保が困難となる事案が増加していること、また、金融機関窓口での対応の場合は、特に混雑時に行員の負担増加や利用者の利便性の低下となっている。税部門での DX 化が停滞している現状を打破するためにも、併用運用から段階的に運用するなど、実現に向けた前向きな検討をお願いしたい。

【大府市】

預貯金債権差押通知書の電子送達は、郵送にかかる事務コストの縮減や処分日時の正確性、迅速性という意味で、当市のみならず金融機関にとってもメリットは大きいと考える。今後は電子送付に係る課題の精査及び現行制度の見直しが必要になると思われる。

【特別区長会】

金融機関と行政機関の双方のニーズがあるものについては、カリフォルニア州の税・歳入管理局(CDTFA)が実施している希望者参加型の電子差押が現行法制度上可能と考える(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条等)。租税に関する処分通知等に関しては、すでに e-Tax や eLTAX で実施されている処分通知方法の活用等も考えられる。各種課題等については、カリフォルニア州等海外の先例もあるので、検討・整備を積極的に進めてほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

債権差押通知書の電子的送付については、前段の事務となる預貯金の調査において、滞納者の情報及び預貯金情報の提供のオンライン化が進んでいる状況等も踏まえ、国・地方及び金融機関等の民間事業者を含め全体で見た事務の効率化を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)においては、処分通知等のうち、他の法令の規定により書面等により行うこととされているものについて、当該法令の規定にかかわらず、オンラインにより行うことができることとされており、地方税における債権差押通知書の通知は、デジタル手続法上の「処分通知等」に該当すると解される。また、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則などにおいて、当該通知をオンライン化の対象から除外する規定は設けられていない。

このため、行政機関等(課税庁である地方公共団体)と処分通知を受ける者(金融機関等)との間においては、

債権差押通知書の通知をオンラインにより実施することが可能であり、現行法令上、これを妨げる特段の規定はないものと考えられる。

なお、デジタル手続法第7条第1項ただし書きにおいて、「当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る」とされており、上記は、当該通知を受ける金融機関等が電子的方法による受領について同意していることを前提とするものである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	85	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接厚生労働省へ申請を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

県内の医薬品製造業者から、製造する医薬品の原料となる覚醒剤原料の輸入にあたり、覚醒剤取締法第30条の6第1項の規定に基づく許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある中で、同条第4項により都道府県知事を経由して申請書を提出することとなっていることが、手続を遅らせる要因となっている。また、許可証の郵送に関しても、都道府県を経由することで、申請者への交付に日数を要している。覚醒剤取締法において都道府県知事を経由することとされている他の申請・届出については、全国的にも年間の受付実績が無い手続が多く、当該手続により都道府県知事が得るべき情報も無いため、経由の必要性に乏しいと考える。仮に都道府県知事が情報を把握すべきとするならば、当該手続のオンライン化に伴って、申請者が国へ提出する申請・届出内容を都道府県が閲覧可能とすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県を経由しないことで、行政及び事業者ともに事務負担の軽減、手続の迅速化につながることを期待される。

根拠法令等

覚醒剤取締法第4条第1項、第5条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第11条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第15条第2項、第17条第5項、第20条第6項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第24条第2項、第29条、第30条の4第1項、第30条の5、第30条の6第4項、第30条の14第1項、第30条の15第1項、第30条の15第2項、第35条第3項、第36条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○進達後に事業者から状況の確認を求められることがあり、許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある。また、行政側の事務処理として、そのたびに厚生局（厚生労働省）へ進捗状況を確認しており事務負担が大きい。

○当県においても覚醒剤原料輸入・輸出・製造業者に係る法定の申請・届出を経由しており、具体的に事業者から迅速手続きを希望された事例こそ承知していないものの、経由のために直接申請のものよりも時間を要する状態のため、主提案県に賛同する。なお、法第 15 条（覚醒剤研究者の製造許可）、法第 17 条（覚醒剤研究者の譲渡・譲受許可）、法第 20 条第 6 項（覚醒剤研究者の施用・交付許可）、法第 35 条第 3 項（国の開設する覚醒剤施用機関の指定）、法第 36 条第 1 項（国の開設する覚醒剤施用機関の届出等）については、直接厚生労働省に申請等を行う場合であっても、厚生労働省から当該施設が所在する都道府県へ対して情報提供を行うことを、あわせて要望する。

各府省庁からの第 1 次回答

○覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）における厚生労働大臣による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者に対する指定証の交付、返納及び提出、覚醒剤製造業者から厚生労働大臣への旧指定証の返納については、都道府県経由事務を廃止する方向で検討することとした。

（※）覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者については厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

○その他の申請等の事務については、以下の理由から、また国・県双方の事務負担の効率化を図る観点から、e-Gov によるオンライン化について検討・調整を行った上で、都道府県経由事務の廃止に向けた検討を行ってまいりたい。

・覚醒剤取締法第 31 条及び第 32 条では、厚生労働大臣に指定権限がある覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事による報告徴収・立入検査等ができることとしている。

・さらに、覚醒剤取締法第 34 条では、都道府県知事が覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、指定の取り消し及び業務等の停止の処分を必要と認めるときは、厚生労働大臣に具申しなければならないとされている。

・厚生労働大臣に対して行われる覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者における申請等の内容は、都道府県においても覚醒剤監視員の業務として、また必要があるときは覚醒剤取締法第 34 条の意見具申を行うという観点から、情報が把握されている必要がある。

・また、覚醒剤研究者の指定の取消し等は都道府県知事の権限であるため、厚生労働大臣により行われる覚醒剤研究者の覚醒剤の製造の許可及び覚醒剤の譲渡又は譲受の許可について、都道府県においても情報が把握されている必要がある。

・これらの事務に係る都道府県の情報把握については、地方側要望内容で示されているとおり、都道府県経由事務を廃止し、手続きをオンライン化して都道府県においても申請・届出内容を閲覧可能とすることが考えられるが、国の事務のオンラインシステムとしてはまず e-Gov の利用を検討することとなるため、当該検討の結果を踏まえ、都道府県において e-Gov への対応をしていただく必要がある。

○なお、国の開設する病院又は診療所が覚醒剤施用機関に指定された際の指定証の交付・返納等や、届出・報告についても、都道府県において覚醒剤監視員の業務として覚醒剤施用機関への立入検査等の監視業務を実施する場合に必要な情報である。国の開設する病院又は診療所の覚醒剤施用機関の指定は、覚醒剤製造業者の指定申請のスキームと異なり、医療機関側の申請ではなく厚生労働大臣が主務大臣と協議の上指定することとなっている。このため、仮に、指定証の交付に係る都道府県経由事務を廃止した場合、都道府県において県内の国開設の覚醒剤施用機関を把握できない懸念がある。

こうした懸念も踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容について異論等はない。

都道府県経由事務の廃止の検討にあたっては各自治体の意見を丁寧に聴いた上で進めていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。ただし、当該変更情報を都道府県も把握できるようにすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

都道府県経由事務の廃止に係る法改正については、次期地方分権一括法での法改正を視野に、法案審査スケジュール等を踏まえつつ、検討を進めていただきたい。e-Govによるオンライン化に係る具体的な対応についても、早期の実現を目指し、検討を進めていただきたい。

都道府県の実態把握のために調査が必要な場合は速やかに実施いただき、第2次回答及び第2次ヒアリングにて、調査結果を踏まえた検討結果及び今後の対応スケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

都道府県経由事務の廃止についてアンケートを行った結果、県内の国開設の覚醒剤施用機関が把握できない懸念や立入検査に支障が出る可能性があるため、都道府県経由事務の廃止に対して支障があるという回答はあったものの、手続のオンライン化等によって経由事務廃止後も都道府県に情報の提供は行うことにより対応可能と考えている。引き続き都道府県と調整しながら、都道府県経由事務の廃止に係る法改正を進めたい。法改正は、次期地方分権一括法での法改正を行う予定である。なお、手続のオンライン化に政府内及び都道府県との調整等があることから、デジタル庁とも協議の上、公布の日から2年以内の政令で定める日を施行日とすることで進めたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	103	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

求める措置の具体的内容

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定めるところによる製造業者届等について、
①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式で、都道府県を経由せず国へ直接提出すること。
②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式とすること。
③なお、eMAFF を通じた飼料及び飼料添加物に関する届出は令和8年3月 31 日で廃止されることから、e-Gov などを通じて二段階認証等でログインするなど簡易な形式で事業者が届出することができ、e-Gov などにおいて、都道府県にも届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること若しくは飼料業者情報共有システムと連携されたシステムを構築すること。

具体的な支障事例

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条の規定により、飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者は、その届出を都道府県知事を経由して、国(農林水産大臣)に提出することとなっている。本届に内容の不備がある場合、本省から都道府県を経由して製造業者等へ修正・差し替えが求められる。そのため、本来は法的根拠がないにもかかわらず、届出事項について都道府県を所管する農政局へ進達する前に、都道府県において事前確認を行っているのが現状である。当県においては、令和7年度の1年間で年間 47 件(3月9日現在)取り扱っており、業務の負担となっている。

飼料及び飼料添加物の販売業者届については、法において都道府県知事へ提出することになっている。販売業者届は、氏名及び住所、販売業務を行う事業場及び飼料(飼料添加物)を保管する施設の所在地、販売に係る飼料(飼料添加物の種類)、飼料(飼料添加物)の販売の開始年月日を届出することになっている。届出事項は、法が定めるところによっているため、一定の事項である。現在は、書面を前提とした届出を収受したのち、飼料業者情報共有システムにその記載情報を都道府県において入力しているが、令和7年度の1年間において年間 68 件(3月9日現在)行っており、業務の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者届の都道府県経由事務を廃止することにより、

- ・1県あたり、2h/1件×50件(見込)=100hの業務量の削減となること
- ・事前の確認等のやり取りにより、県及び国(農政局)双方のやり取りが不要になること

飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においてオンライン上で必要事項を入力する形式にすることにより、

- ・オンライン上の手続により、都道府県の出先機関の業務が不要となり、都道府県の主務課での集中的な事務処理のみで完結することが可能になる。
- ・オンライン上での届出により、現状の届出事項の転記と異なり、登録漏れ等を防ぎ、届出内容の一括での確認が容易になる。
- ・オンライン上で必要事項の記載のみに改めることにより、届出者において、公用文形式で体裁を整えた届出の提出が不要となる。

根拠法令等

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県

○実際に、国から届出内容の修正・差し替えの指示があった場合、都道府県が業者と国の間に立って対応せざるを得ない事案が発生しており、県の事務負担が増大している。このような現状は、本来法的根拠がないにもかかわらず、都道府県が事前確認や連絡調整を行っていることに起因している。

○当県においても、

①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届:11件

②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届:16件

の年間業務が発生しており、提案団体の提案が実現することで、業務負担の軽減につながると考える。

○①製造業者等の届出について、提案団体と同様に当県においても事前確認が業務の負担となっている(直近5年平均で年間13件の取扱い)。②販売業者等の届について、入力作業が業務の負担となっている(直近5年平均で年間7件の取扱い)。

○飼料製造業者の届出は国への提出までに確認作業や修正依頼に時間を要するものが多い。また、国へ提出後も修正・差し替えが都道府県を経由するため、再び届出者と連絡をとる必要があり、1件の届出が完了するまでに数ヶ月かかる。届出者にも県と国とで何度も修正を依頼する場合があります、効率的でない。当県は昨年、届出事務全体の約6割が飼料製造業者からの届出であり、業務的負担が大きい。届出が国へ直接提出となった場合には、届出の情報が都道府県も確認できるようにすること、また、業者に対して届出提出に係る手続きの流れについての周知を求める。

各府省庁からの第1次回答

①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出が都道府県経由とされているのは、立入検査権限を有する都道府県が、その権限を行使し、行政指導を適切に実施するためには、自らの管轄域内における飼料等の製造拠点、製造体制、取り扱う飼料等の種類といった基本情報を遅滞なく把握することが不可欠であるためである。このため、経由事務については飼料安全法の適切な運用のため、維持することが適当である。

②、③eMAFFを活用した飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届出については、利用率が届出総件数の1割未満にとどまり、事業者及び行政双方の業務負担軽減に結びつかなかったことから、令和8年3月31日をもってこれを廃止したところであるが、現在でも電子メールによる届出を受け付けているところである。今後、都道府県等の業務負担の軽減を図るため、費用対効果を踏まえつつ、eMAFF申請2.0への参加等による電子化など、より業務の効率化について検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出について、国が作成したマニュアルでは、都道府県に対し、事業者から提出された書類の不備確認や、国からの指摘事項を踏まえた届出内容の修正・差し替え依頼を事業者に行うことが求められている。そのため、軽微な修正であっても、都道府県が国と製造業者の間に立ち、修正内容の確認や連絡調整を行う必要があり、相当の業務負担が生じている。

現行の書面提出を見直し、e-Gov や eMAFF 申請 2.0 等を活用したオンライン提出へ移行することにより、届出に関する一連の事務処理の効率化が期待される。また、立入検査等に必要な基本情報についても、オンライン提出及び飼料業者情報共有システムの活用で情報共有が可能となるため、届出手続において都道府県を経由する必要性は低いものと考えられる。

なお、令和7年6月13日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」において、経由事務の廃止が政府方針として明確に位置付けられていることも踏まえ、見直しに向けて前向きに検討していただきたい。

②、③eMAFF 申請 2.0 への参加などによる電子化等を考えているということであるが、都道府県知事宛である販売業者届出への適用や、飼料業者情報共有システムとの連携を図ること、書面提出の延長ではなくオンライン上で必要事項を直接入力できることなど、事業者にとって分かりやすく利便性の高い設計にしていきたい。これらの点を含めた現時点での検討状況、今後の見通し及び具体的なスケジュールについて明らかにしていきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

都道府県が管内事業者の基本情報を把握するため、届出の都道府県経由事務を維持することが適当との見解が示されたが、現行の飼料業者情報共有システムでは、他都道府県に本社がある事業者の情報を閲覧できないため、県内に事業場のみを有する事業者の情報を遅滞なく把握することは困難である。

このため、事業者が国へ直接届出を行い、国が情報を一元管理するとともに、都道府県が全国の事業者情報を閲覧できる仕組みとすることで、事業者負担の軽減や届出事務の効率化に加え、立入検査等に必要な情報の把握も容易となり、国・都道府県双方の業務効率化につながるものとする。

【山口県】

国が直接届出を受理することで、都道府県は、飼料業者情報共有システムにより製造業者等の精査された基本情報を把握することができるため、同じく立入検査権限を有する国と連携した法の適切な運用が図られると考える。

さらに、申請者にとっても、直接国と書類の確認等を行う方が処理日数も短縮され利便に資するものとする。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化やデジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供体制全体を効率化し、地方公共団体が地域の実情に応じて自主性を発揮すべき事務に注力できるよう、事務負担の軽減に資する事務処理方法の見直しについて、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

①飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者に係る届出については、国に直接届け出ることを可能とするオンライン申請システム(eMAFF 申請 2.0 等)による手続を可能とし、オンラインで手続された申請は都道府県の経由事務を不要とする方向で必要な検討を進めてまいりたい。

②、③また、オンライン申請システムの導入により、都道府県と国との間で届出情報を迅速に共有できる環境整備が進み、事務処理の効率化が期待されることから、都道府県知事に提出される販売業者届出についても、同オンライン申請システムの利用が可能となるように検討してまいりたい。

なお、オンライン申請の推進には利便性の向上と利用の促進が重要。過去に導入していた旧 eMAFF 申請は利用率が低くとどまっていたことを踏まえ、オンライン申請が可能となった場合には、国からの周知に加え、都道府

県においても特に小規模な事業者に対し利用を呼びかけていただくなど、オンライン申請の利用拡大に向けた連携についてご協力いただきたい。

一方、オンライン申請システムにより受理した届出情報を飼料業者情報共有システムと連携させるためには、大規模なシステム改修及び多額の費用を要することから、費用対効果を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	107	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

「特定活動」の種類を電子データにより提供すること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

外国人の在留資格について、「特定活動」の種類まで分かる電子データの提供を求める。
具体的には、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるよう、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムの導入を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

①国民健康保険

住民基本台帳システムや在留カードからは、特定活動であることまでしか分からないため、国民健康保険の加入手続きの際、外国人住民からパスポートに貼付されている「指定書」を提示してもらい、平成2年法務省告示第131号の第25、26、40、41号に該当しないか確認を行っているが、パスポートを携帯していない場合も多く、改めて指定書を持参いただく手間が生じるなど、外国人住民と市の事務処理に負担が生じている。

また、在留資格の変更でも、住民基本台帳法第30条の50の規定に基づく出入国在留管理庁からの通知や在留カードからは特定活動の種類が分からないため、外国人住民から「指定書」の提示を受けて目視確認する必要があるが、加入時同様に対応に苦慮している。

仮に、適用除外となる外国人住民を加入させてしまった場合は、国民健康保険の資格を遡及して取消し、当該外国人住民に対して、支給した保険給付費相当額の返還請求を行うことになるため、行政の信用を損なう重大な問題となってしまう。

②介護保険、③後期高齢者医療

介護保険においては、住民基本台帳に登録されている65歳以上の住民は、後期高齢者医療においては、住民基本台帳に登録されている75歳以上の住民は強制加入となるため、加入手続きは不要となる。一方で、法務省告示の第25、26、40、41号に該当する外国人は適用除外となるため、外国人住民を呼び出し、指定書の原本を確認する手続きが発生している。

【支障の解決策】

現在、紙媒体である「指定書」の目視でしか適用除外の判別ができない状況であるが、法務省から在留資格「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供を受けることができれば、支障が解決すると考える。

【令和3年提案募集(管理番号51)との関係】

令和3年提案募集(管理番号51)の結果、市町村が国保連合会に委託することで、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者について、毎月12日に前々月分の情報を取得できる仕組みが導入された。

当該措置は、「既に国民健康保険に加入中の外国人が、資格喪失させるべき在留資格に変更となった場合、適切に喪失処理を行える」という点で一定の効果がある一方で、タイムラグがあるため、依然として、来庁しての更新手続（「指定書」の目視確認）が必要である。

本提案については、①～③への新規加入時も含めて、市町村からの照会を可能とすることで、より広範に来庁による手続を不要とする趣旨である。

【在留管理 DX との親和性】

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）（詳細版）」において、マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携のさらなる活用を含む在留管理 DX の推進等が掲げられ、具体的に「入管庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供」と記載されていることから、本提案については国が推進しようとする在留管理 DX との親和性が高いものと捉えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供により、「指定書」の提示が不要となるため、外国人住民と市町村の事務処理の負担軽減につながる。

また、電子的な突合点検が可能となることから、事務処理の効率化及び正確性向上が期待される。

根拠法令等

国民健康保険法第6条第11号、国民健康保険法施行規則第1条第2号、第3号、第4号、第2条第3項、介護保険法第9条、高齢者の医療の確保に関する法律第51条第2号、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第9条第2号、第3号、第4号、第10条第3項、平成2年5月24日法務省告示第131号、平成16年6月8日厚生労働省告示第237号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市、伊勢崎市、さいたま市、川崎市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、広島市、大野城市、大村市

○現在は本人を呼び出し、聞き取りが必要であり、このシステムが導入されることにより事務負担が軽減される。

○提案にあるように、外国人の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険への加入処理の際、適用除外すべき者が判別できるよう、最新の在留資格情報について、職員が個別照会・一括照会することのできるシステムが導入されることで、本市においても、事務負担の軽減につながるものと考えます。

○住民異動の担当課において、各制度への加入手続きを一元的に行うことは困難であるため、必要とする関係部署にそれぞれ手続きするよう案内しなければならない。介護保険においては、加入手続きがされなかった場合、被保険者資格だけでなく、介護保険料の賦課算定において時効になるなどの影響が生じてしまう。データでの提供が可能になれば、そのデータを元に加入の可否が判断でき、住民異動の担当課での手続き案内は不要になる。また、介護保険においても、少ないタイムラグで被保険者資格や保険料の賦課算定が正確に行える。

各府省庁からの第1次回答

今回御指摘の特定活動の該当（25、26、40、41号）の有無を含む、外国人の在留カードの交付に関する情報等（以下、単に「必要な情報」という）については、情報提供主務省令（※）及び関係システムにおける所要の整備が完了している場合は令和9年3月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みのところ、①及び③に関しては、同月の連携開始に向け調整中である。②に関しては、同様に情報連携により必要な情報の取得が可能かどうか、関係省庁等と確認・調整を行い、その結果を踏まえ、情報提供主務省令及び関係システムにおける所要の整備等を含めた必要な対応を検討していく。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

外国人住民の負担軽減と市町村の事務負担軽減のため、情報連携の着実な実現をお願いしたい。また、在留資格情報の「個別照会及び一括照会」が可能なのか、公共サービスメッシュを通じた情報連携の具体的なイメージをお示しいただくとともに、仮に個別照会のみを予定しているのであれば、事務効率化の観点から一括照会も可能にしていきたい。一括照会については、後期高齢者医療及び介護保険において、対象年齢到達による加入処理の際に複数の対象者をまとめて照会する用途や、加入資格に誤りがないかを全数点検する用途を想定したもの。

加えて、本提案に記載のとおり、介護保険においても支障を抱えていることから、国民健康保険及び後期高齢者医療と同様に、情報連携の対象としていただけるようお願いする。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

※関係府省庁において調整中

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	108	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

介護支援専門員証のデジタル資格証への移行

提案団体

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法第 69 条の7以下に規定する紙媒体による介護支援専門員証を廃止し、以下A、Bについてデジタル資格者証への移行を求める。

A: 介護保険法第 69 条の2に基づく介護支援専門員の登録を受けていること

B: 実務研修・更新研修・再研修等の必要な研修を一定期間内に修了していること

具体的には、デジタル庁が整備する国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを活用し、介護支援専門員がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

具体的な支障事例

現行の介護支援専門員証は、都道府県知事が紙媒体(カード形式)で発行しており、新規交付・更新・書換え・再交付のたびに申請書の受付・審査・印刷・郵送等の業務が発生することで、都道府県の担当部署に相当の事務集中が生じている。当県においては、年間約 300 時間の事務負担が発生しており、デジタル資格者証へ移行することで大きな負担軽減を図ることができる。

また、更新の際には、更新研修の修了証を添付した申請書を提出し、手数料を都道府県に納入する必要があり、申請から専門員証が手元に届くまでに一定の期間を要するほか、介護事業所等が介護支援専門員の雇用・契約の際に専門員証の有効性(有効期間・研修修了)を確認する手段は目視のみであり、確認の正確性・迅速性に限界がある。

デジタル庁は国家資格等の 128 資格を対象としたデジタル化を推進しており、介護支援専門員も令和8年度以降に対象とされている。しかし、現行の法律上は「介護支援専門員証」(紙)の存在が前提となっているため、単にオンライン申請を可能とするだけでは根本的な事務効率化には至らない。紙の専門員証を法律上廃止し、デジタル資格者証に一本化することが不可欠である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

専門員証の発行・更新に係る都道府県の事務が大幅に軽減され、担当職員を他の業務に充当できる。介護支援専門員がマイナポータルからデジタル資格者証を即時取得できるようになり、申請・待機の手間がなくなる。

事業所等が二次元コードの読み取りにより、資格の有効性・研修修了状況をリアルタイムで確認できる（真正性・改ざん防止機能付き）。
専門員証の偽造・なりすましリスクが低減する。
国家資格等のデジタル化という国の政策方針に沿った制度の一貫性・整合性が確保される。

根拠法令等

介護保険法第 7 条第 5 項、第 69 条の 7 から第 69 条の 9、介護保険法施行規則第 113 条の 20 から第 113 条の 26

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高知県

—

各府省庁からの第 1 次回答

デジタル庁が整備する国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを活用したデジタル資格者証については、今年度より一部都道府県において試行的に導入を進める予定であり、順次各都道府県に実施していただけるよう、引き続き検討を進めていく。
一方、デジタル資格者証の利用にはマイナンバーカードが必要であり、マイナンバーカードを所持していない資格者の方もいると考えられることから、紙媒体による介護支援専門員証を廃止することは困難と考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル資格者証の一部試行導入については、現在の検討状況や今後の見通し、スケジュール等について具体的にお示しいただきたい。
令和 7 年 6 月 13 日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では「AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進」を重点的取組として掲げ、その土台である「構造改革のためのデジタル原則」も、書面や目視等を義務付ける手続はデジタル処理での完結を基本としている。紙媒体・目視に依拠する現行の介護支援専門員証はまさに見直しが求められている対象であると考える。
「紙媒体による介護支援専門員証を廃止することは困難」との見解について、仮に紙媒体の介護支援専門員証を完全に廃止することが難しいとしても、デジタル資格者証を証の原本と位置付け、オンライン申請時にデジタル資格者証を交付することにより、手続きをデジタルで完結させることを可能とすべきである。先例として建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者等登録では令和 7 年 12 月から国家資格システムを用いた原則オンライン受付・デジタル資格者証交付が実現しており、デジタル資格者証によることが困難な事情がある場合にのみ個別に対応することとされている。
申請から交付までをデジタルで完結させることで紙資料が減少し、印刷・郵送する必要がなくなるため、都道府県の事務負担が軽減されること、及び証の紛失防止や偽造・改ざん防止に寄与し、証の正確性・信頼性の向上につながること等といったメリットが生じる。
これらの閣議決定済みの方針及びメリットを踏まえ、デジタル資格者証を介護支援専門員証の原本とするため、法令等の改正を行われたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

国家資格等情報連携・活用システム及びデジタル資格者証の試行的な導入について、将来的な各都道府県への拡大も含め、今後の想定スケジュールを示していただきたい。

「紙媒体による介護支援専門員証を廃止することは困難」との指摘について、仮に紙媒体の専門員証を完全廃止することが難しいとしても、デジタル資格者証を専門員証の原本と位置付け、オンライン申請時のデジタル資格者証交付により、デジタルで手続きを完結させることを可能とすべきではないか。建築基準適合判定資格者等、デジタル資格者証の原本化を実現し、オンライン申請を原則としている資格もある。

申請から交付までをデジタルで完結することで紙資料が少なくなり、都道府県負担が減少するとともに、当該環境でデジタル資格者証を活用することで、専門員証を作成及び郵送する必要がなくなるため、都道府県の事務負担が軽減。専門員証の記載事項に変更が生じた場合、都道府県において住民基本台帳ネットワークシステムとの連携による職権での変更が可能となり、申請者による届出が不要となることで、利便性向上につながる。専門員証の紛失や偽造・改ざんの防止に寄与するため、専門員証の正確性・信頼性向上につながる等のメリットが生じる。これらのメリットを踏まえ、デジタル資格者証を専門員証の原本とするために個別法令等の改正を検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

国家資格等情報連携・活用システムにおけるデジタル資格者証を専門員証の原本とすることについては、今年度から一部都道府県においてデジタル資格者証（画面表示のみ可能とする）を試行的に導入する予定である。お示しいただいた建築基準適合判定資格者は都道府県管理資格ではないため、介護支援専門員資格とは資格管理や事務の扱い等の課題が異なるものの、当資格としてもまずは試行的な導入から取組を始めていき、デジタル資格者証の法令上の取扱いを整理したうえで、当該システムの活用状況等も踏まえながら、検証を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	109	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格証への移行

提案団体

青森県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉士及び介護福祉士法附則に規定する認定特定行為業務従事者認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明するデジタル資格者証に移行することを求める。
具体的には、デジタル庁が整備する「国家資格等情報連携・活用システム」及びマイナポータルを活用し、認定特定行為業務従事者がマイナポータル上でデジタル資格者証を取得・提示できる仕組みへ移行する。

具体的な支障事例

認定証は都道府県知事が紙媒体で発行しており、個々の認定申請を審査・交付する業務が生じている。認定された特定行為の種別(複数可)を紙の認定証に記載する仕様であるため、行為の種別が追加されるたびに書換え交付の手続が必要となり、その都度、申請受付・審査・発行・郵送等の事務が繰り返し発生する。当県においては、認定証の交付において年間約 60 時間の事務負担が発生しており、国家資格等情報連携・活用システムの利用やデジタル資格者証の活用により、事務負担の軽減が期待できる。

また、利用者の状態変化等に応じて介護職員が対応できる特定行為の種別を追加しようとする場合、改めて研修を受講し、修了後に書換え交付の申請を行う必要がある。申請から新たな認定証が手元に届くまでの間、当該行為を実施できない状態となるリスクがある。

介護事業所・障害福祉サービス事業所等においては、認定特定行為業務従事者を雇用・配置する際、認定証の有効性(認定の有無・対応可能な行為の種別)の確認は目視のみに依拠している。認定証の偽造・記載内容の改ざんが可能な状態であり、確認の正確性・信頼性に課題がある。また、紙の認定証のコピー管理の負担が大きい。

デジタル庁は国家資格等のデジタル化を推進しており、令和8年度以降、介護・福祉分野の各資格についても順次デジタル化の対象とされている。しかしながら、認定特定行為業務従事者認定証は国家資格等情報連携・活用システムの活用が決まっておらず、また、法令上「紙の認定証の交付」を前提とした仕組みとなっており、法令の手当てなしにデジタル化を進めることはできない。提案募集を通じて根拠法令等の改正を実現することが不可欠である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定証の発行・書換えに係る都道府県の事務が大幅に軽減される。
従事者が都道府県に対し認定証交付申請や書き換え交付申請を行う手間が削減される。
事業所等がデジタル資格者証の二次元コードの読み取りにより、認定の有無・対応可能な行為種別をリアルタイムかつ正確に確認でき、真正性・改ざん防止が確保される。
国家資格等のデジタル化という国の政策方針との整合性が確保される。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法附則第 10 条から第 12 条、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条から第8条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、兵庫県

—

各府省庁からの第 1 次回答

認定特定行為業務従事者認定に係る申請については、申請書や認定証について、厚労省から参考様式を示しているものの、実際の様式については都道府県で異なる可能性もある。
また、既にオンライン化している都道府県や当該事務について委託している都道府県もあると認識している。一律に国家資格等情報連携・活用システムによる申請とした場合、都道府県によっては事務負担が増加する可能性があるため、まずは、各都道府県の実態を把握しつつ、国家資格等情報連携・活用システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい。
なお、デジタル資格者証を利用するには、マイナンバーカードが必要であり、仮にデジタル資格者証を原本としたとしても、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難であると考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「国家資格システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい」との見解では、導入の可否も時期も不明確である。
令和7年6月13日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では「AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進」を重点的取組として掲げ、その土台である「構造改革のためのデジタル原則」も、書面や目視等を義務付ける手続はデジタル処理での完結を基本としている。紙の認定証と事業所による目視確認に依拠する現行の認定特定行為業務従事者認定証はまさに見直しが求められている対象であると言える。本認定証のみをデジタル完結の枠外に置くのはこれら閣議決定の方針と不整合であると考ええる。
先例として建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者等登録では令和7年12月から国家資格システムを用いた原則オンライン受付・デジタル資格者証交付が実現しており、デジタル資格者証によることが困難な事情がある場合にのみ個別に対応することとされているので、これにならった法改正等を行われたい。
委託により事務処理されていても委託先が国家資格システムを利用することは妨げられない。申請書・認定証の様式が都道府県間で異なる点については、同システム標準仕様の導入により事務が画一化されむしろ事務改善につながると考える。さらに、同システムへの移行等により、住基ネットとの連携で氏名変更や死亡等の異動を届出によらず職権処理することが可能となり、登録簿の最新性が確保され事務手続きがより適正化されるというメリットもある。
本件についてデジタル完結に向けて令和8年度中に着手すべく、工程と時期を国において具体的に示されたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

都道府県に対する実態調査を踏まえ、委託事業者も含めた国家資格等情報連携・活用システムの活用を検討いただきたい。その際は、国家資格等情報連携・活用システムの導入に係るイニシャルコストだけでなく、長期的な事務負担軽減の効果を考慮いただきたい。

建築基準適合判定資格者等、デジタル資格者証を登録証の原本と位置付けている資格が既にあることも踏まえ、認定特定行為業務従事者についても、デジタル資格者証を認定証の原本と位置付けることについて検討いただきたい。

上記については、第2次回答及び第2次ヒアリングの場で検討結果を踏まえた対応の方向性を示せるよう進めていただきたい。

各府省庁からの第2次回答

都道府県へアンケートを実施したところ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したいというご意見があった一方で、年間数十件程度の件数であり費用対効果に乏しい、マイナンバーカード取得が任意であるためシステムと紙の申請が平行して行われ事務負担が増加するなどのご意見もあった。このため、当該システムを全国一律で導入するのではなく、希望する都道府県において令和10年度以降に順次活用可能とすることを目指し、関係省庁とも協議の上、必要な検討等を進めてまいりたい。

また、本システムは希望する都道府県において順次活用いただくことを想定していることから、現時点においては、紙の認定証を廃止し、デジタル資格者証を一律に認定証の原本として位置付けることについては、対応困難であるが、原本の取り扱いについては、他の資格の状況等も踏まえ引き続き検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	112	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

仮特別徴収税額等の還付において年金受取口座の情報提供を可能とすること

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

公的年金等からの個人市民税の特別徴収における本算定後の仮徴収税額の減額によって過誤納金が生じる場合において、年金保険者が初めて年金を請求される方には「年金請求書」で同意を取ること、既に受給をされている方には「ねんきん定期便」に約定を記載すること等で年金受取口座情報を市区町村へ提供することの同意を受け、年金保険者から当該市区町村へ当該年金受給者の年金受取口座情報を提供する。
上記方法が難しい場合は、以下の方法を求める。
市区町村で年金受取口座情報の取得を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正し、年金保険者の保有する年金受給者の年金受取口座情報をマイナンバー情報連携の対象に追加することを求める。

具体的な支障事例

年金所得に係る個人市民税の仮特別徴収税額について、本算定後に多くの過誤納金が発生(当市では年間3万件程度)しており、市区町村においては、年金受給者から還付請求書を徴取することで、年金受給者に対し還付を行っているが、過誤納金に関する問合せ対応や還付手続にかかる業務が集中的に発生しており、高齢者である年金受給者においても過誤納金受け取りのための手続が大きな負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

年金受給者によっては還付請求書の提出が負担であるため年金受取口座へ還付してほしいと希望される場合があるが、現状では当該口座情報を還付請求書に記入し送付してもらっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年金保険者から年金受取口座情報の提供を受け、年金受給者から還付請求書を徴取することなくプッシュ型による還付手続を行うことで、市区町村における業務軽減だけでなく、年金受給者においても、過誤納金の受け取り手続が簡素化できる。

根拠法令等

地方税法第321条の7の10、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第5条の3、平成27年11月20日総務省自治税務局市町村税課通知「公的年金等からの特別徴収に

係る事務処理要領等について(送付)」にて送付された「個人住民税の公的年金等からの特別徴収に係る事務処理要領」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、仙台市、横浜市、川崎市、寒川町、上越市、名古屋市、名張市、枚方市、小野市、南国市、都城市、特別区長会

○当市では、年金所得にかかる市県民税の仮特別徴収について、本算定後に多くの過誤納金が発生(年間1,000件程度)し、還付通知、還付依頼書を送付している。問い合わせ対応や、回答がない場合の再送付、また還付処理が集中することによる事務の負担が大きい。還付対象者も高齢であるため、受け取りのための手続きが負担となっている。

○提案市同様に6月に同時大量に還付業務が発生している(年間約600件)。そのうち新規に口座照会している件数は約200件ある。

○当市においては口座を照会しても返事がなく毎年同じ人を照会している。また回答をしてもらっても口座の記入ミスのため還付処理の巻き戻しと口座の再照会を行うこともある。今後プッシュ型になれば業務が減るのではないかと考える。

○制度改正により、年金特徴に関する当該口座照会(当市の令和7年度照会件数414件)が不要となり、業務負担の改善につながるものとする。

各府省庁からの第1次回答

日本年金機構は、日本年金機構法第38条第4項に規定する「法律の規定に基づき、年金個人情報等を…提供しなければならない場合」に該当する場合に、年金個人情報の提供をすることができ、年金受取口座情報を市区町村へ提供することは同項の規定する場合に該当しないため、困難である。

今後、公金受取口座の登録をされていない年金受給者を対象とし、受給者ご本人から不同意の申出がない限り、年金の受取先として登録している口座を公金受取口座として登録することを可能とする「行政機関等経由登録の特例制度」を実施予定であり、公金受取口座の更なる登録数の増加も見込まれることから、公金受取口座の活用をご検討いただきたい。

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところによる。

情報提供主務省令(※)において、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用できるようすでに措置されており、仮特別徴収税額の還付を含む給付金等の支給事務を処理するために必要な情報照会であれば、利用の意思表示に関わらず情報照会することも法令上可能であることはデジタルPMOに掲載している「公金受取口座登録制度FAQ」(Q2-5)において、自治体向けに既に周知している。

以上から、仮特別徴収税額の還付事務について、法令上、すでに本人の公金受取口座利用意思にかかわらず情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報を取得し、当該口座に還付できるよう措置されているため、各地方団体において適切に対応されたい旨、地方団体に周知してまいりたい。

また、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の過誤納金の還付についても、住民税と同様の状況であり、住民税と同様に地方団体に周知を行うことについて検討してまいりたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答では、日本年金機構法第38条第4項に規定する「法令に基づき提供しなければならない場合」に該当しないため、年金受取口座情報を市区町村へ提供することは困難との整理が示されている。については、現行法解釈上困難とする根拠及び同法第38条等の改正による提供根拠の明確化を行わない理由をご教示いただきたい。

また、「今後、公金受取口座の登録をしていない年金受給者を対象に…『行政機関等経由登録の特例制度』を実施予定」とされている。その後のデジタル庁ホームページにより、令和8年8月以降に日本年金機構が対象者に公金受取口座の意向を確認する書類を郵送することが示された。については、制度開始後の登録率の改善見

込み(推計の前提、KPI等の算定根拠を含む)についてご教示いただきたい。

現時点では還付先口座情報を取得できる割合は約6割にとどまる見込みであり、登録率が向上しなければ、本市としては、公金受取口座を登録していない1万件前後の過誤納金について、引き続き問合せ対応や還付手続きを行う必要があり、事務負担の軽減に不十分である。

このため、関係府省庁においては、制度開始後の公金受取口座の登録率を着実に引き上げることが不可欠であることを踏まえ、日本年金機構からの郵送物を契機とした分かりやすい案内の徹底に加え、自治体窓口・広報媒体等を通じた周知広報を一層強化するなど、公金受取口座登録の促進に積極的に取り組まれない。

なお、当該特例制度開始後の登録率が大きく改善しない場合には、引き続き、法改正も含め、年金保険者が保有する年金受給者の年金受取口座情報をマイナンバー情報連携の対象に追加することについて検討いただくよう求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところにより処理されたい。

そのうえで、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用可能である旨については、提案団体の意向を踏まえ、地方団体に対し速やかに周知することとしたい。

また、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険においても公金受取口座情報の利用が可能である旨、地方団体に対し速やかに周知することとしたい。

公金受取口座については、『行政機関等経由登録の特例制度』の実施により、デジタルの手続きに不慣れな方や金融機関へ手続きに向くことが難しい方でも、本特例制度を通じて簡易に公金受取口座の登録ができるよう登録方法の拡充を図り、公金受取口座登録促進に取り組んでいる。

今後も公金受取口座の登録数を更に増やしていくことが重要と考えており、引き続き、制度の周知・広報を進めることなどを通じて公金受取口座の登録を促進してまいりたい。

なお、年金受取口座は日本年金機構法(平成19年法律第109号)第38条第1項に規定する年金個人情報に該当し、年金個人情報を第三者に提供する場合には同条第4項又は同条第5項に規定する事由のいずれかに該当する必要があるところ、ご提案に対応するためには、同条第5項第1号に基づく「本人の同意があるとき」に、市町村に対して年金個人情報である年金受取口座を提供することが可能と考えている。

一方、政府全体としては公金受取口座の登録の拡大を図っており、その一環として、日本年金機構は今年度中に原則として65歳以上のすべての年金受給者(公金受取口座未登録者)に対して意向確認書を送付し、不同意申出書の提出がない場合には、公金受取口座として登録する取組を進めている。登録された公金受取口座の情報はマイナンバー情報連携により市町村も利用可能であることから、本年度末までには相当数の年金受給者の公金受取口座の情報の利用が可能となると見込んでいる。

このような取組を進めている中で、ご提案のために、別途、年金受取口座の市町村への提供に関する意向確認書を年金受給者本人に送付し、その意向を確認して同意者のリストを作成して送付する等の作業・事務を実施することは、日本年金機構の事務量や郵送費用、年金受給者の負担等を考慮すると合理的・効率的とは言えないため、公金受取口座の登録率を着実に向上させる取組を進めることで、ご提案のような市町村における事務負担を軽減してまいりたいと考えている。

なお、同条第5項第3号リに基づき、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等

に関する法律の規定による事務」を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるときは情報提供が可能となっている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	123	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち国から市町村へ直接交付される補助事業に係る事前協議等の都道府県経由事務の廃止

提案団体

長野県、山形県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国から市町村へ直接交付される当該補助事業は、都道府県の経由を廃止するとともに、デジタル庁が提供する補助金申請システムであるJ グランツを利用するなど、国と市町村が直接事務手続きを行っていただき、県へは情報提供のみ行っていただきたい。

具体的な支障事例

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、国から市町村へ直接交付される補助事業において、県内市町村分の協議の取りまとめ、国や市町村からの疑義照会の経由事務(または代替対応)及び繰越事務における相談対応などが生じており、業務時間が割かれている。(協議件数:年間 10~20 件)
事前協議における都道府県のとりまとめに関する役割として、市町村交付金の優先順位をつけることが求められているが、優先順位を高くしたものが必ずしも本交付金の対象事業として採択されるわけではないため、当該作業は不要であり、都道府県の経由は必要ないと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県を経由せず、国と市町村が直接手続きをすることで、情報伝達精度の向上や業務の効率化が期待される。
なお、事前協議等の対応は現在メールで行われているが、経由事務の廃止と併せて、デジタル庁が提供する補助金申請システムであるJ グランツを活用することで、県下市町村の事前協議や本申請の状況等を都道府県が把握することも可能となる。

根拠法令等

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱、関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、前橋市、小諸市、大阪府、佐賀県

○提案自治体と同様の作業が発生している。優先順位付についても各市町村の地域事情があることから都道府県で優劣をつけるのが難しい。

各府省庁からの第1次回答

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、例年、各地方自治体から予算額を上回る額の要望をいただいております。また、昨年度の地方分権改革提案でも早期執行・早期着手のための取組が各地方自治体から求められる中、交付申請事務に先立って事前協議を行い、当年度における事業の協議内容や各地方自治体における優先度を踏まえ、予算の範囲内で内示を行っています。

この交付金は、高齢者施設等における防災・減災対策を推進するために必要な支援を行うものであり、施策を真に有効なものとするためには、介護保険法第5条第2項において介護保険事業の広域的支援を行うとともに、災害対策基本法第4条第1項において市町村の防災事務の支援や総合調整を行う都道府県の広域的な視点が欠かせないことから、管内市町村の事業の優先順位を付していただくよう依頼させていただいております。国においては、優先順位が上位のものを予算の範囲内で採択することとしています。こうした趣旨を踏まえると、本交付金のうち市町村を実施主体とする事業について、事前協議に際して、都道府県を経由せずに国と市町村と直接事務を行うことについては慎重な検討が必要です。

また、デジタル庁が提供する補助金申請システムの「J グランツ」を活用することについては、本交付金の申請事務については、これまでも電子メールにより、地方自治体と地方厚生（支）局との間で交付申請等の手続を行っているところ、申請者が地方自治体で限定的である中で、新たに「J グランツ」を活用することにより得られる事務負担軽減の効果よりも、かえって申請者の負担増加や全体の執行スケジュールに遅れが生じる可能性があること等も踏まえれば、慎重な検討が必要と考えます。

引き続き、事前協議の簡素化など地方自治体における交付金事務の負担軽減に努めてまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では令和6年度二次協議において優先順位が上位の事業が不採択となり、不採択理由を聞いても具体的な回答がなかった事例があることから、優先順位が上位のものが必ずしも採択されるものではないと認識している。また、各市町村の地域の実情や個々の補助事業の必要性及び実現可能性などを都道府県が把握するのは難しく、都道府県における優先順位付けについての目的、位置付け、考え方等の指針が国から示されていない状況で、都道府県が優先順位付けすることは困難である。加えて、都道府県が優先順位付けをするべきという事由だけで、中核市を除く全ての市町村事業に係る確認・とりまとめ作業や国・市町村からの疑義照会等の対応を都道府県が行わなければならないことは、付随事務としてもバランスを欠いており、大きな負担となっている。仮に都道府県の意見が必要であれば、国から市町村に対して直接協議内容を確認した上で都道府県へ優先順位に関する意見を照会する等、都道府県の経由事務が生じない合理的な事務フローの検討を求める。

また、国において利便性向上を目的として導入した「J グランツ」の活用が事務負担の軽減に繋がらないのは疑問であるが、「J グランツ」の活用が難しく、電子メールの活用を継続するのであれば、市町村から国に対して協議書を直接提出し、都道府県には cc で情報共有するなど経由事務が生じない運用としていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

各府省庁からの第2次回答

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、地域ごとの災害リスクを踏まえた上で、高齢者施設等における防災・減災対策を効果的かつ着実に実施する観点から、事前協議に際して、都道府県における優先順位を付していただくことは必要不可欠であると考えています。

また、令和7年度の2次協議以降においては、都道府県等が設定する優先順位について、事業ごとに同率の順位付けを認めない取扱いとしたため、ご指摘のような優先順位が上位のものが不採択となる問題は生じていないと認識しています。

その上で、事前協議において優先順位を付すことについては、その目的や考え方等についてお示しすることとし、「都道府県の経由事務が生じない合理的な事務フローの検討」については、交付金事務全体の執行スケジュールに与える影響についても検証を行った上で、自治体のご意見も踏まえながら、所要の検討を行うことを考えています。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	130	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

マイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意とすること

提案団体

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

令和8年5月 25 日までにマイナンバーカードを申請又は保有し、マイナンバーカードの券面に氏名の振り仮名の記載がない者に対する、マイナンバーカードの追記欄への氏名の振り仮名の追記は、カード保有者本人の任意とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度(予定)】
令和8年5月 26 日から始まる住民票への氏名及び旧氏の振り仮名の一斉記載に関連し、令和5年の番号法の改正によって、今後、電子証明書の更新手続きをする際には、マイナンバーカードの IC チップ内の電子証明書データの更新及び、券面事項追記欄へ「振り仮名」の物理的な追記(印字または手書き)がさらに必要になること。

【支障事例】
マイナンバーカード取得率の上昇に伴い、住所異動手続きのほとんどでマイナンバーカードの券面変更事務を行わなければならない状況であること。
また、令和2年から令和5年に実施されたマイナポイント事業時にマイナンバーカードを取得した方の電子証明書の更新の需要が到来していること。
これらの影響により、当市の住民記録窓口は1年を通じて非常に混雑しており、特に人口規模の大きい区では、ほぼ毎日1時間を超える待ち時間が発生している。
当市においても、窓口数の増設やマイナンバーカードセンターの追加設置をおこなったが、待ち時間の減少効果は限定的。
※当市における券面事項更新件数(令和8年3月実績)
住民異動に係るカード券面事項更新: 2万 400 件
電子証明書の更新に係るカード券面事項更新: 1万 6,200 件

【制度改正の必要性】
令和8年5月 26 日以降は、電子証明書の更新手続きをする際には、マイナンバーカードの IC チップ内の電子証明書データの更新及び、券面事項追記欄へ「振り仮名」の物理的な追記が必要となるため、さらに事務に要する時間が増える見込み。
また、券面追記欄に振り仮名を追記することによって追記欄が満欄となり、カードの再作成が必要となる方が発生する見込み。

継続的な業務増であれば体制を整えることも可能であるが、電子証明書の更新需要の大きな波は令和9年度までであり、短期的な大幅な業務増に対応することは、人員確保の面で極めて困難であり、振り仮名の追記は市民の大幅な待ち時間の増につながるが見込まれる。

【支障の解決策】

ICチップのデータ更新については、更新を行わない場合、e-tax等のオンライン手続きに支障が出ることから、データ更新については実施する必要があると考えるが、マイナンバーカードの券面事項については「すでに発行されているマイナンバーカードの記載事項は従前の例によるとしている」とされていることから、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名の追記は保有者本人の任意とすることにすれば、事務処理時間の軽減につながり、市民の待ち時間が増加することを抑制できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民が区役所窓口で手続きをする際に、電子証明書の更新需要で待ち時間が発生していることに加えて、さらなる待ち時間が発生し、市民に不利益が生じる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの券面追記欄への振り仮名の物理的な記載を任意とすることで、電子証明書の更新等で更なる待ち時間の発生を抑制できる。

マイナンバーカードの追記欄が4行しかないため、振り仮名を追記することによって満欄となることを防ぐことができ、市民に新たにカードを作成していただく手間も省くことができる。

なお、カード保有者本人が希望する場合は、時間がかかる旨ご説明したうえでの印字作業が可能となるため、時間がかかったという趣旨の苦情の発生も抑制できる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、いわき市、川口市、銚子市、松戸市、厚木市、富士宮市、富士市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、西宮市、生駒市、安来市、笠岡市、高松市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市、都城市

○現在機構から送付している有効期限通知書には、電子証明書の更新をお知らせする通知やチラシの他、代理人が行う際の照会書が添付されているが、チラシには振り仮名に関する案内はなく、照会書も振り仮名が記載されることに伴う券面変更には対応していないため、振り仮名の印字が強制される場合、機構の案内に基づき案内のとおり代理人が更新手続きに来庁しても手続きを承ることができず、大きなトラブルになることが想定される。また既に券面が満了になっている場合にも、振り仮名の記載が印字ができないことでカードの再申請の流れとなるが、カードの再申請ができる窓口は、電子証明書の更新ができる窓口すべてで受付できるものでもないことから、同様にトラブルになることが想定される。追記欄への印字を任意とすることで、これらのトラブルは回避できる。

○これまで振り仮名のないカードで本人確認書類として認めてきたことから、券面に印字する必要はないと考える。膨大な事務増加による待ち時間の延長に繋がり、市民・職員にとってデメリットの方が圧倒的に大きい。

○電子証明書の更新に要する時間に加え券面に振り仮名を追記する行程が必要となり、1件に要する時間の増加に伴い、前提的に待ち時間が増大するなど来庁者の負担が増加する。また、提案市の指摘のとおりすでに住所異動情報等が追記されている場合には券面満記載となりカードの更新が必要となるなど、さらに待ち時間、事務処理時間の増加となる。

○当市においてもマイナンバーカード関連の業務負担は増加する一方であり、電子証明書更新手続きでさらにカード券面に振り仮名の追記が必要となれば、さらに来庁者の待ち時間を増大させることが見込まれる。また、カード利用の用途の1つは、運転免許証などのように本人確認書類として窓口で提示する場面があるが、券面に振り仮名がなくても、カード所有者の手続きに支障をきたすことはないと思われる。逆に、カード券面の1行を振り仮名の追記に使うことにより満欄となって新しいカードを作成することの方がカード所有者に不便を生じさせ

てしまう。

○券面記載を希望する方だけにしてもらえると、窓口対応の短縮につながる。

○IC チップ内データ更新については、電子申請等の利用継続のため必要であると考えるが、既存カードについては従前の記載事項による運用も認められていることから、券面への振り仮名追記については本人希望による任意対応とすることを求める。

○当区においても電子証明書の更新や券面記載事項の更新において署名用電子証明書の発行・更新をした際に券面への印字を行うとなると事務負担がかなり大きい。また、住民異動の多い時期はただでさえ住民異動に伴うマイナンバーカードに係る手続きが増えたことにより処理時間が増大しているにも関わらずさらに時間を要することが予想される（今年度住民異動に伴う待ち時間は発券から受付開始までだけでも 150 分待ちである）。マイナンバーカードの券面に内部の情報と同一の記載が必要ということは理解しているが、次期マイナンバーカードになり、マイナンバーカードに振り仮名の追記がされるまでは現行マイナンバーカードにおいてはマイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意としていただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答

第4号施行日（※）（令和8年5月 26 日）時点で既に申請又は発行されているマイナンバーカードについて、電子証明書の更新又は券面記載事項の変更が行われる場合には、より早期に住民票に記載されている内容とカード券面の内容を一致させることが望ましいとの考え方から、現状の運用としているところです。

他方、今回のご提案にもあるとおり、今後電子証明書の更新需要も高まる中、追記欄へ振り仮名を記載することによる事務負担の増加についても考慮の上、その取扱について検討してまいります。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律 第 48 号）附則第 1 条第 4 号の規定による施行日

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご認識のとおり、今後電子証明書の更新需要の更なる高まりが想定されること、また、すでに住民票への振り仮名の一斉記載が始まっていることから、マイナンバーカード関連手続きについて、事務負担の軽減だけではなく、市民を必要以上に待たせないためにも、可能な限り早急な検討をいただきたいと考えている。例えば、札幌市においては、令和8年 10 月から電子証明書の更新手続きが急増すると推測していることから、令和8年9月までに検討いただくようお願いする。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川口市】

令和8年度下半期から令和9年度上半期にかけては令和7年度以上の更新対象者がおり、更なる混雑が容易に見込まれるところ、住民票記載の内容とカード券面の内容を一致させることが望ましいという理由のみを以って、対象者すべてに振り仮名の券面変更及びカード印字を行うことは考えられない。

混雑緩和に向けた対策は自治体で行っているが、本件は国のみが対応可能なものであり、運用変更のみで改善が図れる今回の課題については、振り仮名の一括記載が始まっていることも踏まえ直に見直しを行うべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

ご見解のとおり、個人番号カードの交付事務等に関する質疑応答集の質疑応答の一部を改正し、第4号施行日以後、住民票には氏名の振り仮名が記載されているものの、現に交付を受けているマイナンバーカードに氏名の振り仮名が記載又は記録されていない者について、電子証明書の発行又は更新の手続(カードの券面記載事項の変更に伴う場合を含む。)を行う際には、追記欄に振り仮名を記載する必要があるが、窓口の混雑状況等を踏まえ、当該対応が難しい場合には、その時点では、氏名の振り仮名を追記欄に記載しないこととして差し支えないことを明記しました。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	131	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。

具体的な支障事例

【現状】

市町村林務部局では、法務局から取得した公図を使用して、林地の位置を特定する業務を行っている。例えば、「伐採および伐採後の造林の届出※1」及び「森林の土地の所有者届出※2」の際の届出内容の確認作業、また「森林現況調査※3」の際の位置の特定作業、などが挙げられる。

※1…森林所有者などが森林の立木を伐採する場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※2…売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※3…農業委員会からの非農地通知により新たに森林に編入するかどうかの現況調査に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

【支障】

都道府県が運用する林地情報オープンデータ「森林クラウドシステム」は、運用者のもとで筆ポリゴンを独自に設定するなど手作業で構築しており、地番や土地境界などの不動産登記情報と連携した構築となっていない。このことによって、市町村林務部局の各種業務において、森林クラウドシステムの閲覧だけでは正確性に問題があることから、公図の取得を余儀なくされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法務局から取得する公図が不要となり、システム間連携による情報のワンストップ化が実現

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市

—

各府省庁からの第１次回答

不動産ベース・レジストリについては、令和９年度末の地図情報のサービス提供を目指し、データベースの整備を進めている。これにより、これまで公用請求により取得していた地図情報を、オンラインで確認・取得することが可能となる見込みである。

不動産ベース・レジストリと「森林クラウドシステム」との間での地図情報の連携については、地図情報の整備状況や、森林クラウドシステムの整備・運用が各都道府県それぞれの考え方等により行われていることなどから連携することは各都道府県の判断によるもの。

今後、実際に各都道府県で御判断いただくに当たって、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産ベース・レジストリを発出するにあたり、今後、都道府県が不動産ベース・レジストリを活用して森林クラウドシステムとの地図情報連携を検討・判断する際、現状のシステムと同様に、各都道府県それぞれの考え方により連携業務を進めてしまうことが懸念され、重複作業等により、結果として全国的に非効率な事務が行われる可能性がある。

あらかじめ国において、地図情報連携に必要な標準仕様書や連携作業手順書、データ連携の技術的ガイドライン等を整備した上で、全国で共通して活用できる形を提示することを求めたい。

これにより、都道府県および市町村が連携を進める際の開発費用負担および連携事務負担を大幅に削減できるとともに、システム間の互換性確保や、運用の安定性向上にも資するものとする。

本市としては、自治体側の負担軽減を考えた国による標準化の取組がシステム連携というテーマの礎となると考えている。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

各都道府県のそれぞれの考え方により整備されている森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリとの間

での地図情報の連携については、API 連携が可能となるよう、デジタル庁において不動産ベース・レジストリの仕様の検討が始められているところ。

なお、不動産ベース・レジストリから提供される地図情報を自動的に森林クラウドシステムの GIS に取り込むためには、公共座標による位置情報が付与された地図情報が必要である。

1次回答のとおり、今後、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	144	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

選挙人名簿登録地情報についてマイナポータルでの確認を可能にすること

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

選挙人名簿登録情報について、自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにすること。

具体的な支障事例

選挙人名簿の登録は、当該自治体において住民票作成から引き続き3箇月以上、住民基本台帳に登録されている者について行われているが、名簿登録後に当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。そのため、新旧住所地それぞれの自治体において選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在し、選挙人はどちらで投票するか不明瞭なケースが存在することで、選挙管理委員会への問い合わせが発生し、その対応といった負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

選挙期間中に転出した住民から、転出元または転入先のどちらで投票すれば良いかについて、多数の問い合わせがある。問い合わせの結果、転出元自治体での投票であることが確認できた場合でも、現所在地から不在者投票をするには日数が足りず、投票できないというケースもあり、もっと早く知りたかったとの意見をいただくことがある。

各自治体の選挙管理委員会では、転出者向けに郵送で案内を送付しているが、返戻されることも多く、現状の紙運用では十分な周知を行うことが困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状では、新旧住所地のどちらで投票するかを確認する手段が、選挙管理委員会への問い合わせ以外にないため、選挙人が自身のマイナポータルから名簿登録地を確認することができれば、本人及び選挙管理委員会の負担軽減が図られる。

根拠法令等

公職選挙法第21条、第22条、第28条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

戸田市、横須賀市、山口県、佐世保市、伊佐市

○当市でも、国政選挙の際は新旧どちらの住所地で投票が可能なのかについての問い合わせが多数あり、また、投票日当日に旧住所地でしか投票ができないと知り、投票を断念している事例にも接している（この場合、事前に確認ができていれば、不在者投票等が可能であったと思われる。）。即時性が求められ、電話で回答することが多いが、執務時間中に限られ、また、家族からの問い合わせ等の場合、個人情報保護上の懸念が全く無いとも言えないため、提案の形が望ましいと考える。なお、住民基本台帳法第7条の住民票の記載事項に選挙人名簿への登録の有無（第9号）があり、システム上も連携を行っているため、当該データを活用し、実現することも一案と考えられる。

各府省庁からの第1次回答

自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにするにあたっては、技術的課題や費用対効果の観点を踏まえた、慎重な検討が必要である。
なお、二重登録に関しては、選挙時登録日から一定期間前の段階で、二重登録の可能性がある対象者について、自治体相互に通知・照会を行い確認する運用を行っている。したがって、最終的な二重登録状況を正確に把握し、どの市町村で投票を行うことになるかという情報については、正確性を期する観点から、関係自治体への問合せや送付された投票所入場券により選挙人に判断していただく対応が現実的と考えられる。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状の本人が個別に問い合わせする対応では、正しい情報の入手が遅れることからの投票の断念や個人情報保護への懸念、またヒューマンエラーのリスクも含んでいることから支障が出ており、改善を求める。
選挙人がマイナポータル上で自身の名簿登録地を確認することについては、選挙人名簿作成時に副本を作成し、中間サーバーを通して登録すれば可能である。副本登録する項目数も多くはなく、改版により新たな特定個人情報を登録する仕組みが出来上がっていることから技術的な問題は発生しないと想定されるため、選挙人名簿情報に限ってどのような技術的課題があるのかを示されたい。更にシステム標準化によりテーブルレイアウトはどのベンダーでも同じであり、改修に係る費用も以前よりは抑えられるため、費用対効果は大きいと思料する。
二重登録の対策に関しては、別に当市が提案した住民基本台帳ネットワークシステムの転入通知情報にある「転入届出日」を選挙人名簿管理システムに連携し判定を行うことでヒューマンエラーの可能性が排除され、確実かつ円滑な事務執行ができると考えられる。転出先において3か月要件を満たさなかった場合や、登録基準日が複数ある場合など、個別の対応が必要な場合にのみ通知をすることとすれば現状の仕組みを用いて早期に実現することが可能となるため、まずは現状から脱却する制度改正を求めるとともに、最終的にはすべての二重登録が正確に自動で判定できる仕組みの構築を検討されたい。
また、マイナポータルでの確認は正確性を期することができないとのことだが、その理由が示されておらず、人力で個別に問い合わせ対応をする方がヒューマンエラーのリスクがあると考えられることから、再考されたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

まず、二重登録されている選挙人が、マイナポータル上で適切な選挙人名簿登録地を確認できるようにするためには、各市町村選管が選挙人情報を自治体中間サーバーに副本登録する前の段階で、当該選挙人の二重登録状況を各市町村選管が正確に把握する必要がある。

その上で、選挙人名簿登録地情報を特定個人情報とすることで、マイナポータル上で選挙人が閲覧できるようにするためには、各市町村選管において自治体中間サーバーを構築するとともに、自治体中間サーバーに副本登録ができるようにするために選挙人名簿管理システムを改修するという対応が発生し、これは全市町村選管において一律に行う必要がある。

全市町村選管において発生する選挙人名簿管理システムの改修等の費用や事務負担等と、関係自治体への問合せによる対応が可能である中で、追加的にマイナポータル上で自身の登録状況を確認できるようにすることの必要性を踏まえた上で、費用対効果の観点から慎重な検討を要するものであり、実現は困難であると考えられる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	151	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

産後ケア事業の電子化

提案団体

滋賀県、福島県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

産後ケア事業は、令和元年以降法整備がされ、令和5年度にはユニバーサルな事業であることが明確化されたことから、利用者と産後ケア施設が増加し、利用者－自治体－産後ケア施設の3者間で行う、申請、予約、情報共有、利用、キャンセル、請求、報告などの業務が増大し円滑な利用の妨げになっている。利用者と自治体間で行う利用申請・承認の手続き、予約機能(利用者が行う予約申請、キャンセル及び日時変更、施設の空き状況の把握)、サービス提供記録の共有が可能となるシステムの整備を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

産後ケアの対象は、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」「特に支援の必要が認められる者」から、令和5年母子保健医療対策総合事業実施要綱から「産後ケアを希望するもの」と対象が拡大された。

【支障事例】

本県ではユニバーサル化される令和5年度までは、延べ利用人数は約 800 人だったが、令和6年度は約 1,900 人と倍以上となった。また、令和7年度から県内産後ケア施設は市町と医師会、助産師会の集合契約となり、更に利用が増加し、そのため、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大になり、自治体によっては利用まで時間を要している。その理由として、申請や許可は書類でのやり取りが多く急な利用が難しい。事例情報の産後ケア施設への連絡は自治体により個人情報保護規定の違いがあるがメールは利用できないことが多く速やかな共有が難しい。また、県内は集合契約だが施設の空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があるため時間を要している。複数回利用する場合に次回予約を自治体を通さずに施設に行い自治体が利用を把握できないことがある。

【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、利用者－自治体－産後ケア施設3者の利便性と効率性が上がると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県産後ケア担当者会議において、自治体は「膨大な書類のやり取りでの事務負担」、施設は「自治体への事務と郵送費負担」、自治体と施設は「支援の必要な利用者の情報共有に時間を要すること」、利用者は「予約のしづらさや直ぐに利用できない」などの意見があることが挙げられ、解決のためにシステム化の意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

セキュリティが担保されたシステムで、利用者－自治体－産後ケア施設が相互にやり取りが出来る、利用がスムーズにでき、急な変更の対応や情報共有も漏れなく可能となる。事務が円滑になり効率化が図られる。自治体間格差の解消が図られる。

根拠法令等

母子保健法第 17 条の2、子ども・子育て支援法第 59 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤岡市、さいたま市、上尾市、新潟市、佐久市、岐阜市、小牧市、大阪市、兵庫県、三原市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、宮崎市

○事業のユニバーサル化に伴い、統一されたシステムの導入については賛同するが、基本事項を共通とし、委託料、加算、予約の取り方等だけでなく、産後ケア事業の目的である母子の支援において、保健情報とリンクする等、当市の裁量をシステムの中に導入できる状況があるとよい。財源は市に依存することないよう要望する。
○現在、既に当市において産後ケア事業予約システムの利用を開始しており、事務負担の軽減になっている。しかし、全国統一のシステム化ができれば利用者にとっても利便性が向上し、自治体にとってもさらに事務負担の軽減が図れる。

○各市で産後ケアの申請や契約などが違うため、医療機関や施設側の事務等の煩雑がある。また、里帰り先での利用もできるようにするためにも、全国で統一できるとよい。

○当市でも提案内容と同様の課題を抱えていた。令和7年度に産後ケア予約システムを導入し、利用者がインターネットからいつでも申請、予約ができるようになり、施設からの実施報告も電子化した。導入の効果として、市職員の対応時間の大幅な削減、利用者の利便性向上による利用の増加があった。

○産後ケアのシステム導入は、市民・行政・委託事業者にとっても必要と考える。システム導入費用が高額なため、国の補助が必要と考える。

○支障事例はないが、職員の事務負担は増大している。システムの整備により利用者の利便性向上、事務負担軽減の可能性があるので賛同する。

○産後ケアの契約を、市独自で利用施設と契約しており、年々増加しています。市民からの予約は電子申請で受け付けているが、予約調整、施設側への情報提供、申請審査、利用許可、変更手続、支払等の事務が膨大である。また、空き状況は管理しておらず、自治体が施設に確認する必要があり時間を要している。

【統一した電子化の必要性】

産後ケア事業は全国共通の事業であるため、統一されたシステムがあれば、県内だけではなく県外との施設の利用ができるようになったり、利用者－自治体－産後ケア施設3者の利便性と効率性が上がる。

○同様に、ユニバーサル化したことで、利用件数は増加傾向である。当市では産後ケア施設と個別に契約しており、契約事務が繁雑である。また、利用申請受付後、アセスメントし、予約調整しているため、利用までに時間を要することがある。業務全般において事務が繁雑化しており、対人支援に影響がある。よって、事務の効率化が図られるシステム整備を希望する。併せて、審査・支払い事務を委託できるシステムがあると助かる。

各府省庁からの第1次回答

全国統一のシステムの構築については、現在、母子保健情報を住民・医療機関・自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤(PMH)を活用したデジタル化を進めているところであり、産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みについても検討を行っているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答のあった情報連携基盤(PMH)を活用した産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みに加えて、①利用者と自治体間で行う利用申請及び承認の手続き、②利用者が行う利用予約申請、予約キャンセル、予約日時変更、産後ケア施設の空き状況確認、③自治体と産後ケア施設間で行うサービス提供記録の共有についても PMH の機能拡充で対応するなど、システムの整備を求める。

また、産後ケア事業のシステム化について、導入時期が明示されていないと地方自治体は見通しを立てること

ができないため、明確なロードマップの提示を求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

③サービス提供記録の共有については、母子保健情報を住民・医療機関・自治体の間で共有するための情報連携基盤（PMH）を活用した産後ケア実施報告書等の情報連携や、産後ケア事業の集合契約や費用請求を一括してできる仕組みについて検討を行っているところ。

①利用申請・承認及び②予約に係る機能については、事業の実施規模や実施方法は自治体により様々であり、必ずしもシステムを要しない自治体もあり、国が一律にシステムの利用を求めることにより自治体・産後ケア施設双方に負担を生じさせるおそれがあることから、これらの機能を国が一律に整備することは検討していない。なお、こども家庭庁においては、「産後ケア事業の実施に係る自治体の取組事例集」（令和８年３月）において、産後ケア事業の利用申請・予約の電子化に関する取組事例及びその効果を示しており、事務連絡にて周知をしている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	152	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理計画書等の内容の簡素化及び提出等の見直し

提案団体

滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

電子マニフェストシステム(JWNET)登録情報を活用し、多量排出事業者の報告事務をデジタル原則に基づき、以下のとおり、再構築すること。

・実施状況報告書の自動化

前年度排出量等の実績データ(種類、数量、処分方法等)が JWNET から、現在、検討中の e-Gov 電子申請サービスへ自動集計・反映される仕組みを構築し、事業者の再入力および自治体による数値精査・照合事務を撤廃すること。

・処理計画書の簡素化

今年度目標値等の数値項目の記載義務を撤廃し、計画内容は「一言記述(減量への取組宣言等)」程度に縮小する等、記載目的に対する実効性(効果)を踏まえて見直すこと。

・公表事務の自動化

法律に基づく公表について、e-Gov 電子申請サービスによってオンラインで提出されたデジタルデータから公表用情報が自動出力・更新される仕組みを構築すること。

具体的な支障事例

現行制度はデジタルデータが存在しながら、自治体現場に極めて非効率な事務処理を強いている。

・データの分断による監視の限界

計画書提出事業者は翌年度に報告書を提出しなければならない制度になっているが、この報告書未提出者の特定は目視で行う必要があり、アナログな督促事務が本来注力すべき監視指導業務を圧迫している。

・形骸化した産業廃棄物処理計画書の指導負担

処理計画書の数値は必ずしも客観的な根拠に基づくものではなく、特に建設業などは受注状況に左右されるため、実態と乖離した形式的な記載となっている。当該書類の数値根拠は行政が指導できる性質のものではなく、事業者からの問合せへの対応(書き方のレクチャー等)に苦慮している。

・非効率な公表用データの加工事務

当県ではウェブサイト等を通じて Excel データでの提出を推奨しているが、依然として紙で提出されるケースが残存しており、職員による Excel への手動転記が避けられない。Excel で提出されたデータであっても、現行の公表制度に対応するため、一つずつ内容を確認した上で PDF へ変換・集約し、ウェブサイトへアップロードする加工事務に時間を要している。(当県では約 70 時間※と試算しております。)

※年間約 300 件の申請に対し、書類の精査や未提出者への電話督促、および公表用データの加工に1件 10 分程度を要すると試算した計 50 時間に、職員向け勉強会の運営(約 10 時間)と、受付・公表用サイト構築(約

10 時間)を合算したもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者団体からは、「国にデータがあるのに、なぜ別の様式で同じ数字を報告し、さらに実態に合わない『計画書』の策定を求められるのか」との強い不満がある。
現場では、実績値をマニフェストどおりに記載するよう自治体から指導を受けているのが実態であり、それ以外の独自項目(処理計画等)の維持が、デジタル時代の行政サービスとして著しく合理性を欠いているとの指摘がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・自治体事務の削減
紙からの転記、Excel データの PDF 加工・集約、数値精査、アナログな事務負担が削減する。これにより、他の業務にリソースを集中できる。
- ・電子マニフェスト活用のインセンティブ強化
電子マニフェスト利用による事務簡素化のメリットを明確にすることで、国が推進する電子マニフェストのさらなる活用・普及を側面から支援する効果が期待できる。
- ・行政の高度化
政府の「デジタル原則」を具現化し、既にデジタル化(電子マニフェスト等)に協力している事業者の不利益(二重手間)を解消する。
- ・事業者の利便性向上と負担軽減
二重入力や根拠のない形式的な計画策定から解放され、事務コストが削減される。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第9項から第 11 項、第 12 条の2第 10 項から第 12 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、宮城県、新潟県、石川県、豊橋市、山口県、熊本市

○当県においても同様の状況となっており、特に集計事務や公表に係る事務(公表情報の確認やホームページ作成業務等)に時間を要している。
○当市においても、約 90 件程度の報告書が提出されており、書類の精査や督促、ホームページへの掲載等の作業が生じている。また、当市産業廃棄物処理基本計画において、電子マニフェストの活用を推進しており、仮に電子マニフェストを活用する事業者が当該報告書の提出義務を免除されることとなる場合には、電子マニフェストの活用のインセンティブとなることが期待されるため。
○例年、未提出の事業者への提出依頼や数値の確認、前年度計画書との比較だけでなく、事業者への修正依頼など、作業にかなりの時間を要しており、自治体の負担が大きい。
○すでに集約されているデータを自動集計することで、自治体が行う公表データの一部自動化につながり、自治体職員の未提出者への催促やホームページへのアップロード作業の短縮化に資する。

各府省庁からの第 1 次回答

廃棄物処理法第 12 条の3第7項において、産業廃棄物管理票の交付者に対して産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県知事に対して提出を義務付けている。これについて、同法第 12 条の5に基づく電子情報処理組織(電子マニフェスト)を用いた場合には、同法第 13 条の2に基づく情報処理センターが同法第 12 条の5第9項の規定に基づき都道府県知事に対して報告を行うこととしている。これにより事業者及び自治体の双方に一定の事務の効率化が図られている。
一方、廃棄物処理法第 12 条第9項に定める多量排出事業者が同条第 10 項に基づき提出する報告書について、同法第 12 条の5第9項の規定に基づき情報処理センターの報告を活用すべきとの御提案については、両制度の目的や扱う情報が異なることから慎重な検討を要するだけでなく、電子マニフェストは情報処理センターにより運用される仕組みであり、国の行政手続システムとは異なる主体により管理されていることから、データ連

携の在り方についても詳細な検討が必要となる認識である。

御提案事項を踏まえ令和9年度以降、e-Gov の機能拡充や行政手続のデジタル化の動向も踏まえつつ、関係機関と連携しながら、課題を把握した上で業務効率化等の検討を行うこととしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、両制度の目的や情報の違いを慎重検討の理由とするが、目的が廃棄物減量であるならば、現行制度が減量に寄与している客観的証拠を提示すべきである。また、処理計画書については、客観的根拠を欠いた形式的な数字の記載に終始している。仮に該当年度の予定管理のためだとしても、受注型産業である建設業等において期首に正確な排出予定量を予測することは不可能であり、急な発注への対応という現場実態を無視した予定値の義務付けは何ら実効性を持たない。多量排出事業者報告書については、実績値のデータソースは100%電子または紙のマニフェストの情報であり、現場指導もその数値との一致を求めている。データの中身が同じであるにもかかわらず、行政側の手続上の都合で事業者にも二重入力を強いる現状は、政府のデジタル原則であるワンスオンリーに著しく反しており、排出事業者からも「合理性を欠く」との強い不満が噴出している。したがって、報告書は JWNET データと連携して正確な情報を抽出し、計画書は取組宣言程度に簡素化する方が実質的效果は大幅に向上する。法第12条の5第9項に基づく知事へのデータ報告実績を踏まえれば、国が推進するデジタル化の基盤との連携も技術的に十分可能である。なお、今後のシステム構築や施行規則の見直し(本提案の措置として様式の改正を行う場合)においては、報告・計画書を1枚の電子申請画面に統合し、報告内容は JWNET から自動抽出、計画内容は定性的な取組宣言のチェックのみで完了とする着地点も検討されるべきである。当県だけでも年間約70時間のアナログな事務負担が生じており、令和9年度以降への先送りは容認できない。令和8年度中に具体的協議を開始し、早期実現を強く要望する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

事業者の再入力負担の軽減、自治体の確認・加工・公表事務の削減及び産業廃棄物行政の効率化を図るため、制度の実効性を確保しつつ、電子マニフェストシステム等を活用した実施状況報告書の作成・公表方法の見直し及び処理計画書の記載内容の合理化について、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

令和9年4月施行予定の廃棄物処理法施行規則の改正により、電子マニフェストにおいて再資源化を含む処分方法に関する情報が拡充されることから、電子マニフェストを利用する多量排出事業者については、実施状況報告書の委託処理関係項目の一部を JWNET から取得した情報を基に整理することが可能となる。

その上で、多量排出事業者制度は、廃棄物処理法における排出事業者責任の考え方の下、排出事業者自らが産業廃棄物の発生状況及び発生抑制等の取組状況を把握し、計画の策定及び実施状況の検証を行うことを求める制度であり、処理計画書及び実施状況報告書は、単なる行政への実績報告ではなく、自主的な取組の整理・評価を促す役割を有している。このように、本制度は、排出事業者による減量化に向けた取組や都道府県等の助言・指導の基盤であるため、本制度による減量化の効果のみを定量的に評価することは困難であるが、産業廃棄物の排出量は4億600万トン(平成12年度)から3億7600万トン(令和5年度)に減少しており、また、産業廃棄物の最終処分量(埋立量)は4500万トン(平成12年度)から900万トン(令和5年度)に減少している。また、電子マニフェスト制度は個々の委託処理情報を管理する仕組みであり、多量排出事業者制度において把握を求めている全ての項目が記録されているものではない。多量排出事業者制度は自社処理の状況も含めて事業者単位で排出実態及び取組状況を整理・検証する制度であり、両制度は目的及び把握する情報を異にすることから、電子マニフェスト制度の情報によって実施状況報告書の記載が完結するものではない。

このため、JWNET と e-Gov 電子申請サービスとの新たなデータ連携又は専用システムの開発による実施状況報告書の自動化を行う必要性は認められない。まずは令和9年4月施行予定の電子マニフェスト追加情報にかかる制度改正による負担軽減効果を見極めることとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	156	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話業務 DX の推進

提案団体

八尾市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

ボイスボットや IVR について、共通 SaaS として国が構築すること。
なお、構築に当たっては、国の施策に関する問い合わせに特化したボイスボット・IVR として、予め国側で施策に関する情報を学習させて(登録して)おくこと。
＜予め国側での学習を希望する内容＞
総務省:マイナンバーカード、厚生労働省:マイナ保険証、デジタル庁:公金受取口座
その他、マイナンバーカードに係る分野における、
・制度の内容(マイナポータルやマイナ保険証はそもそも義務なのか、マイナ免許証で何ができるのか、公金受取口座はどこで登録できるのかといった内容を広く含む)
・事務的な内容(例えば暗証番号の変更方法に係る Q&A や有効期限に関する案内その他カード機能の登録・廃止といった、一般的な内容を広く含む)

具体的な支障事例

自治体では様々な住民対応に関する業務を実施しているが、ここ最近では、いわゆる国策としての「マイナンバーカード」「マイナ保険証」「(第1弾、第2弾、自治体)マイナポイント」「各種給付金(コロナ・物価高・低所得者支援など)」「マイナ免許証」など、自治体固有の業務ではない、国の施策に基づいた業務を自治体が基本的に受け皿として実施している。
しかし、これらの業務はその性質上、ほぼすべての住民が対象であるため、問い合わせが(メディア等で)報道された際に自治体に市民からの問い合わせ電話が殺到し、通常業務をひっ迫する事態となる。また、令和7年度に市民からの問い合わせが最も多い部門に対し、閑散期である7月の1週間、実態調査を実施した結果、当該期間中の問い合わせ 746 件/週のうち、マイナンバーカードに係る問い合わせが 275 件/週(一日平均 50 件強)で「3割以上」となった。繁忙期(2月～4月)ではこれの2倍から3倍以上の件数になることが想定され、電話対応業務が職員の業務遂行への支障となっている。
また、令和5年度まで実施された「マイナポイント(～第2弾)事業」の際は、当市が外部委託により設置した有人対応のコールセンターがパンクし、結果、窓口で市民が殺到した。受付窓口では3時間以上の待ち時間が出るなど、大きな支障が生じた。
これらは、(共通の条件等で)自治体固有で対応する必要性は低く、統一のコールセンターでの対応や自動音声等による定型対応が有効であるものの、(コールセンターは画一的な対応にとどまり)自治体個別で設置するかはその自治体の財政状況に左右される。
今後は、労働力人口の減少等による事業者の供給や受け皿の不足により、調達の困難やコスト単価の増大が

(特に地方では顕著に)予想され、自治体での均一的な展開はますます困難になることが想定される。そこで、自治体を横断した国策事業分野を中心として、国主導で「電話自動応答システム(IVR や AI コール)」を構築し、SaaS 化して各自治体に低価で導入できるような仕組みを構築することで、自治体は費用面のハードルを下げられ、国が構築したことを根拠として利用できるほか、各電話対応の実績を SaaS として一元化できることによる情報・ノウハウの蓄積など、さまざまなメリットが享受できると判断できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体での電話対応業務については、一部の自治体において、AI を活用した電話自動応答(IVR)システム等の実証実験や、また、国において「各制度・分野」でコールセンターの設置などを実施しているものの、その情報のレベル感や手法、あるいは実施そのものの有無が自治体間もしくは制度間で大きく差があり、あるいは窓口の開庁時間に依存する有人対応であったり、IVR や AI コール形式でも当該システムベンダーにより、その手法や仕組みに差があったりと、その設置の有無やサービス形態は自治体の規模などによっても千差万別となっている現状がある。

また、ベンダー自体も現状は複数存在するため、自治体への「問い合わせ情報」のノウハウの蓄積も困難な状況にある他、自治体での調達手法もプロポーザル方式や競争入札等によることとなり、仕様書の作成などの導入準備に対する負担が発生するため、また、自治体単独での調達にはコスト面が割高になる傾向もあることから、導入があまり進んでいない現状にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電話対応業務に係るシステム化として、共通 SaaS として複数の自治体が共同利用できるような電話自動応答(IVR・AI コール)システムを構築することにより、自治体は低価による調達(共同調達)が可能となり、また問い合わせられた情報の蓄積を1カ所に集約させることにより、ノウハウの蓄積・改善が容易になるほか、住民も共通 SaaS 化により自治体や制度に左右されない同じサービスの享受が可能となる他、SaaS であれば日々進化する AI やシステムのアップデートにも容易に対応できるものと考えられる。

また、AI などの先進的なサービスの導入を躊躇している自治体においても、国により構築された SaaS であれば導入へのハードルが下がることが期待でき、結果として、広く国民が先進的なサービスを利用することが可能となり、24 時間対応なども IVR・AI コールにより可能となるほか、職員は電話対応業務から一定解放されることにより、コア業務への注力も可能となるなど、双方にとってのメリットが発生する。

さらに、市民からの問い合わせは複合的な問い合わせであるケースも多く、例えば、
・引っ越しの手続きについて＋マイナンバーカードの手続きに本人が来られない場合など
・苗字が変わる手続きについて＋マイナンバーカードの券面書き換えの手続きについて
・いわゆる DV 措置等の問い合わせ＋マイナンバーカードの受け取り方法について
・マイナンバーカードの発行＋その他世帯などに係る問い合わせ
・マイナ保険証の問い合わせ＋高額医療に関する問い合わせ

など、多岐に渡るような内容も含まれるため、共通 SaaS 構築に当たっては、各自治体個別でも一定学習できる領域(カスタマイズ性)があれば、より良いサービスの提供が可能になると考えている。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、須坂市、大村市

—

各府省庁からの第 1 次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスボットや IVR サービスの SaaS が既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通 SaaS の開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性

すらある。

こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス(DMP)」を運営しており、当サイト内でもボイスボットや IVR サービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス (<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

電話業務の DX 推進において、個別導入による格差や非効率性を踏まえれば、共通 SaaS 化は民間がカバーしきれない領域を補完し、行政サービス全体の底上げ等に貢献すると考える。

自治体ごとで個別に調達が進むと膨大な重複投資と事務負担を生み、特にボイスボットにおけるシナリオ構築は多大な人工数を要する。また、マイナンバー業務等への電話対応負担増を考慮した総コスト評価において、共通 SaaS は全自治体のスケールメリットと均一化により、費用対効果を長期的には正当化できると考えている。さらに、人手不足の小規模自治体では検討自体が困難であり、共通 SaaS 開発は、導入に足踏みをする自治体の障壁を解消する意義が大きいと考える。

また、マイナカードの大量更新時期に突入した昨今、マイナカードに対する高品質なシナリオを持つ総務省の Govbot を活用できれば負担軽減に貢献するため、Govbot との連携による電話業務の DX も検討いただきたい。

以上、国の共通化方針に基づく電話業務の DX は、自治体の負担軽減だけでなく、全国一律での業務効率化、行政 DX 推進に不可欠な戦略的投資である。

貴省庁におかれては、これらの観点も踏まえ、改めて本提案の検討を求めるものである。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

窓口 DXSaaS は、デジタル庁が提供する国民健康保険システムや介護保険システム等の標準準拠システムへの連携を図ることにより、行政手続のオンライン化を円滑に進めることができるものとして構築したものであるが、電話対応については、基本的には行政手続そのものを行うものではなく、あくまで情報提供や案内に留まるものであり、業務の性質が異なる。

自治体が導入可能なサービスが既に市場に多数存在している現状において、自治体向けの「電話 DXSaaS」の構築を念頭に国が一定の仕様を定めるなどのコストを費やすことは適当ではないと考えられるところ、自治体の規模や具体的な事務オペレーションに応じて負担能力や必要となる機能等が異なるため、既に市場にあるサービスの中から最も問題解決に寄与するサービスを選択し導入することにより、各自治体における課題解決に繋がっていただけていると考えている。

なお、SaaS を調達する際の負担軽減策の一つとしては、DMP の利用が考えられるところ、弊庁 DMP 班担当にお問い合わせいただければ、DMP の利用について御案内することも可能である。

このほか、国・地方共通相談チャットボット(Govbot:ガボット)については、9月及び10月の行政相談月間に合わせて、総務省から管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターを通じて、自治体のホームページや広報誌等を活用した住民への周知に関する協力依頼を行ったところ。自治体の皆様にもご協力いただきながら、引き続き、利用促進に取り組む。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	157	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

心身障害者扶養共済制度に係る手続きのオンライン化に向けた提出書類の原本提出の不要化

提案団体

神奈川県、福島県、横浜市、相模原市、平塚市、小田原市、厚木市、海老名市、寒川町、大磯町、二宮町、湯河原町

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

心身障害者扶養共済制度に係る手続きのオンライン化を図るため、都道府県等から独立行政法人福祉医療機構(WAM)へ送付する申請者及び受給者からの提出書類(住民票の写し等)について、原本での提出を不要とすること。なお、住民票の写しのオンライン化に関しては、マイナンバー情報連携や住民基本台帳ネットワークでの本人確認情報の利用等が考えられる。

具体的な支障事例

障害者扶養共済制度は、都道府県等が条例に基づき障害者に関して実施する共済制度であり、独立行政法人福祉医療機構(WAM)は、都道府県等が同制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業(心身障害者扶養保険事業)を実施している。そのため申請者が都道府県等に提出した書類は、都道府県等から同機構に送付することが義務付けられている。当県では、障害者等の利便性向上及び事務効率化の観点から手続きのオンライン化を検討しているが、同機構への申請書類の一部が原本でしか受け付けられないことが支障となっており、実現に至っていない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県では、指定都市を除く全 30 市町村に本共済制度に係る書類の経由事務を移譲しているところ、複数団体から窓口負担の軽減を求める声が上がっており、市町村の負担軽減に向けた申請手続き等のオンライン化や、これに伴う事務処理のあり方(当県への権限の返還等)の検討が必要と考えている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

独立行政法人福祉医療機構(WAM)への申請書類等について、オンラインでの提出が可能となることにより、全国の都道府県等における申請手続き等のオンライン化の検討が進めやすくなる。都道府県等における手続きのオンライン化により、障害者等は市町村窓口へ赴き、手続きを行う負担が軽減されるとともに、申請方法の選択肢が増えることは申請者の利便性の向上につながる。また、都道府県等においてもオンライン上で確認作業が完結することにより作業の効率化が図られる。さらには、都道府県から市町村に経由事務を移譲している場合、市町村窓口での対応が減少するとともに、オンライン申請の場合には直接都道府県に提出するといった対応も検討可能となる。

根拠法令等

心身障害者扶養保険約款

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、さいたま市、千葉県、茅ヶ崎市、堺市、高知県、都城市

○申請書類等のオンライン提出は事務負担軽減や効率化に関して有用と考えるが、一方で本制度においては、掛金総額よりも年金受取額・弔慰金が低くなるリスクがあること、また、手続きのオンライン化により担当者による詳細な制度説明ができず、理解が不十分なまま加入する恐れが懸念されることから、周知や説明の方法については検討が必要と考える。また、受給者は高齢かつ障がいのある方が中心のため、オンラインによる手続きが困難な場合があることも想定され、オンライン化する場合にはオンライン申請と従前の窓口申請の併用が必要と考える。

○現在、申請を市町村で受付し書類を県に送付し、その後県が機構に送付するという流れが、オンライン化をすることで申請者側も行政側も負担が軽減される。

各府省庁からの第１次回答

心身障害者扶養保険制度は、障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が亡くなった後の生活の安定と福祉の増進を目的とした任意加入の保険制度である。本制度の保険料は、（上記の）制度の目的を考慮して「純保険料」のみで設定しており、一般の生命保険会社が事業経費として徴収している「付加保険料」を加味していない。

そのため、仮に住民票を含めた提出書類の事実確認が必要となる場合の（調査費用などの）事業経費が含まれていないことから、原本若しくは原本証明の提出を求めている。

生命保険会社における各種審査においてコピーでは不可とされているため、現時点では、提出書類の原本もしくは原本証明の提出を不要とすることは考えていない。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

提出書類の原本もしくは原本証明を求めるのは、一般の生命保険会社が事務経費として徴収している「付加保険料」を加味しておらず、提出書類の事実確認が必要となる場合の調査費用等が含まれていないことを理由としているが、そもそも本制度は、地方自治体が多額の負担金を支出していることに加え、大量の人的コストを負担して運用しているものであり、経費的な面で生命保険会社と同列に考えるべきではない。また、生命保険会社における各種審査に準じて、原本もしくは原本証明の提出を求めているとの記載もあるが、本制度の目的を踏まえると、審査手続きについて必ずしも生命保険会社の手続きに準じる必要はないと考える。

原本もしくは原本証明の提出が、不正防止の観点から書類の真正性を担保する目的であれば、申請を受け付ける都道府県等において、書類の記載内容を確認することで担保可能と考えられるため、内容の真正性が確認された提出書類について、都道府県等から独立行政法人者福祉医療機構へ電子送付することをご検討いただきたい。

国は自治体の行政手続効率化と国民の利便性向上を目的に、行政手続きのオンライン化を推進していると承知しているが、加入者や障がい者の利便性向上を図り、かつ地方自治体の事務負担の軽減にもつながる本件手続きのオンライン化に向けた見直しに取り組まない理由はないと考えられるため、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進めることで提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

独立行政法人福祉医療機構と心身障害者扶養者保険契約を締結している生命保険会社各社の総意として、生命保険協会から次のとおり回答を得たため、死亡診断書や住民票の写し等の添付書類について原本あるいは死亡診断書については原本証明での提出を不要とすることは現状不可と考えている。

○心身障害者扶養者生命保険契約にて、当該書類（死亡診断書や住民票の写しなど）を提出することが必要とされている

○都道府県が窓口で真正性を確認していても、保険金の支払いを行う保険会社としても原本により真正性を確認する必要があること、提出書類の事実確認（真正性）の負荷や費用負担等も踏まえ、原則原本もしくは原本証明付きの書類にて取り扱っている

○上記理由により電子送付等による提出については現状不可

現状不可であるが、生命保険会社各社すべてにおいて意見が一致しているわけではなく、今後検討する余地はあるとの認識をもっているとのことであり、現時点で検討時期を示ことはできないとのことであるが、引き続き状況を注視してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	169	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。

具体的な支障事例

年金所得者における配偶者控除の適用や扶養控除等の適用には、扶養親族等申告書を適用年の前年の10月頃に各年金所得者に送付され、その届出に基づき適用されている。その中で、亡くなった配偶者や親などの親族をそのまま修正せず届け出される方が一定数見え、そのまま適用されたまま所得税の計算が行われている。次に市区町村には、その誤った配偶者控除や扶養控除等の状況の公的年金等の支払報告書が届くため、死亡者の適用を否認して処理している。当市においてはチェックリストを作成し、否認する作業を行う手間が発生しており、場合によっては、そのまま適用し、対象者とのトラブルともなるケースもある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に無し。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

死亡しているにもかかわらず配偶者控除や扶養控除等を適用してしまっている方のチェックを行わなくて済むようになり、事務手続きの簡略化が図れる。また、対象者との不要なトラブルを避けることができる。

根拠法令等

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第203条の6
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第317条の3の3
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市

- 扶養控除等の適用に係るチェック事務に多大な時間を必要としている。
- 事務チェックの簡略化が図られる。
- 当市においても年金所得者の扶養控除に関するチェックなど事務的負担が大きい部分がある。情報連携の活用のメリットは期待できる。

各府省庁からの第1次回答

地方税法上、日本年金機構をはじめとする公的年金等支払者には公的年金等受給者から提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書を取りまとめて保管する義務及び公的年金等支払報告書を作成・提出する義務が課されているのみで、受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、公的年金等支払者がマイナンバーを利用することに伴い増加する公的年金等受給者や公的年金等支払者の事務負担にも配慮する必要があることから、ご提案に対応することは困難である。

情報提供主務省令(※)において公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている。公的年金等支払者においては、厚生年金保険法に基づく年金給付事務と併せて、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成事務を実施しているところであるが、両事務は別の法令に基づく事務である。

したがって、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成のために年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を確認することは、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務等に該当せず、年金実施機関がマイナンバー情報連携によって閲覧することができる範囲の対象外である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

日本年金機構側の負担増が理由になっているが、その結果として誤った情報の是正作業を市町村が負担している実態があり、全体で見た際の負担の最適な配分になっていないと考える。また「情報提供主務省令において、公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている」とのことだが、上記省令の第75条第4号の「国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務」で読み込むことは可能ではないか。

現在は事後的に市町村が対応しているが、制度としては初期段階で誤りを防ぐ事が合理的であり、その観点からもマイナンバー情報連携による確認を導入できないか検討すべきであると考えます。

「公的年金等支払者には、(中略)受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、」とあるが、「誰がその適正性を担保するのか」という点が不明確であることに問題があると考えられる。あくまで公的年金等支払報告書の提出者として、提出書類の記載内容についての精査を行うべきであり、それが法的に規定されていないのであれば明文化すべきものと思料する。

また、所得税上においても亡くなった方を扶養親族として、扶養控除や配偶者控除の適用を行うことで、国の財源を欠損する事態ともなりかねない。これらの事態を解決するため、今一度検討を願いたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

各府省庁からの第2次回答

公的年金等支払者は公的年金等から個人住民税を特別徴収するとともに所得税を源泉徴収する義務を負っているところ、所得税の源泉徴収は毎年2月支払分の年金から開始される。そのため、公的年金等支払者は、前年秋から大量の扶養親族等申告書を順次処理し、1月中旬までに税額計算を完了している。現行でも処理期間は限られており、そのような状況下で、極めて短期間のうちに前年末時点の扶養親族等の生存確認、申告の訂正、税額の再計算を行うことは、実務上極めて困難である。

仮に、源泉徴収開始後に前年末時点の生存確認を行う運用とした場合、公的年金等支払報告書の扶養親族情報が訂正されることにより、源泉徴収において控除対象とした者に関する情報が税務当局へ適切に提供されなくなるおそれがあり、所得税に係る事務にも影響を及ぼす。

なお、市町村は、地方税法に基づき、公的年金等支払者に対して適切に作成し市町村への提出を義務付けている公的年金等支払報告書を含めた課税資料や独自調査により収集した情報を名寄せ・突合して、適切に個人住民税を賦課決定する責任を負っている。

これを踏まえ日本年金機構においては、納税義務者から正しく扶養親族等を申告していただけるよう、ホームページ等を通じて扶養親族等申告書の記入方法や提出方法の説明を行っているところである。今後、扶養親族等が死亡した場合の取扱いについても、より分かりやすく周知を行うことを検討してまいりたい。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第75条第4号では、「国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務」を処理するために必要な特定個人情報として「ロ 当該保険料その他徴収金の納付義務者に係る市町村民税に関する情報」が掲げられるところ、「その他徴収金」とは国民年金法に規定される徴収金に限定されるため、同号は国民年金法に規定される保険料や延滞金等の徴収金に関するものであり、住民税の徴収金に関する規定ではない。

公的年金等支払報告書は、地方税法第317条の6の第4項に規定されるとおり、公的年金等支払者が市区町村における住民税の計算のために作成し、市町村の長に提出するものであるため、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の作成のために情報連携を利用することは、同命令上規定している利用目的の範囲外である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	170	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

レイアウト変更により自立支援医療費の支給認定に当たってマイナンバー情報連携による被保険者証情報の確認を可能にすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステム照会における被保険者証情報のレイアウト変更(資格確認に必要な最低限の情報(被保険者証情報の内「記号」「番号」のみ)を表示する)

具体的な支障事例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療の支給認定について被保険者証情報の確認が必要となる。令和6年12月から実施されているマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、健康保険証が廃止されているところである。厚労省通知「マイナ保険証施行に伴う自立支援医療費の支給認定に係る取扱いについて」(令和6年4月5日事務連絡)においては、被保険者証情報の確認については、原則、受給者のマイナンバーを利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて行うこととされているところである。しかしながら、当該システムでは当該情報の標準レイアウトは20桁の半角数字となっており、必要数以上の数字の羅列となっていることから、内包する記号・番号の読み取りは物理的にはできるものの、新規に支給認定する際には、正確な被保険者証情報の確認にあたっては誤認の可能性を孕んでおり、支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市における自立支援医療の支給認定件数は年間約3,000件であり、そのうち被保険者証情報の確認を要するものは約2,400件にのぼる。特に、新規申請及び被保険者証情報の変更は約800件あり、これらは前回情報との照合ができないことから、視認性の低さにより読み違い等が生じやすく、再確認を要する事例も発生している。このことにより、支給認定事務の遅延や窓口での待ち時間の増加、再来庁の発生など、市民及び職員双方に負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状、当市では、記号・番号の確認にあたり不要な番号によって誤認することがないよう、窓口にてマイナポータルを閲覧できる端末を設置し、当該端末や受給者のスマートフォンを使用してマイナポータルから被保険者証情報を確認している。しかしながら、受給者がマイナポータルの暗証番号を失念している場合や、代理人が申請を行う場合もありマイナポータルによる被保険者証情報の確認が行えない場合がある。上記のような場合、改めて申請を行うよう説明をするが情報提供ネットワークシステムにて表示される記号・番号について、不要な番号を含まない表示形式に明瞭化されれば、マイナポータルでの確認をする必要がなくなるため、改めて申請をお願い

いする等の住民の手間を省くこと、及び行政の手続き負担の軽減にも繋がるものとする。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、さいたま市、上尾市、船橋市、川崎市、横須賀市、豊橋市、豊田市、高槻市、都城市、特別区長会

○当市では、新規申請及び保険変更は約 3,300 件あり、窓口を設置した端末からマイナポータルによる被保険者証情報の確認ができない場合は、情報連携による確認を行うところ、読み違い等が生じ、再認定を要する事例が発生している。

○情報提供ネットワークシステムにて表示される記号・番号について、標準レイアウトでは 20 桁の半角数字となっていることから、不要な桁は数字 0（ゼロ）で埋められており、また、健康保険の保険者によっては、記号や番号の数字の並びが異なる（右詰めや左詰め）こともあいまって、目視による判別が困難である。当市では被保険者証情報の確認を要する申請は年間 1 万件以上にのぼる。特に、新規申請及び被保険者証情報の変更は年間 2 千件以上あり、これらは前回情報との照合ができないことから、視認性の低さにより読み違い等が生じやすい。このことにより、支給認定事務の遅延や窓口での待ち時間の増加、再来庁等の発生など、市民及び職員双方に負担が生じている。

○当市の件数は 600 件ほどあり、あまり聞きなじみのない被保険者証情報の記号・番号を読み解くのに時間を要している。

各府省庁からの第 1 次回答

被保険者等記号・番号については、保険者ごとに記号・番号の体系およびその桁数が異なり、それぞれ制度・運用に応じて個別に定められていることから、システム上は、各保険者において必要とされる桁数を網羅する 20 桁のデータ形式により情報連携を行っている。

現在のデータ標準レイアウトの仕様では、保険者の実情に応じて個別に定められている記号・番号・入力内容を統一することが困難である。

また、データ標準レイアウトの見直しについても、市町村国保を含む、各保険者等のシステム改修が必要となる可能性があること、その費用を全面的に支弁してもらう必要があること、また、関連する事務負担をお願いする必要があることなどの課題があり、困難である。

なお、後期高齢者医療制度については、被保険者番号は 8 桁と定められており、外部インターフェイス仕様書で医療保険者等向け中間サーバに副本登録する際に固定長 8 桁で登録されるよう規定されている。

情報提供ネットワークシステムを通じて照会した際も後期高齢者医療制度の被保険者番号については基本 8 桁で表示されているため後期高齢者医療制度については、ご提案いただいた支障は生じていない認識である。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省は、データ標準レイアウトの変更について、各保険者の制度・運用の違いやシステム改修、費用負担、自治体等の事務負担を理由に困難であるとしている。しかし、本提案は制度や被保険者番号の体系そのものの統一を求めるものではなく、自治体職員が画面上で被保険者情報を正確かつ効率的に確認できるよう、視認性の向上を求めるものである。現行仕様の全面的な見直しが困難であるとしても、不要な桁を判別しやすく表示するなど、運用上の工夫やシステム改修により対応できる余地があると考えます。

また、多くの共同提案団体からも同様の支障が報告されており、視認性の低さは自治体職員の確認作業に負担を生じさせるだけでなく、目視による判別が困難であることから、業務の正確性や効率性にも影響を及ぼしている。こうした全国的な課題を踏まえ、現行仕様で対応可能な改善策を検討するとともに、将来的にはシステム更新等の機会を捉えて仕様の見直しを行うなど、段階的な対応を検討すべきである。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高槻市】

情報提供ネットワークシステム上の表示の改善が困難な状況なことは認識した。一方で、自治体の事務処理に支障をきたしている事情を鑑みて、医療機関で設置しているマイナ保険証の読取機を自治体窓口にも設置できるようにするといった、情報提供ネットワークシステムだけに頼らなくてもよい制度設計とするなど、他の改善策を検討することで解決を図られたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

記号・番号について、現行のデータ標準レイアウトでは可変長 20 桁で登録することとなっており、保険者によって記号・番号の桁数が異なっていることから、現行のレイアウト上で記号・番号を完全に判別できる登録ルールを定めることはできない。

また、記号・番号の登録方法についても、保険者ごとに利用しているシステムやベンダーが異なっているほか、実際の登録・連携処理も各システムの仕様に基づき運用されており、全国の保険者において登録ルールを統一することは困難である。

仮に登録ルールを統一する場合には、市町村国保を含む各保険者等のシステム改修が必要となる可能性があるほか、その費用を全面的に支弁してもらう必要があること、あわせて、副本の再登録等に伴う事務負担をお願いすることとなるため現実的ではない。

こうした状況を踏まえ、被保険者等記号・番号の取扱いや、自立支援医療の支給認定事務の効率化に向けた対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づき、対応について検討することとする。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	186	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	05_教育・文化		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

図書館システムの共通化

提案団体

熊本市、仙台市、千葉市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、図書館資料の貸出返却管理、蔵書検索、利用者登録管理、予約延滞管理等の機能を備えた図書館システムの共通化を求める。

具体的な支障事例

当市の市立図書館(公立図書館)では、所蔵する本を電算システムで管理している。この電算システムの調達にあたっては、地方公共団体が独自の仕様書を作成し、システムを導入している。システムの導入後は、ベンダロックインされ、その後に他ベンダへ乗り換えする際のコストの増大が懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

文部科学省の令和3年度社会教育統計では、図書館は3,394館もある。図書館のシステムで管理すべき本の数の大小はあるが、本の貸出しすることは共通しているため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき文部科学省において標準仕様書を作成することは、地方公共団体の図書館システム調達の事務処理軽減や費用削減に大きく寄与するものとする。

根拠法令等

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月21日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

白河市、高松市、高知県

○当市図書館でも所蔵する資料を電算システムで管理しており、一定期間ごとにシステム更新は行っているも

の、結果として長期にわたり特定の電算システムを使用し続けている。システム導入からこれまでに実施した数々の機能改修は、図書館の運営やサービスの提供に必要不可欠となっており、ベンダーロックインの状態にあるため、他ベンダーへ乗り換える際のコスト増大は懸念される。

○当市において、令和 7 年度に図書館情報システムを更新した際にデータ移行作業に多大な費用が発生した。

○個々の自治体での個別検討ではデータ移行の問題は解消が難しい状況。加えて、MARC(機械可読目録)の問題、検索機能がここ 10 年発展していないこと、インターネットでの所蔵検索のアクセシブル性の確保、オープン API 化などの流れに完全には乗り遅れていることなどの問題がある。

○所蔵する本を管理する電算システムについては、地方公共団体が独自の仕様書を作成し、システムを導入しているため、システム更新の際の負担は大きい。

各府省庁からの第 1 次回答

根拠法令として挙げられている「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体情報システムの標準化は、同法及び同法施行令において定められた 20 業務を対象とするものであり、図書館システムについては対象外となっているところ、各自治体の実情に応じて、適切なものを導入いただくことが望ましいと考えています。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

図書館システムの導入を各自治体の実情に応じて対応する必要がある点は理解する。

しかしながら、自治体ごとの個別最適によりシステムが構築されている状況では、ベンダーロックインやデータ移行コストの増大、データ連携の困難といった課題が生じており、行政全体として非効率な投資が継続している。基本方針においても、地方公共団体が個別にシステムを整備する従来の形態には限界があり、共通化によりトータルコストの最小化やデータ連携の促進を図る必要があるとされている。

このため、図書館分野においても、各自治体の自主性を前提としつつ、共通的な機能やデータ仕様を共有した共通仕様のもとでの共通基盤の整備(共通 SaaS など)について検討すべきである。

これにより、重複投資の回避、相互運用性の確保、サービス向上が可能となり、基本方針が掲げる効率的で持続可能な行政運営の実現にも資するものとする。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公立図書館の図書館システムについて、基本機能に係る標準仕様、データ連携仕様及び調達仕様書ひな形の整備は、地方公共団体の仕様検討・調達事務の負担軽減、ベンダーロックインの抑制並びに更新・乗換時のコスト縮減に資するため、地域の実情に応じた柔軟な運用を確保しつつ、共通化に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

図書館サービスは、各館及び各自治体で独自性がある実態があるものの、標準化と異なり、共通化は、共通システムの利用を一律に自治体に義務付けるものではないことから、提案の実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

根拠法令として挙げられている「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、地方公共団体情報システムの標準化は、同法及び同法施行令において定められた 20 業務を対象とするものであり、図書館システムについては対象外となっております。

また、図書館サービスは地域の実情や利用者ニーズに応じて提供されるものであることから、全国一律で同一のシステムを利用することは適切ではないと考えます。加えて、図書館システムはほぼすべての自治体で導入されており、様々な民間企業の参入により一定の競争原理も働いていると考えられることから、国による「共通化」は民業圧迫につながる可能性もあり、この点においても適切ではないと考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	189	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

法律および通知等に係る AI データベースの構築

提案団体

奈良県、栃木県、三重県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物処理法をはじめとした各府省庁所管の法令・通知・技術的指針等を読み込ませ、横断的な検索・照合が容易にできる AI データベースの構築を国として進めていただきたい。また、データベース構築に時間がかかる場合には、検索を容易にするため、これまでの通知文一覧等や法令の三段対照表のデータ等も存在しているようであれば提供いただきたい(府省庁にもよるが、インターネット上で閲覧できるものもあるものの一部しか閲覧できない)。
なお、最終的な行政判断は、あくまで各行政庁の所管課において行うことが前提であり、AI は判断の補助的役割に留めるべきであると考えます。

具体的な支障事例

地方自治体の職員は、本来、所管事務に関連する法令や通知を把握していることが当然とされるものの、部署異動があることから、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは現実的には困難である。とりわけ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は改正頻度が高いうえ、過去から多くの通知が発出されており、これらの法令や通知(技術的指針を含む)に基づき適切に事務を執行することは容易ではない。
当県においても、下記(具体的な事案)に記載の事案が発生しており、その対応として法律相談や取消処分に伴う事務が新たに生じるなど、日常の業務にも支障が出ている状況である。今後も同様の事案が発生するおそれがあるだけでなく、このような課題は、人員不足が顕著な多くの地方自治体に共通する問題であると考えられる。
また、同様の支障は廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外でも発生する蓋然性が高いといえる。
<具体的な事案>
県の出先機関において、A法人の監査役が欠格事由に該当していることが判明したため、監査役は役員に該当すると判断し、聴聞等を行わずにA法人の取消処分を実施した。
しかし、同法人の登記簿には「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め」が記載されており、このような定めのある監査役は、「行政処分の指針(p.10)」によれば廃棄物処理法上の役員には通常該当しないとされている。
当該出先機関の職員はこの通知の存在を知らずに取消処分を行ったため、法律相談の結果、当該取消処分を取り消すに至った。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各種法令に係る通知等について、体系的なデータベースを構築することにより、地方自治体職員の所管業務に対する理解が深まり、法令・通知等に基づく適切な事務執行に資するものと考ええる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、各種法令に関する法令改正・通知（技術的指針を含む）、行政処分の指針について（通知）（環境規発第 2104141 号令和3年4月 14 日）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、新潟県、石川県、豊橋市、大阪府、姫路市、山口県、徳島県、熊本市

○提案団体と同様に、定期的に部署異動があることから、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは現実的には困難であり、特に廃棄物の処理及び清掃に関する法律は改正頻度が高いうえ、過去から多くの通知が発出されており、これらの法令や通知（技術的指針を含む）に基づき適切に事務を執行することは容易ではないため、各種法令に係る通知等について、体系的なデータベースを構築することにより、業務効率が大幅に改善され则认为する。

○事例の提案に至った背景と同様、関連するすべての法令・通知を網羅的に把握することは困難であり、対応に苦慮している。

○提案団体の意見のとおり、廃棄物処理法は改正頻度が高く、通知文書も膨大であるため、疑義が生じた際には、検索等に相当の時間と労力を要する。このため、これを容易に検索・閲覧できるシステムがあれば、有意義であると考ええる。

○当市においても、提案市同様、廃掃法に係る幅広い改正通知文等の把握・理解に苦慮している。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとした各種法令については、社会情勢の変化に伴い、その都度、新法の制定や法改正がなされてきており、事案ごとの判断については、それらの関連する法律や各種通知等を参照し、総合的に判断する必要があるが、多大な労力を要しているところ。

○事例形式や Q & A 形式によりデータベースを構築できれば新たに問題となった事例にも対応しやすい。

各府省庁からの第 1 次回答

デジタル庁では、「e-Gov 法令検索」において、正確かつ最新の法令データの整備・提供を行っておりますが、これらのデータについては、ご指摘のような AI 等により活用されやすいデータベースとして提供するため、API を通じて、AI での利用も想定した形式（JSON（簡易版））での提供も行っているところです。さらに、現在、新たに「法規的告示データ」についても令和8年度中目途で提供開始することを目指しており、法令データに関する横断的な検索・照合が容易にできるデータベースの構築・拡充を進めています。

また、通知等についても、各府省庁において、事務・事業の性質等に応じながら、データベース等の整備・提供が行われているところです。

なお、ご指摘の廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の環境省所管の法令・告示・通達等については、下記環境省 HP においてデータベースとして公開しているほか、各政策に関するページにおいても政策に関連する法令・告示・通達等を公開しているところです。

<https://www.env.go.jp/hourei/>

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

廃棄物処理法の法令・告示・通達等は環境省 HP において、公開されている旨は承知しているところである。ただし、環境省の HP には通知の全てが網羅されている訳ではないこと、法令・告示・通達等を横断的に検索・照合できる形態で掲載されている訳ではない（PDF データ等での掲載）ことから、必要な情報が通知にあるか否か、通知があっても最新の内容か否か、等の判断ができない状況である。

具体的には、当初提案時にお示した「監査役の欠格要件 廃棄物 環境省」を例にキーワード検索を試したが、平成9年 12 月 26 日の通知はヒットするものの、最新の令和3年の「行政処分の指針」はヒットしなかった。

令和8年度中目途で提供開始される「法規的告示データ」で上記のような懸案が解消される場合であれば問題ないが、そうでない場合には当初提案内容のとおり、「法令・告示・通達等を読み込ませ、横断的な検索・照合が容易に可能となる AI データベースの構築」を進めていただくよう要望する。
なお、加えて当初要望にあげていた法令の三段対照表等のデータの提供等も願います。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各府省庁所管の法令、通知、技術的指針等を横断的に検索・照合できる AI データベースを国が構築することは、地方自治体職員の確認負担軽減、法令・通知等の把握漏れによる不適切な事務処理の防止及び行政処分等の適正性確保に資するため、AI の出力を行政判断の補助として位置付けた上で、根拠資料の明示や情報の更新責任を確保しつつ、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

1次回答のとおり、「e-Gov 法令検索」において新たに「法規的告示データ」についても令和8年度から段階的に提供を開始する予定であるところ、法令及び告示を横断的に検索することが容易になると考えております。
通知通達については、種類が非常に多岐に渡り対象も広範であるため、一元的なデータベース構築の実現性に課題がある一方で、各府省庁ホームページ等でも既に提供されているところ、事務・事業の性質等を踏まえつつ、これらの利便性を向上することでより迅速な課題解決につながるものと考えております。
廃棄物処理法に関連する法令・告示・通達等について、令和8年度中に環境省 HP における掲載方法の改善案を検討し、検討の結果に基づき、令和9年度中に掲載方法を改善することとします。
なお、三段表は作成していないため、データ等の提供は困難です。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	191	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会

提案団体

伊勢崎市、前橋市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、吉岡町、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、みなかみ町、明和町、大泉町

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「特定活動」の内容について、情報照会を可能とすること

具体的な支障事例

国民健康保険法第6条第11号及び国民健康保険法施行規則第1条第2～4号の規定により、医療目的等の外国人は国民健康保険の適用対象とされていない。

国民健康保険資格取得時には、在留資格が「特定活動」である外国人は、指定書を提示することとされているが、パスポート(指定書が添付されたもの)を携帯していない場合が多く、改めて指定書を持参いただく手間が生じている。

また、在留資格の更新時には、指定書を提示することについて、法令上明文化されていない。「特定活動」のまま在留資格の更新をした人や、新たに「特定活動」に在留資格が変更になった人について、国民健康保険適用可能か判断するためには指定書確認が必要であるが、指定書確認を促しても対応しない対象者への対応に苦慮している。この事例に関して、令和3年地方分権改革に関する提案により、出入国在留管理庁から国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者について情報提供されるようになったが、提供までにタイムラグ(2か月程度)があり、在留資格更新又は変更後の指定書の内容が国保適用対象外であった場合、それを確認できるまで一時的に資格が続いてしまう。この場合、遡って国民健康保険の資格を喪失することになり、この間国民健康保険税の納付があったときは税の還付が生じ、また、医療機関等を受診して療養の給付があったときは、不当利得として給付分の返還を求める必要が生じるが、その時点で既に転出(国外を含む)しているケースも想定される。被保険者・保険者ともに、事後の手続きの負担が生じ、現在の情報提供の仕組みは実質的な課題の解決策には至っていない。

マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携の更なる活用を含む在留管理DXの推進がされる中で、出入国在留管理庁から関係機関へ在留資格情報等を令和9年3月以降に提供する検討が行われていることが示された。提供される在留資格情報に、「特定活動」の内容が提供されるようになれば、国民健康保険適用に係る事務の適正化に繋がる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「特定活動」の種類が確認できる電子データの提供により、「指定書」の提示が不要となるため、外国人住民と市町村の事務処理の負担軽減につながる。

根拠法令等

国民健康保険法第6条第11号、国民健康保険法施行規則第1条第2号、第3号、第4号、第2条第3項、平成25年5月24日法務省告示第131号、平成16年6月8日厚生労働省告示第237号、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理について（令和4年12月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、高崎市、玉村町、さいたま市、川崎市、相模原市、四日市市、寝屋川市、兵庫県、安来市、広島市、大野城市、諫早市、大村市

○当市でも同様の支障事例が生じており、行政の事務の効率化及び被保険者の手続き簡素化につながることから、見直しを図っていただきたい。
○提案にあるように、国民健康保険の適用判断を目的とした外国人の在留資格「特定活動」の情報照会を可能にすることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものとする。

各府省庁からの第1次回答

今回御指摘の特定活動の該当（25、26、40、41号）の有無を含む、外国人の在留カードの交付に関する情報等については、情報提供主務省令（※）及び関係システムにおける所要の整備が完了している場合は令和9年3月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みのところ、国民健康保険に関する事務については、同月の連携開始に向け調整中である。
※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答内で提示いただいた情報提供主務省令について、令和8年6月14日施行分で在留カード関係情報が情報提供されることを確認した。情報照会により提供される在留カード関係情報の内容に、指定書の内容に関する情報が確実に含まれること及び情報照会結果において、指定書の内容（国民健康保険適用外となる25、26、40、41号）が明確に表示されることを希望する。国民健康保険の適用判断に自治体が迷うことなく事務を遂行できるよう、提供に向けて調整いただきたい。
なお、令和8年6月向けデータ標準レイアウトで確認した事務手続名は、「国民健康保険法施行規則第1条第1号から第4号までの規定に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る事実の確認」となっており、この事務手続名だと、対象が照会時点で既に国民健康保険被保険者である者に絞られてしまう。国民健康保険被保険者でない人（本邦に初めて入国し国民健康保険加入を希望する人や、社会保険から抜けて国民健康保険に加入する人など）を含めて情報連携の対象としないと、国民健康保険加入手続時に保険適用可能であることを情報照会でせず、支障が解決しない。事務手続名を「国民健康保険法施行規則第1条第1号から第4号までの規定に該当するに至ったことによる国民健康保険の適用に係る事実の確認」とし、照会時点で国民健康保険未加入者であっても、情報照会が可能となるよう調整いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

令和8年6月向けデータ標準レイアウトにおいては、在留資格が特定活動である場合、特定活動告示 25 号、同 26 号、同 40 号、同 41 号の該当有無についても連携されることとなっている。
また、国民健康保険加入手続に係る事務で在留カード関係情報の照会を可能とするよう、データ標準レイアウトへの反映に向けて調整を進める。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	195	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

母子健康手帳における出生届出済証明について別紙交付が可能であることの明確化

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、貼付用の別紙で交付することが可能である旨、明確化を求める。

具体的な支障事例

母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)において、該当欄に出生届出済証明の記載をし押印することとされており、当市では、母子健康手帳に直接印刷できるプリンターもないことから、母子健康手帳に手書きで記載をしている。

市民に対して、出生届出時に母子健康手帳を持参いただくよう広報はしているが、週に数人は持参しないため、該当者には、後日再来庁するよう案内しているが、再来庁が負担である旨の指摘を受けている。

また、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局 民事第一課長連名通知)において、母子健康手帳の郵送対応が可能である旨示されているが、母子健康手帳原本を郵送で受け取り、記載の上で返送するのは、効率が悪い上、紛失リスクもあると考えている。

以上のことから、当市では、母子健康手帳貼付用の出生届出済証明を別紙交付する取扱いをしたいと考えている。

しかしながら、出生届出済証明の取扱いについては、地域の実情に応じ、地域住民の利便性に配慮した対応が可能であると示されているものの、別紙交付が可能であることが明確に示されていないため実施できていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民から、再来庁が負担であると窓口で言われたことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別紙発行が可能となることで、母子健康手帳の持参を忘れた届出人にその場で出生届出済証明を交付でき、再来庁の必要性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに行政の効率化を図ることができる。

また、別紙発行が可能となることで、オンライン出生届開始後、出生届に関連するご案内通知の中に、母子健康手帳用出生届出済証明を同封することができるようになり、母子健康手帳を持参する(あるいは郵送する)必要

性がなくなり、住民の利便性が向上するとともに、オンライン出生届と一体的に事務処理を行うことができるようになり、行政の効率化も図ることができる。

根拠法令等

母子保健法施行規則第7条、母子手帳に出生届済証明記載方の件(昭和23年5月17日付け厚生省児発第275号・法務廳民事甲第1310号厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知)、「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」における出生届のオンライン化の実施について(令和6年8月23日付け法務省民一第1793号内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官、こども家庭庁成育局母子保健課長、デジタル庁国民向けサービスグループ参事官、法務省民事局民事第一課長連名通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

佐野市、さいたま市、須坂市、豊橋市、大阪市、枚方市、熊本市

○【職員の記載に関するクレーム】

市民から「職員が出生届出済証明に記載した子の氏名が美しくない。ずっと残る証明のため、自分で記載したかった」とのクレームがあった。

【届出人自らが記載した場合】

戸籍に記載される字体と異なった文字(デザイン差、くせ字等)や戸籍記載とは異なった元号で記載されることもある。元号は補正で対応できるが、届出人の心情を考えると氏名を補正すべきか、公的な証明であるが故に苦慮している。

【里帰り出産時】

遠方での里帰り出産により、暫く母子健康手帳を持参できないという相談がある。
別紙発行が可能になることで、これらの事案への対応がより円滑となることが期待される。

各府省庁からの第1次回答

「出生届出済証明」は、母子保健法施行規則第7条第1項に基づき定められており、出生届の際に市町村で発行されている。

この、「出生届出済証明」の発行方法については、以下のようなものがあり、いずれも通知(※)に基づき押印(印字含む)が行われていると認識している。

- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書に直接記載・押印し、交付。
- ・窓口対応:出生届受理の際、出生届出済証明書(シールタイプやオリジナルデザイン)を交付。
- ・郵送対応:受理決定後、父母の住民登録をしている住所宛てに出生届出済証明書を送付。

(※)昭和23年5月17日厚生省児童局長・法務廳民事局長連名通知「母子手帳に出生届済証明記載方の件」

上記を踏まえ、別紙発行を行うことについても差し支えない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答中で示されている、記載の根拠となる通知における記載方に係る内容は、「市区町村役場が出生届を受理したときは、届出人から提示を受けた母子手帳の該当欄に出生届出済証明の記載をし押印すること。」となっている。

当該通知内容から、「届出人から提示を受けた母子手帳の該当欄に」証明することを求められていると読み取ることができ、別紙発行を行うことや、提示を受けていない母子手帳へ郵送による別紙発行で証明することが差し支えないと読み取することは、極めて困難である。

国として第1次回答の2ボツ3ボツの取扱いを公に差し支えないと認めているのであれば、母子手帳持参の届出人及び母子手帳持参なき届出人に対して、出生届出済証明書(電子計算機により印字したもの)の別紙交付が可能であることを明確化する通知を発出いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

出生届出済証明について、母子健康手帳の該当欄に直接記載し押印するのではなく、別紙発行を行うことが可能である旨、事務連絡等を出す方向で検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	211	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の整理・統合

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の内容を整理・統合し、一本化すること。

具体的な支障事例

デジタル庁からの照会である「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」と、総務省からの照会である「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」は回答内容が重複する項目が多く、自治体の事務負担が大きい。
具体的には、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きについて、両調査ともに「オンライン化済み」「オンライン化未対応」「該当手続なし」の三択からの回答を求めており、同一内容を複数回回答する状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同一項目に対する複数回の回答が不要となり、自治体における調査対応・回答作成に要する時間の縮減が図られる。

根拠法令等

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査、地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、宮城県、大田原市、大網白里市、川崎市、寒川町、八尾市、寝屋川市、高知市、熊本市、鹿児島市

○各照会への対応を行っており、照会を1つに統合することで地方公共団体の事務負担を削減することができると考えられる。

○当市でも当該調査について、全課照会を2回それぞれ実施しており、事務負担につながっている。

○本照会は、関係する所管課が多数に及ぶ内容であり、庁内調整を含めた回答作成に相当の時間を要している。加えて、提案内容に記載のとおり、同様の趣旨・項目による照会が年に複数回実施されており、自治体の事務負担が大きい状況にある。照会内容について整理・統合の上、効率的な形で一本化して実施されることが望まれる。

各府省庁からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、両省庁でそれぞれ実施している調査の趣旨、目的、必要性を踏まえ、地方自治体の事務負担の軽減に資するよう、調査項目等を検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体の事務負担軽減のためには、単なる調査項目の見直しや調整にとどまらず、「調査の一本化」をお願いしたい。検討の具体的な工程を提示していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約が深刻化する中、類似している調査については統合や情報連携の強化により、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組むことができるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

両省庁でそれぞれ実施している調査は、今年度以降、調査を一本化することで調整済みである。現在、調査内容のすり合わせを行っており、今後、一本化した調査を発出する予定である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	229	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

債権の差押手続において書類を電子的に送達した場合においても差押えを有効とすること

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

債権の差押手続において、第三債務者(金融機関)への「債権差押通知書」の送達が生押成立の要件となっているが、書類を電子的に送達した場合においても、差押えが有効となるよう国税徴収法の見直しを求める。

具体的な支障事例

【経緯】
国税徴収法第141条に基づく質問・検査については、紙媒体での照会を行っていた。近年、電子照会のスキームが確立されたことで、預貯金等の調査については、電子照会が可能となった(電子照会により、件数が大幅に増加)。
債権の差押えは、国税徴収法第62条の規定により「債権差押通知書」を第三債務者に送達しなければならず、現在もすべて紙媒体による差押手続を行っている状況。

【支障事例】
第三債務者が金融機関の場合、窓口が開いている時間でしかその対応がされない。
差押えの手続のため、「債権差押通知書」だけで年間2万件の郵送物を送付しているため、送付に係る人件費や郵送費のコストがかさんでいる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

金融機関における業務が電子化によりスリム化されていく中、自治体からの差押関連通知は依然として紙媒体のため、処理時間を要し、差押えに支障が生じている。そのため、金融機関から差押えを控えるよう依頼されることがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

差押えの効力発生要件として電子的な書類の送達が可能となることで、時間にとらわれない差押えの実現が図られる。また、書類の送付に係る人件費や郵送費といった徴税コストが大幅に削減される。

根拠法令等

国税徴収法第62条、地方税法第68条第6項等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宇都宮市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、焼津市、名古屋市、豊田市、名張市、大阪市、堺市、枚方市、兵庫県、広島市、田布施町、久留米市、諫早市、特別区長会

○当市においても債権差押が年間約 550 件あり、うち約 300 件が預金及び生保の差押となっている。郵送による第三債務者への送達については、事務量、コストの両面で大きな負担となっており、電子送達による差押の効力発生が実現できれば、より効率的な滞納整理業務が期待できる。

一方で、電子送達を可能にする差押について、債権差押のうち預金及び生保のみ電子送達を可とすることの妥当性、電子送達と郵便送達を併用するのか、差押先着順位の基準をどうするのか等、整理すべき課題も多くあることが思料される。

○預金差押の際は、差押通知書を書留で発送しているため、差押えの件数に伴い郵送の費用がかかっている。加えて、振込手数料が必要である場合、充当できる金額がその分少なくなり、郵送費も合わせると、差押執行のために必要な金額が充当額を上回る不均衡が生じることも多い。

また、差押通知の電子化により、夜間のうちに差押通知が送達されたとみなされる場合、滞納者の出金前に差押えが執行でき、差押不能となる件数の削減が見込まれる。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

各府省庁からの第 1 次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

2040 年頃には、若年労働力の不足が一層深刻化し、自治体において限られた人的資源の下で行政サービスを維持していくことが大きな課題となる。そこで、既存の制度や業務の在り方を見直し、デジタル化や自動化を推進することで、少ない人員でも効率的かつ持続的に行政運営を行う仕組みを構築することが必要となる。そのため、国においてもシステムの標準化やガバメントクラウドへの移行を行っているところである。

今後の労働力人口の減少を見据え、人的資源の制約に左右されない持続可能な運営体制の構築や、差押えの実効性向上を図る観点からは、法改正も含めた制度整備に取り組むことが不可欠であると考ええる。

具体的には、多くの自治体や金融機関が預貯金等照会を電子化したことにより、大幅に事務の効率化が図られた。差押えについても電子手続に対応したシステムが既に存在し、差押金額等の必要な情報をシステム上で送信することが可能である。書類の送達がなくなることで基本的にシステム内で処理が完結し、大幅な事務の効率化が見込める。

また、金融機関側の判断にもよるが、電子データ上の差押情報を金融機関側のシステムと連携させることで、現在人の手に依存している処理の自動化・効率化が図られ、理論上は金融機関の窓口営業時間に左右されことなく、入金直後の迅速な差押処理も可能となり差押えの実効性も向上する。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【特別区長会】

金融機関と行政機関の双方のニーズがあるものについては、カリフォルニア州の税・歳入管理局（CDTFA）が実施している希望者参加型の電子差押が現行法制度上可能と考える（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条等）。租税に関する処分通知等に関しては、すでに e-Tax や eLTAX で実施されている処分通知方法の活用等も考えられる。各種課題等については、カリフォルニア州等海外の先例もあるので、検討・整備を積極的に進めてほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）においては、処分通知等のうち、他の法令の規定により書面等により行うこととされているものについて、当該法令の規定にかかわらず、オンラインにより行うことができることとされており、地方税における債権差押通知書の通知は、デジタル手続法上の「処分通知等」に該当すると解される。また、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則などにおいて、当該通知をオンライン化の対象から除外する規定は設けられていない。

このため、行政機関等（課税庁である地方公共団体）と処分通知を受ける者（金融機関等）との間においては、債権差押通知書の通知をオンラインにより実施することが可能であり、現行法令上、これを妨げる特段の規定はないものと考えられる。

なお、デジタル手続法第7条第1項ただし書きにおいて、「当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る」とされており、上記は、当該通知を受ける金融機関等が電子的方法による受領について同意していることを前提とするものである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	241	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること

【提案と類似の支障を有する制度等】
保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)

提案団体

浜松市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。

具体的な支障事例

例えば保育料算定や介護保険料の賦課、特別児童扶養手当等の業務において、税情報を照会する場面がある。該当する年の1月1日時点の住所地に情報照会をする必要があるが、住民基本台帳に記録されている住所は前住所までのため、多くの地方公共団体に何度も転出入を繰り返している場合、照会先の地方公共団体が不明であり、公用請求による調査に多大な時間と労力が必要となるとともに、賦課変更による追徴や還付の事務等が発生する場合(※)がある。

※当市では介護保険料の賦課業務に当たって、1月1日時点の住所地の特定に時間を要する場合は、仮で介護保険料の賦課を行っており、所得状況等が判明したのち、追徴や還付が発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

照会先の地方公共団体を調査する手間が省けるため、職員の負担が大幅に軽減されるとともに、迅速な支給が可能となる。また、1月1日時点の住所地の調査に当たって、住民票の写しの公用請求を受ける側においても、回答に要する事務を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市

○年間 50～100 件程度、再照会をしている。
○複数回にわたり転出入を繰り返している場合、各種業務において税情報を照会する際、公用請求による調査に多大な時間と労力を要する。
○住民税については、原則として住所地課税であるものの、実態としては住所地ではなく居所（居住地）が優先される場合があり、その場合は住民票情報のみでは把握できない。申請に基づく税情報の照会であれば、申請者本人への確認により対応可能だが、保険料の賦課のように住民からの申請を前提としない事務については、個別の確認が困難であることから、やむを得ず未申告者として取り扱わざるを得ない場合がある。この提案については、国民健康保険以外の医療保険者における取扱いを参考に、特定の機関において情報を集約して管理する仕組みを構築することも、一つの方法として考えられるものと認識している。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○保育園・幼稚園において、副食費減免対象者が否かの算定において、同様の事象が発生している。保護者側からの申し出により後日所得割額の照会ができ、遡って副食費免除対応を行ったり、副食費補足給付補助金の支払いを遅れて行う等、手間や遅れが発生している。
○国民健康保険、後期高齢者医療制度においても同様の支障がある。

各府省庁からの第 1 次回答

情報提供ネットワークシステムを利用する際は、原則として、情報照会者が情報提供者を特定する必要があり、番号利用法施行令第 20 条第 1 項は、情報照会の際に、情報照会者は「情報提供者の名称」等を情報提供ネットワークシステムを使用して送信するものと規定している。
ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令（※）第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先（情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報）の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。
カード省令において、上記の情報提供者の特定が困難なときのための制度を設けているものの、ご提案にある 1 月 1 日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であると考えられることから、まずはこちらのご活用を検討いただきたい。
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

カード省令第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づく情報照会は内閣総理大臣への手続きが必要であるとともに、内閣総理大臣から得られた照会先の地方公共団体に対して改めて税情報の照会の手続きを行う必要があることから、作業負担と時間を要する。また、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能とのご指摘もあるが、住民基本台帳ネットワークシステムは情報提供ネットワークシステムと別のもので連携しておらず、住民基本台帳ネットワークシステムを活用したとしても、住所の履歴の確認や、得られた情報の転記などに作業負担と時間を要することに変わりはないものである。そのため、今回の元々の提案である情報提供ネットワークシステム側においてワンストップで情報照会が可能となるよう、マイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とし、地方公共団体の事務処理負担の軽減につながる仕組みとすることを改めて求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【小牧市】

住民基本台帳に関しては1つ前の住所のみ確認可能である。幼児教育・保育課に設置されているパソコンには権限がなく、転居を繰り返し行っている世帯に関しては確認が不可能である。住所の記録をすべて閲覧するためには所属長の許可をとり所管課へ依頼を行わなければならない。税照会の情報を入力する業務に関して、入力するまでの期限がかなり短く、転居を繰り返し行っている世帯の情報照会を行うことに苦慮している。保育園の利用申請書にも1月1日時点の住所を申請者に記入していただいているが、記入漏れや、記入間違いなどの事例が多々あり税照会事務に苦慮している。第1次回答記載の方法(ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令(※)第40条第3項及び第4項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先(情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報)の通知を求めることができるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。)で事務の手間が増えないかつ回答までの時間がかからないのであれば、こちらの方法で税照会を行うことも考慮する。

【羽曳野市】

情報提供ネットワークシステムを利用した転入者の所得照会は、毎年市区町村が所得データを公開する時期が決まっていることから、まとめて行っている(公開以降は、毎月行っている)。その際、システムの仕様上、照会先は一律前住所地となる。前住所地と1月1日時点の住所が異なる場合、1月1日時点の住所を特定した上で、再度所得照会が必要となる。

なお、カード省令に基づく内閣総理大臣への依頼については、標準準拠システムでサポートされていない。このため、実績は無いが、別途依頼が必要であると考えられ、回答を受け取るまでに要する時間も不明である。

現在、転入以前の住所の履歴を閲覧できるのは、権限の問題からも住基担当課に設置している住基ネット専用端末となっており、前住所と1月1日時点の住所が異なる場合は住基担当課に照会し、回答を受けて再度所得照会を行っている。所得データが判明するまでの間、保険料は均等割額と平等割額のみを算定して通知し、所得が判明した後に更正となる。

今回の提案の実現により、前住所と1月1日時点の住所が異なる世帯にも速やかに保険料賦課、負担区分判定等が行われ、被保険者が確実な給付を受けられることは、保険者・被保険者双方にとってメリットになると考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

情報提供者の名称を特定することが実務上可能であるにもかかわらず、当該特定をせずに情報提供ネットワークシステムを使用し悉皆的に情報照会を行うことを、一般的に可能とすることについては、

・番号利用法第19条は特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供を厳格に制限しているところ、情報提供者の名称を特定していれば行う必要のなかった情報提供者への情報照会が発生すること

・個人番号利用事務等においては、「当該事務の処理に必要な限度で」個人番号を利用することができること、情報提供者の名称を特定していれば行う必要のなかった個人番号の利用が発生すること

・大量の情報提供者に対して情報照会を行うことになり、情報提供ネットワークシステムへの負荷が多くなること

を踏まえると適切でない。

他方で、情報提供者の名称の特定が困難な場合は、カード省令(※)第40条第3項及び第4項に基づき、情報

照会者は内閣総理大臣に通知先の通知を求めることができることとしている。

もつとも、当該通知の目的は、「情報照会者が、情報提供者の名称を特定する情報についてあらかじめ取得し管理する立場にないことにより、情報提供者を特定することが困難である場合に対し、情報照会をできるようにすること」であり、当該年の1月1日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であるため、「情報照会者が、情報提供者の名称を特定する情報についてあらかじめ取得し管理する立場にない」とはいえないと考えている。

については、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を検討いただきたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 26 年総務省令第 85 号）

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	253	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバーカードを投票所入場券として利用

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務において、短期間で投票所入場券を発行する事務が選挙管理委員会の負担となっている。マイナンバーカードの認証技術等を活用して入場券に代えることにより、マイナンバーカードの普及も含め、将来的には紙の投票所入場券の発行や送付に係る事務を廃止できるよう、規制緩和を要望する。

具体的な支障事例

投票所入場券の作成・印刷・発送業務に当区では、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において2月3日までに約 142,000 件の投票所入場券を発送するため、2人で 50 時間の残業が発生するなどの事務負担が発生した。また、突発的な選挙の際には事業者の取り合いが発生しており、適正な事務執行の確保に懸念が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

区としての要望

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

投票時入場券に係る準備期間が短縮でき、コスト面においても効率的な選挙執行が可能となる。
マイナンバーカードに紐づく基本4情報により、選挙人の投票区が自動的に判別されるようになることで、選挙人の利便性向上につながる。
事業者の選定から郵便局への持ち込み、配送にかかる日数(持ち込み日の翌々日)が軽減される。
保険証と同じように、希望される人のみ郵送となれば業務の軽減になる。また、本人確認の際にもマイナンバーカードの提示となれば簡略化される。
マイナポータルを用いて、事前に投票所入場券の電子証明書を発行しておく機能及び通知機能を用いて投票所の開設日時、場所、投票の方法が通知されることで、紙の投票所入場券を不要とすることにより、選挙管理委員会の選挙準備事務における負担が軽減される。

根拠法令等

公職選挙法第 42 条第 1 項、公職選挙法施行令第 31 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小野市、佐世保市

○将来に向けた提案と理解。入場券とマイナンバーカードを並立した場合、投票所の現場負担が逆に増える可能性が高く、その状況の長期化を懸念する。
○「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務は、短期間で投票所入場券を発行するため負担。マイナンバーカードが入場券として利用できれば準備期間が短縮でき、コスト面においても効率的な選挙執行が期待できる。
○入場券の作成、印刷、発送業務には、多大な時間と費用がかかる。令和8年の衆議院議員選挙では突発的な選挙のため、入場券の作成業務が特定の印刷会社に集中して納期が大幅に遅れ、選挙人に入場券の送致が遅延する事例が発生した。選挙人の利便性を図る対策が必要。

各府省庁からの第1次回答

投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。
投票所入場券は、投票時における選挙人の整理・確認等の迅速化のほか、その交付により、投票所の場所の周知等に効果があると考えられるものであるが、マイナポータルで周知することとした場合、日常的にマイナポータルの利用をされていない方へ十分な周知ができるか懸念がある。
その上で、提案のように、マイナンバーカードを投票所入場券として利用することとあわせて、希望する方には紙の投票所入場券を送付することとする場合には、予め、その対象者を整理したうえで交付する必要があり新たな事務負担が生じること、本人確認方法が併存することで二重投票の可能性が高まる懸念があるといった課題が考えられる。
また、共同提案団体の提案のように、マイナンバーカードの投票所入場券に一本化した場合、マイナンバーカードを所有していない選挙人等にどのように対応するかといった課題が考えられる。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

周知については、選挙の実施に際して、入場整理券による周知に加え、選挙広報誌の送付や区ホームページにおける周知等を通じ、お知らせしている。こうした機会を捉え、住所別の投票所やマイナンバーカードを持参することを併せてご案内することにより、十分な周知が可能であると考ええる。
対象者の整理については、実務上、マイナンバーカードを所持していない方の情報を抽出し、その方に対し投票所入場券を送ることは機械的に可能であると考ええる。
二重投票の懸念については、投票所入場券は、現在、投票所入場券に付したバーコードを読み込んだ後、投票用紙を交付している。
マイナンバーカードを使用する場合も同様に名簿照合できるような読み込みの作業は必要になると考えられるが、マイナンバーカードには顔写真があるため、本人確認に適しており、投票所における事務効率性は高まると考える。
また、マイナンバーカード又は投票所入場券のどちらで投票したかを判別するための投票システムを各地方団体が共通して利用できるよう標準化された形で整備することを検討されたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

各府省庁からの第2次回答

投票所入場券は、投票時における選挙人の整理・確認等の迅速化のほか、その交付により、投票所の場所の周知等に効果があると考えられることから、マイナンバーカードを投票所入場券として利用する場合、これらの効果を代替できるかという観点での検討が必要である。

周知等の観点からは、マイナポータルに投票所の情報等を表示することが考えられるが、マイナポータル上に選挙人情報を表示するためには、各市町村選管において自治体中間サーバーを構築するとともに、自治体中間サーバーに副本登録ができるようにするために選挙人名簿管理システムを改修する必要があり、全ての市町村でシステムの改修費用や事務負担等が発生することから、費用対効果の面で慎重な検討が必要である。

投票時における選挙人の整理・確認等の迅速化の観点からは、選挙人の事前手続を不要とする前提であれば、上記の情報を表示したマイナポータルの画面を提示することで選挙人名簿との対照ができると考えられるが、御指摘の「現在、投票所入場券に付したバーコードを読み込んだ後、投票用紙を交付している」運用よりも迅速化の効果があるか、慎重な検討が必要である。

1次回答を踏まえた御見解では、マイナンバーカードの所持の有無により投票所入場券の送付の有無を機械的に判定するとしているが、マイナンバーカードを所持しているものの、日頃からマイナンバーカード・マイナポータルを活用しているわけではない選挙人も想定される。したがって、当初の御提案のとおり希望に応じて事前登録・申請制にする対応が現実的と考えられるが、その場合、対象者を整理した上で交付するといった新たな事務の発生が懸念されるところである。

以上の理由から、現時点で御提案の形でマイナンバーカードを投票所入場券として活用することを全国の自治体に求めることは困難である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	266	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県、福島県、所沢市、千葉県、神奈川県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

(1)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金のうち、事業主体が市町村とされているものについては、事業計画書、交付申請書及び実績報告書を都道府県に対してメールにより Excel で提出するのではなく、直接国に対して J グランツ等を活用したオンライン申請により行うこととし、都道府県による市町村の取りまとめ事務を廃止すること。

(2)オンライン化が難しい場合でも、Excel の誤記載、未記載が生じないよう様式を修正するとともに、例えば市町村の申請書等のファイル名に記載する番号は全国地方公共団体コードとするなど、都道府県の取りまとめが簡易になるよう取りまとめ方法を改善すること。

具体的な支障事例

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、多くの市町村から申請があった場合、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が 100 を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。

申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

【市町村からの申請等の取りまとめに要している時間(概算)】

年間約 72 時間

(内訳)

事業計画書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む):2時間

事業計画書審査:5時間

事業計画書取りまとめ:5時間

申請書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む):2時間

申請書審査(庁内事業担当課との調整含む):8時間

申請書取りまとめ:8時間

提出後、申請書修正依頼への対応:8時間

交付決定後、請求書提出依頼、取りまとめ:8時間

実績報告書提出依頼(国様式のチェック、市町村向け修正含む):2時間

実績報告書審査(庁内事業担当課との調整含む):8時間
実績報告書取りまとめ:8時間
提出後、実績報告書修正依頼への対応:8時間

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について(令和7年7月14日付けこ支虐第281号)(申請手続)7(1)、内閣府告示第92号(令和5年6月21日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、滋賀県、大阪市、兵庫県、高知県

○多くの市町村から申請があり、申請書及び歳入歳出予算書抄本については、ファイル数が100を超える。それらを取りまとめる際、交付申請書等の誤り(記入すべき欄が抜けている、算定基準による算定額が間違っている等)の確認、修正に多大な労力を割く必要がある。また、国から交付申請修正の連絡が多々あるが、期限が短い中、申請市町村に再提出を依頼しなくてはならず、煩雑な事務が生じる。申請書等提出書類のファイル名は、都道府県は建制順であらかじめ番号が振られているところ、市町村は都道府県が申請の際に発番するよう指示されているため、市町村の提出を取りまとめる際、毎回大量の申請書類のファイル名を修正する必要がある。

各府省庁からの第1次回答

ご提案いただいた内容のうち、(1)については、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金が統合補助金であり、同補助金に含まれる事業数の多さや事業ごとの補助率の違い、交付スキーム(直接補助・間接補助)の違い等に対応した申請方式である必要がある一方、Jグランツにおける申請・審査フローは必ずしもこうした複雑な申請方式に対応したものとなっておらず、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に係る申請をJグランツで行おうとすると、かえって申請手続きが煩雑になるおそれがあると考えている。

他方で、自治体における補助金申請の負担軽減は重要であると考えており、(2)でご提案いただいた申請様式の修正やファイル名の工夫なども含めて、都道府県における取りまとめの負担を軽減する方法を検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現時点のJグランツを活用することが困難としても、他システムの活用やJグランツの改修等により、オンライン化及び経由事務の廃止について御検討いただきたい。

直ちにオンラインシステムに切り替えられず、経由事務をすべて廃止することが困難であっても、例えばExcel申請様式の必須入力欄が空欄であれば警告が表示されるようにする等、申請様式の修正による記載漏れ、誤記載の防止策を御検討いただきたい。加えて、交付申請書のうち直接補助事業に係る記入の修正依頼等の事務については、対象自治体が限られ、かつ都道府県が単に転送や取りまとめを行うのみで都道府県を経由する意義が薄いことから、国、市町村間で直接行うこととしていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金に係る申請手続については、申請手続のオンライン化及び直接国に対して申請を行うこととされたい。地方公共団体の業務負担の軽減及び事務処理の迅速化が図られるよう、提案の確実な実現を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

ご提案を踏まえ、令和8年度の申請手続においては、申請様式のファイル名に全国地方公共団体コードを活用することとした。

また、記載漏れ及び誤記載の防止策については、令和9年度の申請手続に向けて引き続き検討したい。

補助金申請のオンライン化については、一次回答で述べたとおり、現状、J グランツの活用は困難である。一方で、現在、こども家庭庁では、当庁予算に計上される補助金等の執行業務に係る実態や課題の把握及び DX の方向性の整理等を目的とする調査研究事業を実施しているところである。今後、地方自治体の意見を丁寧に伺いながら、オンラインシステム化に向けた検討を進めてまいりたい。

なお、経由事務の廃止について、児童福祉法上、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うことが都道府県の役割として規定されていることも踏まえて「都道府県が行う補助金等の交付に関する事務」(令和5年内閣府告示第 92 号)に基づき、申請に当たって必要な審査等の実施を都道府県に求めているものである。これら趣旨を踏まえた審査の実施をいただきつつも、都道府県における書類内容の確認や取りまとめ等の負担が軽減されるよう、今後も継続して検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	267	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付等に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、さいたま市、越谷市、坂戸市、美里町、三重県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付等の手続については、JGrants を活用するなど電子申請システムによるものとし、市町村と都道府県、都道府県と国との間での申請・交付等に係る事務負担が軽減されるよう仕組みを変更すること。
- (2) 都道府県が間接補助事業者とならない直接補助事業については、都道府県を経由することなく、補助を受ける事業者から直接、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の受付を行うこと。

具体的な支障事例

- (1) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金においては、実施計画・内示通知、交付申請・交付決定、実績報告・交付額確定の全ての手続を都道府県が担うことになっている。なお、当該負担(補助)金の申請等の様式は電子データ(ワード・エクセル)であり、国へメールで提出する必要があるため、取りまとめに負担が生じている。
- (2) 国から市町村への直接の補助金についても、都道府県が取りまとめて作業を行うことになっており、大きな負担となっている。
- (2)における作業時間については概ね次のとおり(計 126.5 時間・約 16 日間)
- ・市町村への通知等の作成・送付対応(事業計画募集、内示通知、交付申請の提出依頼、交付決定通知、実績報告の提出依頼、交付額確定通知):18 時間(通知1種類ごとに3時間程度)
 - ・市町村からの問合せ対応:3.5 時間(10 分/件 * 20 件)
 - ・厚生労働省とのやり取り:年間6時間程度
 - ・応募内容の整理(事業計画・交付申請・実績報告):93 時間(事業計画 31 時間、交付申請 31 時間、実績報告 31 時間)
 - ・交付事務のとりまとめ:約6時間

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、行政の負担軽減及び事務の効率化につながる。

根拠法令等

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱7(1)ア・イ、11、12(1)ア・イ、13

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

群馬県、山梨県、滋賀県、岡山県

○当所属では令和7年度は予防接種のマイナンバー連携にかかる補助金を所管したが、国から市町村への直接の補助金について、都道府県が取りまとめて作業を行う際に、市町村の申請漏れの確認や提出された申請書の金額の確認などを行う必要があり、また担当者だけでなく、決裁ルートの職員がそれぞれ目を通すこととなるため、多くの時間と労力が必要となる。

各府省庁からの第1次回答

(1) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金については、1つの交付要綱で、約30事業の自治体向け補助事業を交付の対象とするなど多岐にわたることから、国及び自治体双方の交付申請等に係る事務処理の簡素化・効率化の観点から、国と自治体においてそれぞれとりまとめ担当課を設定し、全事業分をとりまとめた上で交付決定等の予算の執行業務を一本化しているところである。

ご提案を踏まえ JGrants の活用を検討したが、現状、JGrants には複数の補助事業に係る交付申請等を一括してとりまとめる機能が実装されておらず、仮に JGrants を活用することとした場合、現在のように全ての事業をとりまとめて事務処理を行うことが不可能となる。その結果、同負担(補助)金の交付申請や交付決定手続きのみならず、補助事業終了後の事業実績報告や交付額の確定、交付額の確定に伴う負担(補助)金の返還など、交付要綱に基づく全ての手続き及びそれに付随する会計法令上の各種手続きを自治体の事業所管担当課及び国の事業所管担当課の間で処理する必要がある。国及び自治体双方にとって過大な事務負担が生じるのみならず、事務手続きの複雑化・煩雑化にもつながることから、現状の手続きを維持することとしたい。

なお、自治体の執行事務における事務負担を軽減できるよう、今後 JGrants の機能拡充等について検討するとともに、JGrants を始めとした電子申請システムの機能拡充等を踏まえながら、同負担(補助)金についても、引き続き電子申請システムの活用を検討したい。

(2) 関係法令の規定に基づき、各都道府県知事の同意の下、都道府県に本補助金の審査・とりまとめを行っていただいているところ。これは、国・市町村間のやり取りを減らし、交付事務の円滑化を図るためであり、都道府県が行う審査・とりまとめは、申請内容の適正化や地域事情の反映という点で、重要な役割を果たしている。こうした都道府県の関与がなくなれば、国と市区町村との間で個別照会・補正が増え、市町村の事務負担の増加や交付決定までに時間を要し、事業の遂行が困難になることが予想されるため、仮に、都道府県の関与を無くするのであれば、相応の体制を構築するなどの対応をした後でなければならない。

一方で、国としては、都道府県に負担が生じているとの指摘を重く受け止め、確認項目の整理、QAの作成など、負担軽減策を検討したい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) 同負担(補助)金のうちマイナンバー情報連携体制整備事業など国の直接補助事業は、県とりまとめ課を経由せず、国と県担当課とが個別に直接やり取りしている。一括してとりまとめる機能がないことは、JGrants を活用できない理由にならない。また、JGrants は例示である。事務負担が軽減されるよう、何らかの電子申請システムの活用を検討されたい。

(2) 県が間に入ることによって、国・県間、県・市町村間のやり取りが増えており、市町村の事務負担は変わらないものの、全体でみると交付事務の円滑化が図られていない。

補助の対象及び経費は国が決定しており、県の審査は形式面にしか及ばない。県の審査・とりまとめにより、申請内容の適正化や地域事情の反映の余地があるとはいえない。

以上から、都道府県経由事務の廃止を求めたい。

なお、都道府県経由事務が廃止できない場合には、負担軽減策として、①交付申請時や実績報告時の書類一式において、同一内容の情報は、一度入力すれば他のファイルに反映されるよう様式を作成されたい。また、②添付書類を求める場合は、例を示すなどして記載を要する事項を明確にされたい。

例えば、交付申請時は、「鑑文」(Word)、「所要額調書」(Excel)、「所要額内訳等及び事業実施計画書」(Excel)、実績報告時は、「鑑文」(Word)、「精算額調書」(Excel)、「精算額内訳等及び事業実績書」(Excel)の提

出を求められる。これらの様式ファイルは互いに独立しているため、同じ内容をファイルごとに入力しなければならず、煩雑であり、確認に時間を要する。また、添付書類の「歳入歳出予算書(又は見込書)抄本」、「歳入歳出決算書(又は見込書)抄本」、「その他参考となる資料」は、どのような資料がこれに該当するのか必ずしも明確でない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の申請・交付手続については、広域連携や手続の見直し、行政手続のオンライン化により、地方公共団体の業務負担の軽減および住民サービスの向上に資するものであり、提案の確実な実現を強く要求する。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

—

各府省庁からの第2次回答

(1)「マイナンバー情報連携体制整備事業など国の直接補助事業は、県とりまとめ課を経由せず、国と県担当課とが個別に直接やり取りしている」との見解について、同事業は、令和7年度補正予算において予算措置され、当年度中に執行された補助事業であり、当初予算と財源区分が異なること、当初予算の補助事業と執行手続の時期が異なること、同補正予算において他に執行する事業がなかったことから、個別に執行手続を行っているものである。

また、現時点では、現行の執行方法に代替しうる機能を有する電子申請システムは確認できないことから、第1次回答のとおり、国及び自治体双方における事務処理の簡素化・効率化の観点から、本負担(補助)金の執行については現状の手続を維持することが適当であると考えている。

なお、デジタル庁としても、現時点において、複数の補助事業に係る交付申請等を一括してとりまとめるための機能拡充等をただちに行うことまでは想定していないが、引き続き、自治体等からの要望やニーズを踏まえながら、JGrantsの機能拡充等について検討したい。

(2)ご指摘の予防接種事務デジタル化事業及びマイナンバー情報連携体制整備事業について、都道府県においては域内市区町村の予防接種事務デジタル化に係る全体とりまとめを担っていただいております。各市区町村のシステム調達の進捗管理、各市区町村の取組状況を踏まえた質疑対応、申請書類の内容確認、必要な情報提供等、各市区町村のデジタル化対応段階に応じた適切な支援を行っていただいていることから、厚労省が全ての市区町村とこのような調整を行うことは困難であり、各市区町村の円滑な予防接種事務デジタル化並びにそれに関わる補助金交付事務の実施のためには、都道府県の関与は不可欠である。そのため、第1次回答のとおり、各市区町村の予防接種事務デジタル化の進捗管理を行っていただいている都道府県に、補助金の審査・取りまとめを行っていただく現状の手続を維持することが適当であるとする。

負担軽減策として、予防接種事務デジタル化事業及びマイナンバー情報連携体制整備事業について、交付申請時の「所要額調書」(Excel)と「所要額内訳等及び事業実施計画書」(Excel)、実績報告時の「精算額調書」(Excel)と「精算額内訳等及び事業実績書」(Excel)については、それぞれ同じ金額を入力する箇所があるため、どちらかの入力でもう片方に数式反映されるように、令和9年度事業の様式改正の際に対応する。

また、「歳入歳出予算書(又は見込書)抄本」、「歳入歳出決算書(又は見込書)抄本」、「その他参考となる資料」について、令和9年度事業の資料作成依頼時に例を添付して該当資料を明確にする。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	288	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)の機能向上

提案団体

東京都、新潟県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、財務省

求める措置の具体的内容

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)について、以下の改善を提案する。

- ①OCRの読み取り精度の向上
- ②債主内訳がある決議書のOCR読み取りが可能となる機能の追加
- ③OCRで読み取った情報(決議書の調査に必要な項目)について、各書類との整合性を自動的に判断する機能の追加
- ④J グランツ等と連携し、各種書類のスキャンやアップロードの作業を軽減

具体的な支障事例

【支障事例】

本システムは、官庁会計の事務処理における決裁業務や、会計検査院への計算証明書類の提出業務、及び計算証明書類の行政文書管理業務をシステム化し、事務負担の軽減、業務の効率化を目的としている。しかしながら、本システムでは各決議書の調査を行うにあたって、画面での目視確認を前提としているため、現状では紙で行う方が事務負担が少ない。特に債主内訳があり、債権者が複数となる決議書は、OCR読み取りができず、添付文書をすべてダウンロードして、かつ目視で確認しなければならず、大きく支障が生じる。また、OCRの読み取りにおいては、誤字脱字やエラーが多く、正確性が担保できないため、添付文書を画面上で目視確認する必要があり、事務負担が大きい。加えて、起案毎に各書類をアップロードすることや、紙ベースの書類の場合はスキャンをしたうえでのアップロードとなることも踏まえると本システムの活用に踏み切れない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

OCRの読取精度が向上し、かつ書類チェックの整合性を自動的に判断する機能が追加されることで、支出決定のための調査時間が大幅に短縮される。また、J グランツ等外部システムと連携が進むと各種書類のアップロードやスキャンの業務を減らすことができ、書式が統一されることも期待できる。書式の統一化はOCR読取などの精度向上にも寄与すると考える。こうしたことが実現されることで本システムの活用への障壁がなくなり、本システムの目的である決裁業務や会計検査院への書類提出のシステム化による事務負担の軽減や業務の効率化

につながる。これによりペーパーレスやはんこレスがより一層進みテレワークなど働き方が多様化される。

根拠法令等

会計法第 48 条、国の債権の管理等に関する法律第 5 条、会計検査院法第 24 条、計算証明規則第 87 条、94 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、宮城県

—

各府省庁からの第 1 次回答

会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム(ELGA)については、これまで利用状況の分析及び利用官署へのヒアリングを実施し、機能の実効性や業務への寄与度について検証を行ってきたところである。その結果、提案にある OCR 機能については、利用率が著しく低調であり、業務において活用されていない実態が確認された。また、利用官署からも、当該機能の廃止による影響は限定的であるとの意見が大宗を占めた。

加えて、契約書や請求書等の様式が府省庁及び出先機関ごとに統一されておらず、多様な様式が混在していることから、個別の機能改善のみで抜本的な性能向上を図ることは困難である。さらに、使用ソフトウェアにおいては継続的なアップデートはあるものの、その多くは不具合修正等にとどまり、OCR 精度の向上に直結する改善は限定的であり、課題解決に資する性能向上の見通しも明確ではない。加えて、当該機能には年間数億円規模の維持費を要し、今後のシステム環境移行においても同程度の費用が見込まれていることから、費用対効果の観点で合理的な運用は困難である。

これらを踏まえ、当該機能については全体最適及び財源の有効活用の観点から、既に廃止する方針を決定し周知しているところであり、提案の対応は現時点では困難である。

他方、デジタル化の推進や業務効率化の観点から、書類情報のデータ化や外部システムとの連携の重要性については一定の認識を有しているところである。今後については、業務プロセス全体の見直しや様式の標準化の動向、技術動向等を踏まえながら、これらの課題への対応の在り方について整理していく必要があるものと考えている。また、外部システムとの連携やデータ取得の手法を含めた業務改善の可能性については、利用者のニーズや費用対効果等を総合的に勘案しつつ、必要に応じて検討していくこととしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

仮に OCR 機能の充実が図られないとしても、紙ベースでの審査、決裁、会計検査院への書類提出など現行業務の効率化が喫緊の課題であることに変わりはない。

従って、業務プロセス全体の見直しや様式の標準化など BPR の徹底や、国費に係る会計事務の更なる DX を可及的速やかに進めて頂きたい。その際は、国費に係る事務を担う地方に対しても、適宜適切に情報提供を行ったうえで、地方の声をしっかりと反映していただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、提案の確実な実現を強く要求する。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

今回いただいた見解にある、現行紙ベースで行われている会計業務における更なる効率化については、重要な課題と認識している。

先の回答にてお伝えしたとおり、次期のシステム環境移行を検討する中において、これまでのOCR機能の利用率や、当該機能の維持・改修に係る費用対効果を踏まえた結果、OCR機能を廃止する方針を既に決定・周知したところであり、現時点での対応は難しい状況である。しかしながら、今後、会計業務の効率化を踏まえたシステム仕様等を継続して検討していく中で、今回いただいたご意見も参考にさせていただき、地方公共団体の国費事務にかかる業務効率化に資するよう、必要に応じて情報共有や協議を行った上で、適切に対応して参りたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	294	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国税徴収法に基づく債権差押通知書の送達を電子データで行うことも可能とすること

提案団体

千葉県、福島県、埼玉県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

国税徴収法における債権の差押えについて、書面の送達ではなく電子データの送達によっても行うことができるよう、必要な法改正等を講じること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

国税徴収法における債権の差押えについては、「第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。」と規定されている。

【支障事例・制度改正の必要性】

税の滞納者の預金債権を差押える際には債権差押通知書を郵送しているが、書面の作成に係る印刷や封入作業、また、切手や用紙代と、多くの時間や費用を要している。

事務の効率化に向け手続きの電子化を検討しているが、現状の規定では書面による送付事務が必要なため電子化は一部分にとどまり、十分に事務効率化を図ることができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

債権差押通知書を受領する県内の金融機関からも、紙と電子の併存はかえって負担になるといった声が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

債権の差押えに係る時間や費用の削減が可能となり、全国の地方公共団体における滞納整理の効率化につながる。

また、通知を受領する金融機関においても、事務の効率化が見込まれる。

根拠法令等

国税徴収法第 62 条、地方税法第 68 条第6項等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宇都宮市、大田原市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、静岡県、焼津市、名古屋市、名張市、大阪市、堺市、兵庫県、斑鳩町、島根県、広島市、田布施町、徳島県、諫早市、特別区長会

○当県では税務事務のDX化を推進しており、差押等滞納処分に係る調書や通知書等も税務システムによる電子帳票として作成し、保存する対応に移行する方針であるため、現行制度による債権差押通知書の書面による送達DX化推進の停滞要因の一つとなる。

また、県内の一部金融機関でも預貯金電子調査システムに連動した電子差押えを開始しておりオンラインによる電子的な差押手続きが制度化されれば更なる税務事務の効率化が図られる。

○債権差押は書面の送達により行うこととなっているため、通知書を郵送することが多く、封入作業や郵送料に時間や費用がかかっている。オンライン化により業務の効率化を図りたい。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

各府省庁からの第1次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

DX化による行政及び関係事業者の差押事務の効率化の観点から、現状で多数の地方公共団体で利用されている預貯金(生命保険)債権の電子調査システムの機能として、債権差押通知書の第三債務者への電子的な送達が可能となっていることを踏まえて、早急な検討及びこれに対応した適切な法制度の整備を要望する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【特別区長会】

金融機関と行政機関の双方のニーズがあるものについては、カリフォルニア州の税・歳入管理局(CDTFA)が実施している希望者参加型の電子差押が現行法制度上可能と考える(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条等)。租税に関する処分通知等に関しては、すでにe-TaxやeLTAXで実施されている処分通知方法の活用等も考えられる。各種課題等については、カリフォルニア州等海外の先例もあるので、検討・整備を積極的に進めてほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

—

各府省庁からの第2次回答

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「デジタル手続法」という。)においては、処分通知等のうち、他の法令の規定により書面等により行うこととされているものについて、当該法令の規定にかかわらず、オンラインにより行うことができることとされており、地方税における債権差押通知書の通知は、デジタル手続法上の「処分通知等」に該当すると解される。また、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則などにおいて、当該通知をオンライン化の対象から除外する規定は設けられていない。

このため、行政機関等(課税庁である地方公共団体)と処分通知を受ける者(金融機関等)との間においては、債権差押通知書の通知をオンラインにより実施することが可能であり、現行法令上、これを妨げる特段の規定はないものと考えられる。

なお、デジタル手続法第7条第1項ただし書きにおいて、「当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る」とされており、上記は、当該通知を受ける金融機関等が電子的方法による受領について同意していることを前提とするものである。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	300	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

建設リサイクル法の解体工事業者登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備

提案団体

千葉県、埼玉県、三重県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建設リサイクル法の解体工事業者登録の審査において、技術管理者の過去8年以上の実務経験が適法であることを自治体が確認できるシステムを求める。

①技術管理者の実務経験の期間に、使用者(雇用主)が必要な建設業許可を有していたこと。(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム改修等)

②外国人の場合は、当該期間に在留資格・就労資格を有していたこと。(現在デジタル庁が整備している行政機関間連携基盤「公共サービスメッシュ」において、出入国在留管理分野での情報連携強化に合わせて、円滑に処理できる環境整備)

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設リサイクル法における解体工事業者の登録にかかる審査に必要な情報の取得について、

①建設業許可に関しては、最新の許可情報を一元的に管理するシステム(建設業者・宅建業者等企業情報検索システム)が存在し、誰でも閲覧可能だが、当該システム上では過去の許可情報までは確認することができない。過去の情報が必要な場合は、許可都道府県に個別に確認する必要がある。

②在留資格・就労資格に関しては、都道府県が出入国在留管理庁から特定の個人の資格情報を取得することは認められていない。外国人が実務経験の証明により技術管理者となる場合、本人が出入国在留管理庁へ開示請求を行い、証明する期間(8年間)の資格証明書類を取得する必要がある。

【支障事例・制度改正の必要性】

①建設業許可に関する過去の情報については、個別に許可都道府県に確認する手間と、1件につき1日程度の時間がかかる。

②在留資格・就労資格に関する情報については、本人に開示請求を行う負担がかかり、手続きに日数を要する。その負担から、本人が開示請求の求めに応じないことも多く、一時預かりした申請書類が長期間保留状態となっていることが常態化している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

解体工事業者の登録にかかる審査の効率化、時間短縮及び申請者の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

建設リサイクル法第 22 条第 2 項
解体工事業登録等省令第 4 条第 1 項第 2 号、同第 4 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、徳島県

○過去の許可情報がシステムで確認できないため、当県においても、他都道府県への照会及び他都道府県からの照会への対応の双方に手間と時間を要しており、申請内容の確認に時間を要するケースがあるなど、登録事務の迅速な処理に支障が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

【国土交通省】

解体工事業者の登録申請において、技術管理者が建設リサイクル法第 31 条の基準に適合する者であることを証する書面については、解体工事業に係る登録等に関する省令第 4 条第 4 項において、「実務の経験を証する別記様式第 3 号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面」とされており、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を利用した確認に加え、解体工事業を含む建設業許可申請における取扱い等を参考に、都道府県の判断により、実務経験の確認に必要な書類の提出を求めることは可能であると考えている。また、ご提案内容については、制度運用の実務上の課題として、都道府県との会議等において問題意識や対応事例の把握・共有に努めてまいり。

なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」は、発注者の保護を目的として、発注者が、建設業者との取引に際し、相手方が必要な許可を有している事業者であるか否か等を事前に確認することができるよう構築したものであり、現時点において有効な建設業許可を有している建設業者の情報を公開しているものであり、このような利用目的をふまえると、当該システムについて、過去の許可情報を一元的に管理することは実務上困難であると考えている。

外国人の在留カードの交付に関する情報等は、令和 9 年 3 月から公共サービスメッシュを通じた情報連携により取得することが可能となる見込みである。建設リサイクル法に関する事務に関し、出入国在留管理庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得するためには、番号利用法令の改正により当該事務を個人番号利用事務とすること等及び関係システムの整備等を完了させることが必要となる。

・各都道府県事務における建設リサイクル法関連の個別システムの整備状況

・個人番号による情報管理を導入することによるシステム改修の費用対効果

等を勘案した上で、

・個人番号を利用することによって現行の運用よりも当該事務の処理を合理化することが可能であるかどうか

・個人情報保護の観点から各事務を行う者、及び当該事務の内容が個人番号を利用するものとして適切かどうか

について番号利用法令を所管するデジタル庁と協議する必要がある。そのためまずは、こうした観点から具体的な状況について、都道府県の状況を確認してまいり。

【出入国在留管理庁】

当庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得したい場合は、番号利用法令上、特定個人番号利用事務となる法令（建設リサイクル法）を所掌する省庁と調整いただく必要があるため、本件については国土交通省との調整をいただく必要がある。

なお、本人から保有個人情報の開示請求が行われた場合、法令に基づき適切に対処することとなる。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

解体工事業の登録にあたり、解体工事業者が「建設リサイクル法第 31 条」に基づき技術管理者を選任し申請を行った際に、その者が「解体工事業に係る登録等に関する省令」第 7 条に規定する基準に該当するものである

か、許可行政長が確認するために同第 4 条第 4 項に基づき申請者に確認書類を求めても提出されないなど、対応に苦慮している。

更に、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」では過去の許可情報は確認できず、国において当該情報を一元的に管理することが実務上困難であるという状況においては、建設業許可を行う都道府県に対し、登録審査に必要な情報の提供を求めることが想定されるため、国においても都道府県との会議等における問題意識や対応事例の把握・共有等に努めていただきたい。

また、建設リサイクル法に関する事務に関し、出入国在留管理庁が所有する情報を「公共サービスメッシュ」を通じて取得するために、国土交通省において都道府県の状態を確認するとともに、デジタル庁など関係省庁間で調整していただくようお願いしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

ご提案内容については、制度運用の実務上の課題として受け止めている。都道府県との会議等において問題意識や対応事例の把握・共有に努めてまいる。

公共サービスメッシュの利用については、デジタル庁との協議を進めるため、第 1 次回答の通り、まずは事務における建設リサイクル法関連の個別システムの整備状況等、都道府県の実態を確認してまいる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	301	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化

提案団体

指定都市市長会、三重県

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理(税務システム)、滞納管理(税務システム)、地方税(共通)、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件(連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等)を明記すること。

具体的な支障事例

国が推進する自治体フロントヤード改革の展開に向け、自治体窓口 DXSaaS(以下「DXSaaS」という)の導入・検討は加速している。しかし、現在の地方公共団体情報システムの標準化では、自治体窓口 DXSaaS は「独自施策システム等」に区分され、データ連携に関する要件が個別に定義されておらず、自治体の実務において支障が生じている。

具体的には、業務システムベンダーに対してデータ連携対応を依頼しても、既存の機能別連携仕様以外は実装対象外とする取扱いや、標準化対応を優先するため外部連携に係る改修対応が困難である旨の回答がなされる事例がある。その結果、DXSaaS を活用するのに必要なデータ連携の可否や対応範囲が不透明となり、調整に多大な時間と労力を要している。

また、既存の機能別連携仕様に提供されるデータ項目では DXSaaS を活用するのに必要なデータが不足しており、各自治体は、高額な基本データリストに基づくデータ連携や、ランニングコストがかかる個別改修を実施するか、システム連携を断念してアナログな運用を残さざるを得ない状況にある。また、一部のシステムベンダーはこの基本データリストの出力に対応できないと回答したり、「日常的なデータ連携を想定していないため差分出力には追加改修が必要」として追加費用を求めるケースもある。

これらの状況により、自治体ごとに調整・費用負担が発生し、国が推進する窓口 DX の円滑な展開が阻害されている。自治体フロントヤード改革を推進する国の方針と、システム標準化における規定・運用実態の間に乖離が生じていることが、DX 推進の大きな障害となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

機能別連携仕様書においてデータ連携要件が明確化されることで、業務システムベンダーによる標準機能としてのインターフェース実装が担保され、窓口 DXSaaS との円滑なシステム連携が可能となる。これにより、自治体ごとの個別改修に伴う高額な費用負担やベンダー調整のコストが大幅に抑制されるとともに、窓口にアナログな工程が残る恐れが解消される。国の施策とシステム標準化の運用の整合性が確保され、全国の自治体において「自治体フロントヤード改革」をはじめとする窓口 DX 施策がさらに迅速・効率的に実行される効果が期待される。

根拠法令等

データ要件・連携要件の標準仕様

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市

○提案団体と同じく独自施策システムへのデータ連携に関する調整に多大な時間を要した。
○当市においても、証明書交付申請窓口の一部先行導入した窓口 DXSaaS について、既存の業務システムベンダーとデータ連携のタイミング等を協議したが、標準準拠システム側に負荷がかかることや、連携仕様書に明記されていないこと等を理由に対応が困難（リアルタイム連携不可など）とされた事例がある。今後、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インターフェース条件等）が明記され、基幹系業務システム側での改修等の対応がなされることにより、連携がスムーズになることを期待する。
○令和6年度から窓口 DX の取組として「書かない窓口」や RPA を活用した基幹システムへのデータ入力を推進してきましたが、システム標準化に伴い連携レイアウトが機能別連携機能となってしまったため、これまで参照できていた情報が参照できない、RPA を活用したデータ入力に必要な項目が不足して RPA が動作しないといった支障が生じている。窓口 DX（フロントヤード・バックヤード改革）についても、是非、機能別連携仕様で対応していただきたい。
○当市においても窓口 DXSaaS を導入しており、標準準拠システムとの連携拡充を検討している。窓口 DXSaaS 側での利用を期待する情報について、機能別連携仕様に含まれておらず、基本データリストでの連携とする場合、手動での運用が発生する等の問題から、検討が難航するといった支障が生じている。これまで窓口 DXSaaS と自動連携していた項目が、業務システムの標準化後、連携項目対象外となり、致し方なく手書き対応をせざるを得ない状況が発生している。
○当市でも令和8年度中に窓口 DXSaaS の導入をめざしているが、データの連携項目に不透明な部分があり、事業者によって対応できるできないが発生することが想定されるため。
○当市においても昨年度窓口 DXSaaS を導入したが、データ連携に関する要件において当該 SaaS 向けの仕様が個別に定義されていないことから、ベンダーとの個別調整に多大な時間と労力を要した。
○当市が導入している窓口 DXSaaS においても、現行住記システムとの円滑な連携が前提となっている。標準化システムにおいて、必要なデータ連携ができなくなると、大幅な市民サービスの低下に繋がりがかねない。

各府省庁からの第1次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業者のリソースに限りがあることは理解しているが、本提案に係る事業者への負担は少ないと考える。自治体窓口 DXSaaS 事業者の負担は比較的少ないと見込まれ、標準準拠システム事業者についても、一から新たに仕様を策定するのではなく、既存の機能別連携仕様をベースに一部項目を加除することで対応可能なものが多く、大きな負担にはならないと想定している。
現状、各事業者は自治体ごとに異なる個別対応へ多くのリソースを割いている実態があるが、データ連携の仕様を定義することは、により各事業者と自治体間の認識の統一が図られ、この負担を構造的に解消することが

できると考える。長期的かつ全体最適の観点から、関係府省庁におかれては、本対応を積極的に進めていただくよう要望する。

本仕様が確定されれば、各自治体の業務負担は大幅に削減されると見込まれる。まさに多くの自治体が自治体窓口 DXSaaS の導入を進めているところであるため、対応可能な部分から早急に展開いただくことを期待する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

住民サービスの向上と自治体窓口業務の効率化を実現するため、政府として自治体窓口 DXSaaS を推進していることから、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システム間のデータ連携が円滑に行われるよう、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。

連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているとのことだが、第2次回答でその結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討し、令和8年度内に結論を得る。その結果に基づいて対応方針について検討する。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	304	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

本籍地が管外である場合のマイナンバーカードの交付事務における法定代理人の代理権確認に係る運用の見直し

提案団体

由布市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人(親権者等)の代理権確認において、本籍地が管外である場合も、戸籍関係情報をマイナンバー情報連携により取得することを可能とすることを要望する。

具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人(親権者等)の代理権確認において、法定代理人(親権者等)の本籍地が管外の場合は、法定代理人に戸籍謄本等の親権を証明するものの提出を求めているため、住民に謄本を取得させる手間と手数料が発生し、デジタル化による「添付書類不要」の理念に逆行している。親(法定代理人)及び子(申請者)それぞれのマイナンバーを提出することで、マイナンバー情報連携で親子関係の確認が可能であるため、戸籍謄本等の発行、提出に係る負担が軽減される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバー情報連携により、本籍地が管外である場合にもシステム上で照会・確認を行えるようになれば、住民の時間、労力、費用負担が解消され、市民サービスが向上する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、さいたま市、鉾田市、厚木市、新潟市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市

○親(法定代理人)及び子(申請者)双方のマイナンバーを活用することで、情報連携による親子関係の確認が可能となれば、戸籍謄本等の取得及び提出負担軽減に加え利便性向上にも資するものと考えられるため制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードの交付事務においては、厳格な本人確認の観点から、原則として交付申請者本人の出頭を求めているところ、交付申請者が15歳未満である等の場合においては、その法定代理人に対して出頭を求めており、その際、法定代理人としての資格を証明する書類として戸籍謄本等の提出を求めているところです。なお、15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できるときは、市町村の判断により戸籍謄本等の提出を省略することが可能となっております。

ご提案のマイナンバー情報連携による戸籍情報の確認については、そのシステムの構築及び改修の規模や情報連携による情報の確認に要する時間や事務負担等の窓口における実際の運用方法も考慮しつつ、そのニーズや実務上の課題について調査の上、その必要性も含めて検討してまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、ニーズや実務上の課題について調査の上、必要性も含めて検討するとのことであるが、この調査の実施時期や今後の検討スケジュールについて、可能な範囲で明示していただきたい。

加えて、上記調査等の進展を待つ間の現状の対策として、マイナンバー担当課から戸籍担当課へ親権確認の照会を行い、広域戸籍システム(戸籍情報連携システム)を用いて親権等の確認を行えるよう、関係省庁と協議していただきたい。現在、住民基本台帳事務の処理に当たっては、続柄確認等において、すでに同システムを用いた確認体制が整備されている(令和6年10月31日付け法務省民一第2379号通知)。この仕組みをマイナンバーカードの手続きにおける本人確認の場にも応用できれば、新たな設備投資をすることなく、住民の負担軽減と自治体窓口の円滑な業務運営を即座に実現できる。早期の検討および関係省庁との協議を強く要望する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項のみ記載)

—

各府省庁からの第2次回答

マイナンバーによる情報連携を行うにあたっては、セキュリティの観点から、交付窓口とは別の堅牢な部屋に設置した中間サーバー接続端末において実施する必要があるほか、申請者にマイナンバーを提出していただく必要があります。そのため、ご提案の措置の実現に当たっては、場合によっては、かえって複雑な事務フローを行う事が求められる可能性もあり、事務処理時間の軽減効果は限定的であることや各団体において新たに中間サーバー接続端末等を設置するための追加的な設備投資も発生する可能性もあることなど、検討すべき課題も多く、直ちに実現することは困難と考えております。

一方で、ご指摘のとおり、本籍地が管外である場合にも住所地市町村側において、親子関係に係る戸籍情報の照会・確認を行えるようになれば、住民の時間、労力、費用負担が解消されることから、ご見解にあるように、既に住民基本台帳事務において運用されている戸籍法第120条の2第1項第2号に定めるいわゆる庁内公用請求についてマイナンバーカード交付事務においても請求可能とすることに関して、公用請求の根拠となる法令の整備等の検討も含め、実現に向けて令和8年度中に結論を得ることとしたいと考えております。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	312	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地方税務における相続人調査のための戸籍情報連携の拡充

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務において、戸籍関係情報を照会可能な事務手続に相続人調査に係る事務手続を追加するとともに、戸籍の公用請求に必要な項目を照会可能としていただきたい。

具体的な支障事例

現行、地方団体において賦課徴収を行ううえで、納税者の死亡に伴う納税義務の承継や、不動産の現所有者の把握など相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。
現行の情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務では、個人住民税の人的控除の適用に限り、戸籍関係情報を照会することはできるが、相続人調査等の事務では照会することができない。相続人の調査に当たっては、まずは住民票の写しを取得し、本籍地を把握したあとに、本籍地に対して戸籍を請求する事務が生じており、二度手間となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報提供ネットワークシステムにおいて、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第24項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、寒川町、新潟県、富士市、豊橋市、小牧市、名張市、城陽市、豊中市、寝屋川市、兵庫県、姫路市、斑鳩町、久留米市、佐世保市、鹿児島市、伊佐市、特別区長会

○照会可能となることにより、事務の効率化が図られると考えられる。近年は特に、被相続人の１親等（配偶者、子、兄弟）の不在や相続放棄等が多くなってきており、相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。

○当市においても、相続人の調査に当たっては、住民票の写しの取得や本籍地に対する戸籍の請求等が大きな事務負担となっているため、左記の提案のように、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がると考える。

各府省庁からの第１次回答

【総務省】

地方税における戸籍関係情報の情報連携については、戸籍法を所管する法務省とも連携しつつ、対応の検討を行ってまいりたい。

【法務省】

法務省としては、戸籍法を所管する立場から検討に協力してまいりたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省の「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」においては住基ネットの活用を推進することで住民票の写しや公用請求を省略する検討が進められているものと承知しているが、相続人調査事務における公用請求については、住基ネットに登録されていない戸籍関係情報項目が必要となることから、住基ネットの活用のみでは省略することが困難であると考えられる。

このため、本提案のようにマイナンバー照会による戸籍関係情報の取得により公用請求を削減していくことが必要であり、その実現に向けて前向きに検討いただきたい。また検討に当たっては、地方団体において公用請求を行う側と受け取る側双方の事務負担が軽減されるような方策を検討いただきたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化、デジタル技術の進展等を踏まえ、地方における事務の在り方を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担のための軽減のための事務の見直しの推進により、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

情報提供ネットワークシステムにおいて、個人情報保護の観点等を踏まえ、個人の特定につながり得る情報は取り扱わないことで、機微な情報が誰のものなのかを識別できないようにする運用としている。このため、個人の特定につながり得る氏名や本籍地情報（地番まで）を当該システムで連携することは難しいと考えている。

現状、情報提供ネットワークシステムにおいて提供可能な情報は、地番等が含まれない本籍地市区町村名のみであるが、本籍地市区町村名のみでは、必ずしも本人の特定に至らず、戸籍の公用請求が受け入れられない場合も多いと考えられる。そのため、市町村の事務の効率化等につながらない可能性が高く、誤交付のリスクも否定できないことから、ご提案の要望に沿うものではないものと認識している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超える地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

法務省は本件を「不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しい」、「地方税制度の観点から検討されるべき」とするが、本件は登記情報の内容及び提供のあり方に起因する構造的課題であり、本人特定に係る事務負担が生じ、特定の不十分さに起因する課税誤りも発生している。こうした実態を踏まえれば、本件は権利の公証制度としての不動産登記制度の十分性に関わる問題であり、地方税制度の問題に矮小化すべきではなく、不動産登記事務の問題として認識すべきである。

現に市町村実務では転出入や死亡等により所有者の追跡が困難となり本人特定に支障が生じており、所有者不明土地の増加や所有者の多国籍化等により当該問題は今後さらに拡大することが見込まれるにもかかわらず、不動産登記事務としての必要性に乏しいとの認識は現場実態と著しく乖離している。

また、住所変更登記の義務化や所有不動産記録証明制度の創設など所有者把握の強化とも整合を欠く。加えて、所有者不明土地問題や外国人による土地所有への対応の観点からも、不動産登記事務をマイナンバー利用事務として位置付け、法務省が主体的に対応し、必要に応じて不動産登記法等の関係法令の改正も検討すべきである。

以上を踏まえると、「具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている」との対応は課題解決の先送りであり、費用対効果も含め法務省が主体となって速やかに検討いただきたい。

また、法人番号については、既に登記情報連携システム及び法人ベース・レジストリにおいて検索キーとして活用されている情報であることから、登記済通知書の通知事項への追加についても技術的に十分検討可能と考えられる。加えて、法人番号は利用範囲の制約がなく広く利用可能な識別子であり、法務省が推進する登記済通知書のオンライン化や各種行政システムとのデータ連携を促進する観点からも、通知事項への追加について主体的に検討すべきである。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第1次ヒアリングにおいて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項に追加することも併せて検討いただきたい。

所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することについては、不動産登記事務及び地方税課税に関する事務の制度所管省庁である法務省・総務省において議論・検討されるものと承知しており、マイナンバー法を所管するデジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

○専門部会から示された主な再検討の視点や1次回答に対する提案団体からの見解にあるように、本提案では、課税の適正化にとどまらず、不動産登記事務の問題を含むマイナンバーの活用による国・地方を通じた行政の効率化や社会全体のデジタル化をいかに進めるかという点が問われており、政府として省庁横断的に取り組むべき課題として認識されるべきものと考えている。

○その上で、1次回答で述べたとおり、不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記済通知の通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなることから、本提案を早期に実現すべきである。

○法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていききたい。

○なお、総務省としては、税務システム標準仕様書の見直しを行う必要があるものと認識しているところ、現在の標準仕様書において、登記済通知書の電子データを取り込むことや納税義務者ごとにマイナンバーを管理できることについて、すでに実装必須機能とされている。今後、登記済通知にマイナンバーが追加された場合、標準仕様書の改定が必要な箇所等について精査を行い、地方団体と連携しながら、速やかに改定に向けた手続を進めていく。

【法務省】

〔提案の受け止め〕

○今回の地方からの提案を受けて、市町村による課税事務等において、登記所から市町村への通知事項にマイナンバー・法人番号が付されることによるメリットがあることは認識したところであり、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知することを可能とするために必要な検討・調整について、関係省庁間で連携して検討を進めていく所存である。

〔不動産登記事務においてマイナンバーを利用する必要性〕

○その上で、行政手続におけるマイナンバーの利用については、当該手続の制度所管省庁において検討すべきものと承知しているところであるが、不動産登記事務を所管する法務省として、当該事務においてマイナンバーを利用する必要性については、次のとおり考えている。

○不動産登記制度は、不動産取引を安全・円滑に行うために、不動産の「物理的現況」と、現在の所有者の情報を含む「権利の変動」を公簿に記録して公示する制度である。このうち、不動産の「権利の変動」を表す現在の所有者の情報については、所有者の特定という観点に加えて、それが公示情報となることにも鑑みて、（現在の所有者の）氏名又は名称及び住所が登記事項として法律に規定されているところである。

○一方で、近年、所有者が亡くなったのに相続登記がされないことや所有者の住所等が変わったのに住所等変更登記がされないことによって、最新の「権利の変動」が公示されず、登記簿を見ても所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっていることから、この問題を解決するため、令和3年に不動産登記法が改正され、相続登記及び住所等変更登記が義務化されている。

○また、住所等変更登記の義務化に対する所有者の負担軽減策として登記官が所有者の住所等の異動を確認したときに職権で変更登記を行う制度や、登記官が所有者の死亡の事実を確認したときに登記記録に死亡の事実を符号によって表示する制度を新設しているが、この異動情報や死亡情報の確認は、所有者が個人であれば、法律上登記事項とされている所有者の氏名及び住所に加えて、所有者から登記申請時等に申出のあった氏名の振り仮名、生年月日等（以下、氏名及び住所と合わせて「検索用情報」という。）を登記所において管理し、検索用情報を用いて住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）に照会することにより行われており、所有者が法人であれば、登記所が法人ごとに付した一意の番号である「会社法人等番号」を用いて商業・法人登記システムとの情報連携により行われているものである。

○なお、所有者が個人の場合であっても、一度住基ネットに照会した後は、登記のシステムにおいて検索用情報ごとに一意の符号（名義人統一符号）が付される仕様となっており、以降の検索は一意の符号（名義人統一符号）から可能となることから、この制度において、この符号とは別に個人ごとの一意の番号を利用する必要性はないところである。

○このように、所有者不明土地等対策の観点から行われている登記記録の情報の最新化のための制度については、既にマイナンバー・法人番号を利用しない方法により所有者を特定して当該所有者の異動・死亡情報を確

認する制度が、所要のシステム改修を行った上で、まさに本年4月から施行されていることから、これに加えて不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性は現時点でないものと考えている。

○他方で、本年7月24日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議(第3回)において示された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～」においても、「マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討」することとされているところであり、マイナンバーとの連携については、適正な課税の観点から検討を行っていく必要があるものと承知している。

〔検討事項、検討スケジュール〕

○以上を前提として、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知するためには、今後、以下のような検討・調整を行っていく必要があると考えている。

○なお、以下の検討事項の結論次第でシステム改修の内容も変わることとなるため、現時点でその改修費用の具体的な積算は困難であるものの、数十億円規模の改修となることが十分に想定され、そのための費用を一つの省庁の予算から拠出することは極めて困難な状況にある。この提案の実現の前提として、措置の目的(課税の観点)を踏まえた費用分担の在り方が整理され、費用確保の問題が解決される必要がある。

＜主な検討事項＞

- ① マイナンバー・法人番号の取得方法
- ② マイナンバー・法人番号の提供者の範囲
- ③ マイナンバーの保有に伴う登記所内の体制整備の方法
- ④ 登記所から市町村長に対するマイナンバー・法人番号の通知方法
- ⑤ ①～④の検討結果を踏まえたシステムの改修内容、法令改正の内容
- ⑥ システム改修の着手可能時期、改修スケジュール

○予算措置の目途も含めて、これらの検討事項について、令和9年度中を目途に結論を得た上で、必要な調整・措置を行っていくことを想定している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	330	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携

提案団体

指定都市市長会、広島市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的内容

今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

市町村は、地方税法第 382 条第3項の規定により、登記所から土地又は建物の表示及び権利に関する登記に係る通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正することが義務付けられている。

登記とマイナンバーの紐付けについては、「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ(令和4年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)」(フォローアップ 2023 年度版)において、2026 年から検討することとされている。

【支障事例】

当市においては、登記所から、令和6年度実績で約 63,000 件の登記に係る通知があり、その内容に応じて RPA など活用しながら課税台帳の記載・訂正の作業を行っているが、同姓同名の者が複数いる場合や通知に記載の氏名と当市の市税システムに登録している氏名の字体が異なる場合など(約 2,000 件)は、課税台帳に登録する所有者を手作業で特定せざるを得ず、作業に時間を要し負担となっている。加えて、登録する所有者の住所が市外の場合(令和6年度実績で約 9,500 件)は、課税台帳にマイナンバーを記載するに当たり、別途、住民基本台帳ネットワークシステムで所有者のマイナンバーを調べた上で、課税台帳に登録する必要があり、登録する所有者の住所が市内の場合と比較して追加の負担が生じている。

【支障の解決策】

このため、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に当たり、「税務システム標準仕様書」で実装必須とされている登記所からの通知データの取込機能において、一意に付番されるマイナンバーにより情報連携を行うことで、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込・課税台帳への自動反映ができるようにすることで、手作業で所有者の特定やマイナンバーを記載する必要が無くなり事務負担の軽減につながる。また、課税台帳の記載・訂正時の誤登録による同姓同名の別人への課税誤りなども防ぐことができ、適正な課税につながる。

根拠法令等

地方税法第 382 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条、別表、税務システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。
○提案内容の実現により、税通の内容が自動的にシステムに反映されるようになるのであれば、事務負担の大きな軽減になると考えられる。

各府省庁からの第 1 次回答

【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加することを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方税法において固定資産税の納税義務者は不動産登記簿上の所有者とされており、登記が行われた際には、登記所が市町村長へ登記情報を通知する仕組みが定められている。この仕組みを活用し固定資産税を適正に課税するに当たっては、登記情報を用いて市税システム上で所有者を正確に特定する必要がある。しかしながら、現行の登記情報においては、同姓同名の者が存在する場合等に所有者を特定するに足る情報が十分に担保されておらず、誤賦課を生じさせるリスクが内在している。
また、事務効率の観点からも、字体の相違がある場合には RPA による所有者検索の精度が低下し、結果として非効率な事務処理を余儀なくされている状況が見受けられる。

不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加される場合には、これらの課題の解消に加え、総務省からの回答にもあり、市町村における事務負担の大幅な軽減が見込まれ、課税の適正性及び事務の効率性の観点から、その必要性及び有効性は十分に認められるものと考えられる。

一方、法務省所管の不動産登記事務においてはマイナンバー利用の必要性は乏しい旨の御回答であったものの、当該事務においてもマイナンバーを活用することにより所有不動産記録証明制度などで、検索時間の短縮や登記名義人の所有不動産の特定精度の向上に資するなど、一定の効果が期待される。

ついては、不動産登記事務をマイナンバー利用事務に追加しようとする本提案は、国及び地方公共団体を通じた行政コストの最適化や国が推進するデジタル化に寄与するものであるとして、その実現に向けて、システムや法制上の対応、費用対効果の検討等の具体的措置に着手すべき段階にあると考える。よって、本提案を早期に実現させる観点から、登記所から市町村長への通知の具体的な方法、登記所におけるシステム構築及び税務標準システムの標準仕様書の見直しに係る具体的構想その他必要な事項に関し、関係府省において制度横断的な検討を進めていただくとともに、その検討結果及びスケジュール等をお示しいただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

第1次ヒアリングにおいて、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。

上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項に追加することも併せて検討いただきたい。

所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

【デジタル庁】

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することについては、不動産登記事務及び地方税課税に関する事務の制度所管省庁である法務省・総務省において議論・検討されるものと承知しており、マイナンバー法を所管するデジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

○専門部会から示された主な再検討の視点や1次回答に対する提案団体からの見解にあるように、本提案では、課税の適正化にとどまらず、不動産登記事務の問題を含むマイナンバーの活用による国・地方を通じた行政の効率化や社会全体のデジタル化をいかに進めるかという点が問われており、政府として省庁横断的に取り組むべき課題として認識されるべきものと考えている。

○その上で、1次回答で述べたとおり、不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されれば、登記済通知の通知事項にマイナンバーを追加することにより、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなることから、本提案を早期に実現すべきである。

○法務省をはじめとする関係省庁と連携し、本提案の実現に向けて、登記所から市町村へのマイナンバー・法人番号の通知方法などの具体的事項やスケジュールについて速やかに検討を行っていきたい。

○なお、総務省としては、税務システム標準仕様書の見直しを行う必要があるものと認識しているところ、現在の標準仕様書において、登記済通知書の電子データを取り込むことや納税義務者ごとにマイナンバーを管理できることについて、すでに実装必須機能とされている。今後、登記済通知にマイナンバーが追加された場合、標準仕様書の改定が必要な箇所等について精査を行い、地方団体と連携しながら、速やかに改定に向けた手続を進めていく。

【法務省】

〔提案の受け止め〕

○今回の地方からの提案を受けて、市町村による課税事務等において、登記所から市町村への通知事項にマイナンバー・法人番号が付されることによるメリットがあることは認識したところであり、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知することを可能とするために必要な検討・調整について、関係省庁間で連携して検討を進めていく所存である。

〔不動産登記事務においてマイナンバーを利用する必要性〕

○その上で、行政手続におけるマイナンバーの利用については、当該手続の制度所管省庁において検討すべきものと承知しているところであるが、不動産登記事務を所管する法務省として、当該事務においてマイナンバーを利用する必要性については、次のとおり考えている。

○不動産登記制度は、不動産取引を安全・円滑に行うために、不動産の「物理的現況」と、現在の所有者の情報を含む「権利の変動」を公簿に記録して公示する制度である。このうち、不動産の「権利の変動」を表す現在の所有者の情報については、所有者の特定という観点に加えて、それが公示情報となることにも鑑みて、（現在の所有者の）氏名又は名称及び住所が登記事項として法律に規定されているところである。

○一方で、近年、所有者が亡くなったのに相続登記がされないことや所有者の住所等が変わったのに住所等変更登記がされないことによって、最新の「権利の変動」が公示されず、登記簿を見ても所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっていることから、この問題を解決するため、令和3年に不動産登記法が改正され、相続登記及び住所等変更登記が義務化されている。

○また、住所等変更登記の義務化に対する所有者の負担軽減策として登記官が所有者の住所等の異動を確認したときに職権で変更登記を行う制度や、登記官が所有者の死亡の事実を確認したときに登記記録に死亡の事実を符号によって表示する制度を新設しているが、この異動情報や死亡情報の確認は、所有者が個人であれば、法律上登記事項とされている所有者の氏名及び住所に加えて、所有者から登記申請時等に申出のあった氏名の振り仮名、生年月日等（以下、氏名及び住所と合わせて「検索用情報」という。）を登記所において管理し、検索用情報を用いて住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）に照会することにより行われており、所有者が法人であれば、登記所が法人ごとに付した一意の番号である「会社法人等番号」を用いて商業・法人登記システムとの情報連携により行われているものである。

○なお、所有者が個人の場合であっても、一度住基ネットに照会した後は、登記のシステムにおいて検索用情報ごとに一意の符号（名義人統一符号）が付される仕様となっており、以降の検索は一意の符号（名義人統一符号）から可能となることから、この制度において、この符号とは別に個人ごとの一意の番号を利用する必要性はないところである。

○このように、所有者不明土地等対策の観点から行われている登記記録の情報の最新化のための制度については、既にマイナンバー・法人番号を利用しない方法により所有者を特定して当該所有者の異動・死亡情報を確認する制度が、所要のシステム改修を行った上で、まさに本年4月から施行されていることから、これに加えて不動産登記事務においてマイナンバー・法人番号を利用する必要性は現時点でないものと考えている。

○他方で、本年7月24日の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議（第3回）において示された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策～進捗等を踏まえた、今後の取組の方向性～」においても、「マイナンバーとの連携など、適正な課税の観点から土地所有者等をより正確・効率的に特定するための仕組みについて検討」することとされているところであり、マイナンバーとの連携については、適正な課税の観点から検討を行っていく必要があるものと承知している。

〔検討事項、検討スケジュール〕

○以上を前提として、登記所においてマイナンバー・法人番号を取得し、市町村に通知するためには、今後、以下のような検討・調整を行っていく必要があると考えている。

○なお、以下の検討事項の結論次第でシステム改修の内容も変わることとなるため、現時点でその改修費用の具体的な積算は困難であるものの、数十億円規模の改修となることが十分に想定され、そのための費用を一つの省庁の予算から拠出することは極めて困難な状況にある。この提案の実現の前提として、措置の目的（課税の観点）を踏まえた費用分担の在り方が整理され、費用確保の問題が解決される必要がある。

<主な検討事項>

① マイナンバー・法人番号の取得方法

- ② マイナンバー・法人番号の提供者の範囲
 - ③ マイナンバーの保有に伴う登記所内の体制整備の方法
 - ④ 登記所から市町村長に対するマイナンバー・法人番号の通知方法
 - ⑤ ①～④の検討結果を踏まえたシステムの改修内容、法令改正の内容
 - ⑥ システム改修の着手可能時期、改修スケジュール
- 予算措置の目途も含めて、これらの検討事項について、令和9年度中を目途に結論を得た上で、必要な調整・措置を行っていくことを想定している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	350	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

ぴったリサービスでの行政手続上で政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付を行う際の指定可能な歳入口座の増設等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

ぴったリサービスの行政手続により政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付された手数料等について、「地方公共団体の指定口座の増設」又は「公営企業の現金を歳入歳出外現金で保管する規定についての法令整備」を行うよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

- ①地方公共団体のアカウント及び指定口座は一つに限定されている。
- ②普通地方公共団体の所有に属しない現金は、法令の規定によるものでなければ取扱いできない。ぴったリサービスによる公営企業の現金は、公営企業管理者の権限に属し、会計管理者が出納及び保管する歳計現金に当たらないと考えている。また、歳入歳出外現金として受け入れることを正当化する法律・政令上の根拠は存在しないため適法性に疑義がある。

【支障事例】

歳入口座として、会計管理者が管理する口座を指定している。住民が公営企業の申請でキャッシュレス納付する場合、手数料等は同一口座に入金されることになるが、公営企業に係る現金を歳入歳出外現金で保管可能か法令等上明確ではない。これを理由にキャッシュレス納付できない場合、住民の利便性を阻害することが懸念される。

【制度改正の必要性】

住民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、キャッシュレス納付された手数料等の受入口座を複数指定可能とするか、現金の取扱いを明確化する必要がある。デジタル化に伴う公金管理体制の整備が必要である。

【支障の解決策】

- ①指定口座を増設し、入金時点で普通地方公共団体の歳計現金と公営企業の現金を区別する。
- ②公営企業の現金を、歳入歳出外現金で保管可能とする明確な規定を整備する。
- ①又は②により、支障を解決できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公金管理体制の整備によりデジタル化を促進し、住民の利便性向上及び行政事務の効率化が図られる。
また、地方公共団体の指定口座を増設する場合は、公営企業へ現金を払い出す必要がないので更に行政事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

地方自治法第 235 条の4第2項、地方自治法施行令第 168 条の7第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

枚方市

○現在、当市においてはぴったりサービスでのキャッシュレス納付は行っていないが、今後キャッシュレス納付が拡充していくことを鑑みると、指定口座の複数登録が可能でないと事務が煩雑になるため、登録口座の増設を要望します。

各府省庁からの第1次回答

【①について】

登録口座を増設し入金時点で普通地方公共団体の歳計現金と公営企業の現金を区別する機能の実装については、既存の類似した機能を有する民間のサービスの状況等を勘案しながら、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。

【②について】

ご提案において「公営企業の現金は、公営企業管理者の権限に属し、会計管理者が出納及び保管する歳計現金に当たらないと考えている。」とされているが、地方公営企業法第2条第1項等において、公営企業は「地方公共団体の経営する企業」とされており、公営企業は地方公共団体の一部である。

このため、公営企業が保有する現金についても、地方公共団体の所有に属する歳計現金として取り扱うものであり、当該地方公共団体の所有に属しない「歳入歳出外現金」として取り扱うことはできない。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【①について】

「費用対効果を踏まえて検討してまいりたい」とされているが、具体的な検討スケジュールが提示されていない。デジタル化の推進は国の重要政策であり、住民の利便性向上は喫緊の課題である。については、令和8年度中に調査・検討を開始し、結論時期を明示した具体的なスケジュールの提示を求める。さらに、費用対効果の検討に当たっては、住民の利便性向上効果、行政事務効率化による業務コスト削減効果、キャッシュレス化による現金取扱業務軽減効果等を総合的に勘案することを求める。

【②について】

公営企業の現金が地方公共団体の所有に属することは承知しているが、問題は、会計管理者が出納・保管する「歳計現金」に公営企業の現金が法制度上当たらないという点である。

普通地方公共団体の歳計現金とは、地方自治法第 235 条の4に規定される歳入歳出に係る現金であり、同法第 170 条第2項第1号により会計管理者がその出納及び保管を担うものである。一方、地方公営企業法第9条第 11 号及び同法施行令第 22 条の5第1項により、公営企業の業務に係る現金の出納及び保管は公営企業管理者が行うものと明確に規定されている。同一の地方公共団体に属する現金であっても、一般会計等に係る現金は会計管理者が、公営企業に係る現金は公営企業管理者が、それぞれ根拠法令と権限主体を異にする独立した会計として管理するものとされており、現行の公金管理実務においても両者は明確に区分されている。

当市が歳入歳出外現金としての取扱規定の整備を求めたのは、会計管理者の権限において対応できるようにするために提案したものである。公営企業の現金を歳計現金として一体的に取り扱うことは、法的根拠と実務運用の両面から整合性を欠く。仮に回答の解釈が正しいとするならば、現行の公営企業における現金管理体制そのものの見直しが必要となり、地方公共団体に大きな混乱をもたらすことになる。

については、現行制度との整合性を図りつつ、ぴったりサービスでのキャッシュレス納付を可能とするため、指定

口座の増設を行うか、公営企業の現金を歳入歳出外現金で保管可能とする明確な規定を整備するか、いずれかの具体的な方策を講じることを求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

【①について】

具体的な検討スケジュールについては、令和8年度中に調査・検討を開始し、令和9年度中に結論を得ることとしたい。

【②について】

地方公営企業の現金が歳計現金に当たることは第1次回答でお示ししたとおりである。

その上で、一般会計等に属する現金は地方自治法第170条第2項第1号により会計管理者が、公営企業会計に属する現金は地方公営企業法第9条第11号により地方公営企業の管理者が、出納その他の会計事務をそれぞれ行うこととされている。

また、ぴったりサービスを用いてキャッシュレス納付を行った場合、歳入口座においてどの手続にかかる申請であるかを判別できるようになっており、指定口座が一つに限定されていたとしても、会計管理者及び公営企業管理者がそれぞれの権限に属する現金を取り扱うことができるものである。

したがって、一般会計等にかかる申請及び公営企業会計にかかる申請の双方についてぴったりサービス上でキャッシュレス納付させることに支障は生じないものと考えている。

なお、ご見解において公営企業に属する現金を「会計管理者の権限において対応できるよう」とあるが、管理者が地方公営企業法第9条第11号に基づき出納その他の会計事務を行うこととされているのは、企業の合理的・能率的な経営のために一般行政組織から地方公営企業の経営組織を切り離すこととしているためであり、地方公営企業に属する現金を会計管理者の権限に置くことは適切ではない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	366	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルの整備

提案団体

酒田市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

求める措置の具体的内容

各府省庁が個別に発出・公表している自治体向けガイドライン、Q&A について、プラットフォームを一本化した一元的な検索ポータルを整備を求める。具体的には、PDF ファイルの羅列だけではなく、ウェブサイト上でキーワード検索により、最新のガイドライン、Q&A が確認できる全文検索システムを構築いただきたい。なお、全府省庁横断的なシステム構築が難しい場合は、特に農林水産省のガイドラインや Q&A について、キーワード検索可能なシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

新規配属された職員が新規就農(特に初期投資支援)に係る補助金業務を行っていた際に、ガイドライン、Q&A がメール等で送られてきており、最新のものがどれか等の確認作業に時間を要した。
ガイドライン、Q&A の公開先が一元化されていないほか、都度更新や未定稿の常態化により、行政効率を著しく低下させている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

検索・確認にかかる時間を短縮できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、川崎市、小牧市、兵庫県、広島市、高知市

—

各府省庁からの第1次回答

デジタル庁は、国の行政機関、立法機関、司法機関、一部の独立行政法人、総合行政ネットワーク(LGWAN)参加団体等(以下、総称して「利用機関」という。)の間で情報共有する場として、「政府共通インフォメーションボード」及び「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」を構築し、運用している。

このうち「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」は、国の行政機関等と LGWAN 参加団体が利用できる電子掲示板システムであり、テーマ別及び目的別の仮想のフォーラムの場を利用機関に提供するもので、利用機関からの申請に基づき専用の掲示板又はフォーラムを開設することができる。

同システムでは、各府省庁の判断において、当該府省庁が発出・公表するガイドライン、Q&A 等についても掲載が可能であり、各府省庁が同システム上に情報を集約することで一元的な情報共有が可能であるとともに、掲載後はキーワードによる検索も可能であることから、自治体を含む LGWAN 参加団体が必要な情報を検索・確認できる環境として、御要望に対応できる仕組みが既に整備されているところである。

農林水産省としても、このような政府共通システムの活用等により、自治体職員の皆様が効率的に業務に取り組めるような情報提供に努めてまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

政府共通 NW/LGWAN 掲示板の活用を基本方針として賛同する。情報を一元化し検索性を高めることで、自治体の業務効率の向上に期待する。ガイドライン及び Q&A 等の運用に関する一元化を望んでいるが、要件定義・運用ガイド(現場が迷わず安定して回すための実務手順書)の整備とセキュリティ確保を前提に、関係機関と連携して実施可能な範囲から段階的に進めていくべきである。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

デジタル庁としては、令和8年10月末までに、「デジタル社会推進会議実務担当者会合」において電子掲示板の機能・活用について周知を行い、電子掲示板の利用促進を図りたい。

農林水産省としては、デジタル庁からの上記周知を踏まえ、当該掲示板の省内周知を図るとともに、自治体への情報提供に当たっては、その内容や性質に応じて、農林水産省ホームページへの掲載や当該掲示板の活用など、適切な手段により対応してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	372	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築

提案団体

北九州市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、三重県、大阪市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自治体間の情報連携体制構築、各自治体で負担する改修等費用の削減、適切な許可事務の運用による健康被害発生の防止、電子申請推進・変更届省略による事業者の事務負担軽減のため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「薬機法」という。)に関する全国共通の施設台帳システムを構築していただきたい。当該システムには台帳機能だけでなく、申請、届出、報告、オープンデータ、監視指導、事件事故情報共有、自治体間での許可施設情報連携等必要な機能を実装していただきたい。

具体的な支障事例

1 薬機法改正

令和7年5月、薬機法が改正され、薬局と店舗販売業(医薬品販売業)の業務の一部を外部委託可能となった(未施行、令和9年5月までに施行予定)。施設台帳システムの改修が必要であるが、改修内容が多岐にわたること、受委託先の数に制限がないことなどによるシステム構成の複雑化により、多額の費用を要する。また、本改正で新設される業種(変更許可)では受委託関係が複数自治体に及ぶケースが想定され、他自治体店舗を委託先とした場合、委託先の正確な情報の把握が困難となり、必要な届出等事業者の適切な手続きがなされない場合に許可事務の適正な運用に懸念が生じる。

2 電子申請

電子申請は店舗が所在する自治体へそれぞれ提出する必要があるが、各自治体で受付方法が様々かつ電子申請非対応の自治体もあるなか、電子申請にも対応したシステムが整備されることにより、窓口対応や台帳への転記作業等について、事務負担軽減の余地がある。

医薬品医療機器等法申請等件数(／年)

薬局(施設数 635 件):1,851 件、店舗販売業(施設数 231 件):771 件、高度管理医療機器販売業等(施設数 641 件):534 件

3 変更届の省略

デジタル手続法成立により、「登記事項と同一の項目の変更に関し、行政機関等が情報連携により入手した場合は、他の法令に基づく変更の届出が行われたことと「みなし」、他の法令に基づく変更の届出を省略できるようにすることが可能」となった。デジタル庁によれば、変更届省略可とするには、法令による手続きにおいて、対象となる手続きの国の行政機関のシステム整備と主務省令の整備が完了したものから提供可能とされていることから、変更届を省略するためには国主導のシステムが必要である。

4 その他

基幹システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行・稼働に伴い、当市においても、業務システムのガバクラ移行が推進されているため、ガバクラへの移行費用、ガバクラ利用料など費用を要する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【直接的な効果】

開発・改修経費、保守・運用経費の負担軽減

委託先店舗情報を迅速かつ適切に把握できるようになり、効果的な調査・指導が可能となる（許可基準不適合の予防が可能となる）。

共通システムで電子申請可能とすることで、法人情報の変更時に複数の自治体に届出を出す必要のあった事業者が、1回の手続きで済むようになり、事業者の事務負担が軽減されるとともに、多くの自治体で窓口対応の軽減や台帳への転記作業減少により、自治体職員の事務負担が軽減される。

ワンストップの枠組みに参加し変更届出を省略できるようになれば、事業者の事務負担はさらに軽減される。自治体職員の窓口事務負担軽減も同様にさらに軽減される。

ガバメントクラウドへの移行費用、ガバメントクラウド利用料の負担軽減

【付随する効果】

専門職の有効活用…複雑化する薬事行政のシステム対応を共通システムに任せることで、本来業務により注力できる（デジタル人材担い手不足も解消可能）

法改正に対応するシステム改修の「改修もれ」の予防が可能

国・地方通じた公共サービス提供のトータルコストの低減

業務改革の推進…固定化したシステムに合わせた業務から解放され、国のシステムに合わせた業務改革が推進される（自治体職員の事務負担軽減）。

ベンダロックインの解消

自治体から国へ報告する際の情報の精度、スピードの向上、事務負担軽減…システムに報告機能を実装すれば、定例照会業務への貢献度は大きい。

データの二次利用容易性の向上…システムにオープンデータ機能を実装することで、どの自治体からも同じフォーマットのデータを入手可能となり、民間事業者がデータを利用・加工しやすくなる。

根拠法令等

【現行法令・通知】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項、第24条第1項、第26条、第4条第4項、第7条第4項、第10条第1項及び第2項（第38条第1項で準用あり）、第14条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第12条第4項、第13条第4項、第14条の9、第19条、第14条第16項、第39条第1項、第39条第6項、第39条の2第2項、第10条第1項（第40条第1項にて準用）、第39条の3、第10条第1項（第40条第2項にて準用）、第24条第2項、第45条第1項、第46条第1項、第28条第4項、第10条第2項（第38条第1項で準用あり）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3、第2条の4、第2条の13、第5条第12条、第6条第13条、第45条第1項、第46条第1項、第2条の6、第8条第1項、第15条第1項、第48条

昭和46年6月29日薬発第588号厚生省薬務局長通知「医薬品の製造等の承認の整理について」

【新法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律公布の日（令和7年5月21日交付）から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行の内容）】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条5項、第26条第6項、第29条の5第1項、第29条の5第6項、第29条の6第4項

なお、新法に基づく政令、省令等の改正が未公布のため、根拠法令は追加される見込み

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、東京都、豊橋市、寝屋川市、和歌山県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎市、宮崎市、鹿児島市

○追加共同提案団体として参画を希望

委託薬局と受託薬局など関係施設の正確な情報が把握できない場合、許可・監視指導の適切な実施に支障が生じる。

各府省庁からの第1次回答

原則、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品の製造販売業・製造業・修理業許可関係は既に全国統一的なシステム(医薬品・医療機器申請・審査システム(Pegasus))で管理されている。

一方で、薬局開設許可、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業及び再生医療等製品販売業に係る許可等事務には、現在、全国統一的な管理システムは存在せず、各自治体において独自に台帳及びシステムを用いて管理しているものと承知している。

自治体の実態を踏まえた制度運用のあり方や財源等の課題を整理しつつ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第23条に基づくガバメントクラウドを利用したシステム整備の検討を行う。令和6年の規制改革実施計画で医薬品の遠隔販売の実施について、都道府県を超えた監視のあり方について検討することとしており、令和10年度までに実施する各自治体におけるシステムの整備状況調査に基づき、本提案の検討も併せて進めてまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和6年規制改革実施計画に基づく検討は、対象が「医薬品の遠隔販売」であるが、同じ課題を抱える「薬局業務の一部委託」でも同様の検討をしているものと承知した。各制度における許可の実効性を担保し、かつ効果的な監視指導を両立させるためには、監視手法の検討のみでは不十分であり、情報連携機能等を備えた全国統一許可台帳システムの構築が不可欠と考える。

次に財源の課題について、医薬品等の製造販売業等は「Pegasus」で国において一元管理されている一方、薬局や販売業等は各自治体が独自システムを構築・管理してきた。また各自治体は、法改正のたびに国庫補助等がない中で、限られた財源を工面しシステム改修費用及び増加する保守費用を捻出してきた。しかし、令和7年5月の薬機法改正では内容が多岐にわたることなどから、改修費用が確保できず、新制度のシステム対応が困難な自治体があると承知している。行政全体のトータルコスト削減および公共サービスの効率化の観点から、国による全国統一システムの整備こそが合理的である。

また、近年、各自治体の採用環境の厳しさから、薬事監視員の確保は全国的な課題となっている。法改正に伴う業務量の増加は確実であり、監視員が本来業務に注力できるよう、付随する事務負担を軽減するためシステム整備は急務である。

最後に、本提案は当市および共同提案団体のみならず、多くの関係自治体に共通する要望である。各自治体の実態と意向を正確に把握するため、全関係自治体を対象としたシステム構築に関する希望調査を国の責任において急ぎ実施していただきたい。

以上を踏まえ、早期の実用的な全国統一システム構築に向けた具体的な検討を強く求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

薬機法に関する施設台帳について、全国共通システムを構築することは、自治体ごとのシステム運用費の重複抑制、自治体間情報連携、監視指導の効率化及び健康被害の防止に資する。このため、既存システムからの移行、情報管理、費用負担等を整理し、国の責任において必要な財源措置を講じた上で、全国共通の施設台帳システムの構築について、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

一般用医薬品の遠隔販売及び薬局業務の一部外部委託について、許可・登録及び監視指導の実効性確保の観点から、自治体間をまたいでの情報共有のあり方が課題となることは認識している。

また、ご指摘のとおり、法改正への対応に伴い、自治体におけるシステム改修及び運用管理の負担が増加していること、また、薬事監視員等の人材確保が課題となる中、事務負担の軽減や業務の効率化を図る必要があることについては認識している。

一方で、薬局開設許可、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業等に係る許可事務については、各自治体において、現行のシステム環境が様々であり、全国統一システムの整備に当たっては、必要となる機能の整理、既存システムとの関係、整備・運用コスト、財源確保等について慎重な検討が必要である。

このため、自治体の実態を踏まえた制度運用のあり方や財源等の課題を整理しつつ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第23条に基づくガバメントクラウドを利用したシステム整備の検討を行う。令和6年の規制改革実施計画で医薬品の遠隔販売の実施について、都道府県を超えた監視のあり方について検討することとしており、令和10年度までに実施する各自治体におけるシステムの整備状況調査に基づき、本提案の検討も併せて進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号	377	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の活用により乳児等通園支援事業における税情報等の取得を可能とすること

提案団体

指定都市市長会、久留米市、大野城市、篠栗町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、広川町

制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることを求める

具体的な支障事例

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、生活困窮者等(市民税額が一定額未満の世帯)に対して利用者の負担軽減のための公定価格の加算が設定されている。その認定を行うに当たっては、現行法令では、税情報等の取得に関して情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)を行うことができないため、乳児等通園支援事業の利用者が自ら負担し、課税証明書等の証明資料を用いて申請する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用者からは、課税証明書の取得が負担であるために、マイナンバーを利用してほしいとの声が寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用者の負担軽減につながり、住民サービスの向上につながる。また、行政においても、紙媒体を確認する必要がなくなり、効率化につながる。本制度は、全国で実施されるものであるため、行政の効率化の影響は大きいものだと考える。

根拠法令等

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第一百五十七条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、福井市、小牧市、寝屋川市、和歌山市、岡山県、都城市、鹿児島市

○既に1件、利用者負担減免申請があった際、添付書類がない状態で申請がされてしまい、個別に電話対応するといった事象が発生している。

○提案内容にあるように、乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることが求められる。

○利用者自らが課税証明書等の証明書類を準備し申請することは、金銭面と時間面の両面から負担になるため、マイナンバーを用いた情報連携を求める声が、県内市町村から上がっている。

○マイナンバーを用いた情報連携が可能となることで、利用者の証明書取得に係る時間的・経済的負担が大幅に軽減され、制度へのアクセス向上が期待される。また、自治体においても事務処理の効率化と迅速化が実現し、より多くの支援が必要な家庭が制度を利用できるようになることで、子育て支援の実効性が高まり、社会全体の子育て環境の改善に寄与することが見込まれる。

各府省庁からの第1次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、必要な法令改正を行うことを予定している(令和8年6月26日公布・施行予定)。これと併せ、令和9年6月からは、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、対応を検討している。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とする法令改正が行われたことについて、事務連絡の発出、こども誰でも通園制度に関するQ&Aの更新など、地方自治体への周知を求める。

また、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報照会が可能となった時点においても、改めて地方自治体への周知を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【和歌山市】

情報連携が実現すれば、申請者の添付書類の省略や自治体窓口の事務負担軽減につながり、乳児等通園支援事業の円滑な実施に大きく資するものである。

この意義に鑑み、対応の「検討」を早期に具体化し、令和9年6月から確実に情報照会できるよう、着実に進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

乳児等通園支援事業における利用者負担軽減の認定に必要な税情報等について、マイナンバー情報連携により取得できるようにすることは、利用者の課税証明書等の取得・提出負担の軽減及び市町村の確認事務の効率化に資するため、情報連携に必要な制度上・システム上の措置について、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令(令和8年デジタル庁・総務省令第19号)」により必要な法令改正を行った(令和8年6月26日公布・施行)。

また、令和9年6月からの運用開始に向けて、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方

税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、必要な準備を進めているところであり、この中で地方自治体に対する事務取扱い等に関する周知についても検討してまいりたい。